大井町学校施設長寿命化計画（案）

令和２年 ３ 月 策定

令和８年 ３ 月 改定

大井町教育委員会

目　次

はじめに　～学校施設長寿命化計画とは～ 3
第1章　背景・目的等 5
1.1　背景・目的 5
1.2　位置づけ 6
1.3　計画期間 6
1.4　対象施設 7
第2章　学校施設の目指すべき姿 9
2.1　学校施設の目指すべき姿 9
第3章　学校施設の実態 25
3.1　本町の人口、財政等の状況 25
3.2　学校施設の運営状況・活用状況等の実態 31
3.3　学校施設の老朽化状況の実態 53
第4章　学校施設整備の基本的な方針等 73
4.1　長寿命化計画の基本方針 73
4.2　学校施設の適正規模・適正配置等の基本方針 75
4.3　改修・改築等の基本的な方針 83
第5章　施設整備の水準等 97
5.1　改修・改築等の整備水準 97
5.2　維持保全・管理の手法等 109
第6章　長寿命化の実施計画 111
6.1　学校施設の整備優先度 111
6.2　学校施設の長期整備計画（案） 113
6.3　学校施設の整備計画（第2期以降の 10 年間） 115
6.4　長寿命化計画の縮減効果と財源確保 117
第7章　長寿命化計画の継続的運用方針 120
7.1　推進体制の整備 120
7.2　情報基盤の整備と活用 120
7.3　フォローアップの実施方針 121

はじめに　～学校施設長寿命化計画とは～

学校施設長寿命化計画策定の目的は、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保することにあります。

長寿命化改修とは老朽化した建物について、物理的な不具合を直し、建物の耐久性を高めることに加え、建物の機能・性能を現在の学校が求められている水準まで引き上げる改修を行うことです。これにより、建物を将来にわたり長く使い続けることができます。工事費は大幅に縮減できる一方、改築と同等の結果となり、費用対効果は非常に大きくなります。

図１　長寿命化改修とは

引用：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引～参考資料」（平成 27 年４月、文部科学省）

学校施設の老朽化の進行を防ぎ、より長く安全に利用しつつ、トータルコストの縮減等を実現するためには、長寿命化改修（ハード対策）とともに、効果的・効率的に機能・性能を維持するための施設保全（ソフト対策）の推進が必要です。

施設の「保全」は、①対象の状況把握と②異常を把握した場合の適切な処置の２つの要素からなります。

また、「保全」には大きく分けて、「事後保全」と「予防保全」があります。

建物が損傷した後や設備の機能不全が起こってから処置を施す「事後保全」中心の維持管理から、定期点検等に基づき、損傷や機能不全が起こる前に、計画的に機能回復や機能向上を図る「予防保全」中心の修繕・改修に切替えることにより、建物の長寿命化を図り、安全に利用することができるようになります。

予防保全のメリット

- 突発的な事故が減る。突発的な多額の費用が発生しにくくなる
- 事故から復旧までの時間が短い
- 維持管理・更新の費用が平準化する
- 設備の長寿命化が図れる

図２　予防保全のメリット

引用：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成 26 年１月、文部科学省）

学校施設は、未来を担う子どもたちが集い、生き生きと学び、生活する場であるとともに、地域住民にとって生涯にわたる学習・文化・スポーツ等の活動の場となります。また、災害時には、地域避難所としての役割を果たす重要な施設となります。そのため、学校施設の老朽化対策は、先送りのできない重要な課題です。

本町においても、策定した学校施設長寿命化計画に沿った学校環境整備ができるよう、本計画を町全体における中長期的な予算検討及び財源確保につなげていくことが望まれます。

第1章　背景･目的等

1.1 背景･目的

1）背景

我が国の公立学校施設は、第２次ベビーブーム世代の増加に伴い、昭和 40 年代後半から 50 年代にかけて多く建設されましたが、それらの施設が老朽化し、一斉に更新時期を迎えつつあり全国的に重要な課題となっています。

国においては、平成 25 年 11 月に「インフラ長寿命化基本計画」（インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）を策定し、地方公共団体に対してインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取り組みの方向性を示す「公共施設等総合管理計画」の策定を要請しました。さらに、公共施設等総合管理計画を上位計画とし、下位に個別施設ごとの具体的な方向性を定めた個別施設計画の策定が要請されています。

そのため、文部科学省は、平成 27 年４月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引き」（以下、「手引き」という。）、平成 29 年３月に「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」、さらに令和５年３月に「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（以下、「解説書」という。）等を公表しており、学校施設に係る個別施設計画（長寿命化計画）策定のためのガイドラインとして支援しています。

この様な情勢の中、本町における公共施設等を取り巻く環境や将来にわたる課題等を客観的に整理し、長期的な視点をもって公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進することを目的として、平成 29 年３月には、「大井町公共施設等総合管理計画」（以下、「大井町総合管理計画」という。）を策定しました。

また、「すべての子どもと親がのびやかに育ちあえる町づくり」を基本理念に、子ども・子育て支援施策を総合的に推進するため、平成 27 年３月に「大井町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、その後、国の動向や社会情勢を踏まえ、令和７年３月には「第３期大井町子ども・子育て支援事業計画（大井町こども計画）」を策定しました。

2）目的

本町は、令和２年３月に大井町総合管理計画の“学校教育施設”（以下、「学校施設」という。）を対象に、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、子どもたちの学習環境や地域コミュニティ拠点としての学校施設に求められる整備水準のあり方とその確保について示す学校施設の個別施設計画として「大井町学校施設長寿命化計画」（以下、「現行計画」という。）を策定しました。

近年、国からは新しい時代の学びを実現する学校施設のあり方や教育環境の向上を図る改修等に係る資料及び事例が通達、公表されている状況であり、あらためて本町の学校施設を取り巻く状況を再整理し、学校施設の老朽化状況や機能・環境のあり方を踏まえ、長寿命化の考え方に基づく施設整備計画の更新が必要となっています。

そのため、現行計画を改訂することにより、学校施設整備に係るコスト縮減や財政負担の軽減及び平準化の一層の推進と、子ども達がより良い学校環境の中、安全で安心な学校生活を送ることを目指す学校施設整備の基本方針及び整備実行計画を示すことを目的とします。

1.2 位置づけ

本計画は、上位・関連計画で示された基本的な方針や考え方と整合し、本町の学校施設に係る「個別施設計画（長寿命化計画）」として位置づけます。

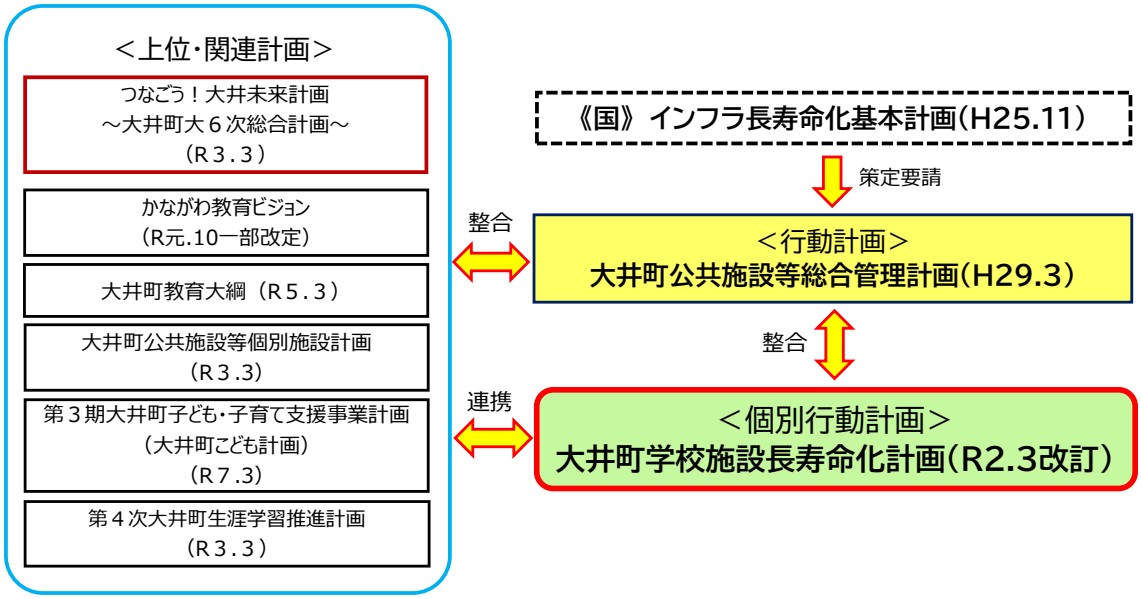

図１－1　本計画の位置づけ

1.3 計画期間

本計画の対象期間は、当初計画策定時の計画期間における令和２年（2020 年）から令和 41 年（2059 年）までの 40 年間のうち、本改訂計画は第２期中に当たり、今後の維持・更新コスト試算の開始年は、令和８年度（2026 年度）になります。

なお、本計画は、社会情勢の変化等の状況に応じて、概ね５年ごとに内容の見直しを行うことを基本とします。また、大井町総合管理計画等の上位・関連計画の見直しが行われた際は、適宜、見直しの要否を検討し、対応することとします。

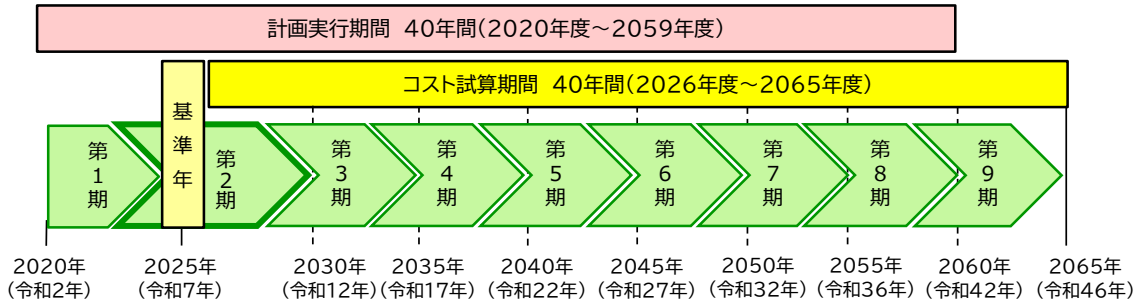

図１－2　計画期間

※図中下部の表記年度は、計画期間各期の開始年度を示しています。

1.4 対象施設

本計画は、次表の公立小学校３校（８棟）、公立中学校１校（４棟）、公設公営の幼稚園３園（３棟）、学校給食センター１施設（１棟）の合計８施設（16 棟）を対象学校施設とします。

表 1－1　対象学校施設一覧（令和７年４月１日時点）

学校種別	施設名	棟数	校舎・園舎延床面積(m^2)	体育館・武道場延床面積(m^2)	所在地
小学校	大井小学校	3	5,861	1,316	大井町金子1436
	相和小学校	2	2,282	699	大井町山田580
	上大井小学校	3	4,958	925	大井町上大井171
中学校	湘光中学校	4	7,551	1,034	大井町金子1950
幼稚園	相和幼稚園	1	508	—	大井町山田566
	大井幼稚園	1	1,292	—	大井町金手451-1
	大井第二幼稚園	1	1,138	—	大井町金子1270-1
学校給食センター	学校給食センター	1	1,591	—	大井町上大井287-1
合計	8施設	16	25,181	3,974	延床面積合計：29,155 m^2

：築50年以上　：築30年以上　　築年数の基準年は、2025年としています。

建物基本情報											
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分 建物用途	構造	階数	延床面積（㎡）	建築年度 西暦	建築年度 和暦	築年数
1	1951	大井小学校	北棟	001	校舎	RC	3	3,780	1972	S47	53
2	1951	大井小学校	南棟	005	校舎	RC	3	2,081	1983	S58	42
3	1951	大井小学校	屋内運動場	008	体育館	S	2	1,316	1998	H10	27
4	1952	相和小学校	校舎棟	001	校舎	RC	3	2,282	1981	S56	44
5	1952	相和小学校	屋内運動場	006	体育館	S	2	699	1981	S56	44
6	1953	上大井小学校	南棟	001-1、001-2	校舎	RC	2	1,286	1978	S53	47
7	1953	上大井小学校	北棟	002-1、002-2、010、011	校舎	RC	3	3,672	1978	S53	47
8	1953	上大井小学校	屋内運動場	008-1	体育館	S	2	925	1978	S53	47
9	4541	湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	校舎	RC	3	3,304	1967	S42	58
10	4541	湘光中学校	食堂棟	003	校舎	RC	3	1,728	1985	S60	40
11	4541	湘光中学校	南棟	004-1、004-2	校舎	RC	3	2,519	1968	S43	57
12	4541	湘光中学校	屋内運動場	005	体育館	RC	2	1,034	1968	S43	57
13	7711	相和幼稚園	園舎	002	園舎	W	1	508	1997	H9	28
14	7712	大井幼稚園	園舎	002	園舎	RC	2	1,292	2003	H15	22
15	7713	大井第二幼稚園	園舎	001	園舎	RC	2	1,138	1974	S49	51
16	k250	学校給食センター	学校給食センター	004	給食センター	S	2	1,591	2008	H20	17

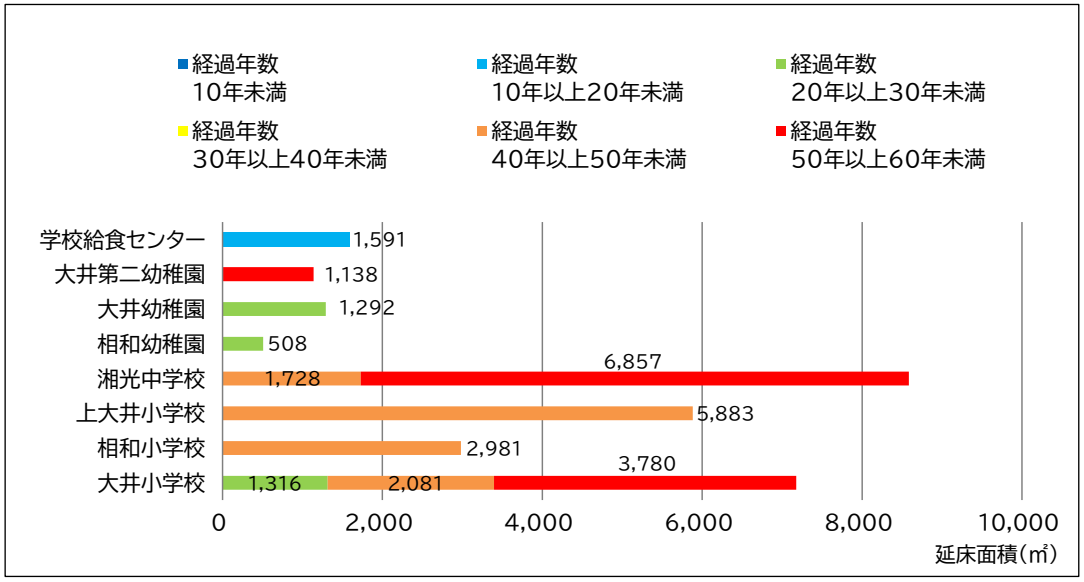

図１－３　対象学校施設の建築経過年と延床面積の関係（令和７年４月時点）

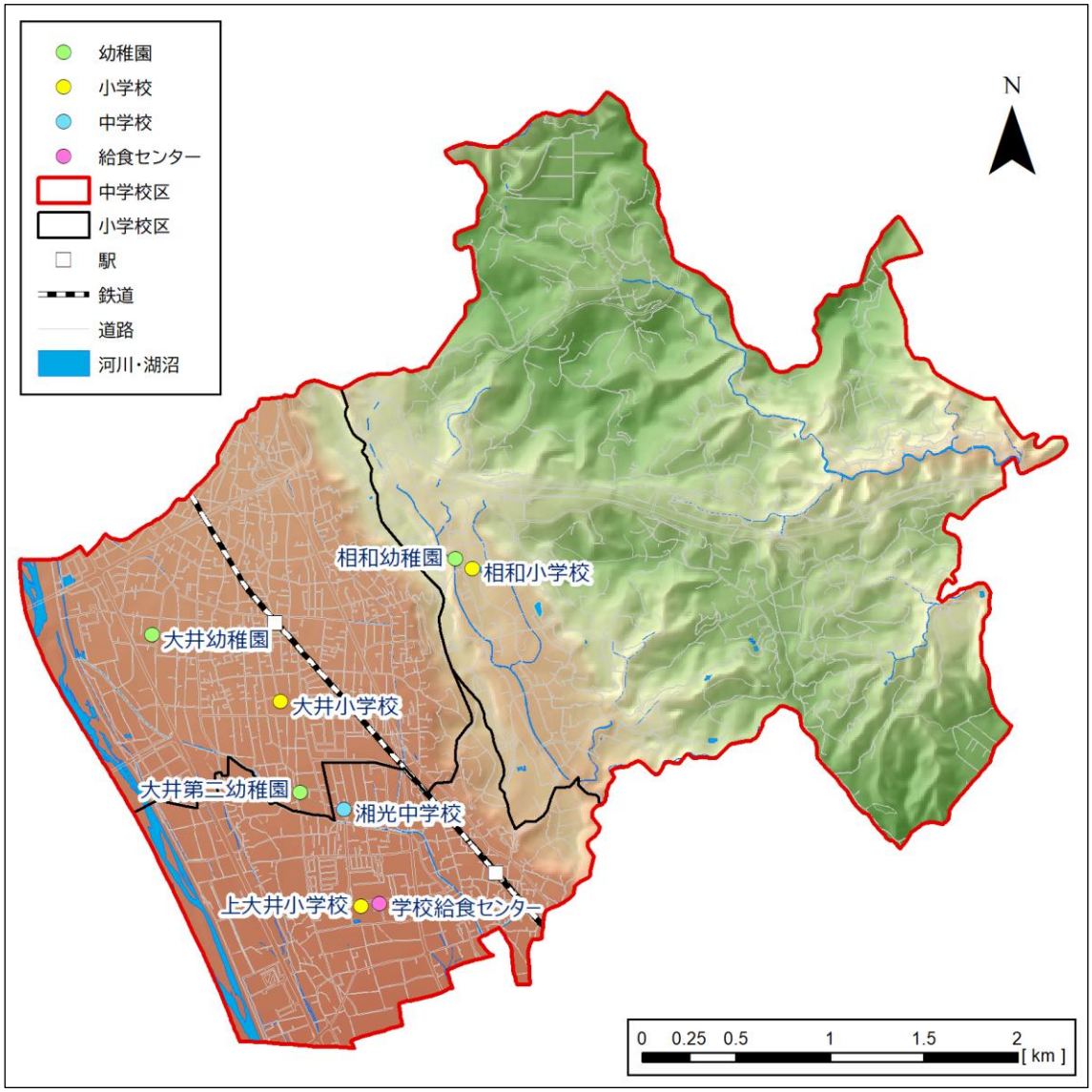

図１－４　対象学校施設位置図（令和７年４月時点）

第2章　学校施設の目指すべき姿

2.1 学校施設の目指すべき姿

１）上位・関連計画等との整合（キーワードの整理）

本町の学校施設の目指すべき姿を設定するに際し、上位・関連計画等で示された「学校施設」に関連するキーワード等（後述の参考欄を参照）は、以下のとおりとなります。

【上位･関連計画等のキーワード】

● **つなごう！大井未来計画～大井町第６次総合計画～**

〇まちづくりの目標「みんなでつなぐ大井の未来」

・前期基本計画（大井町戦略事業：４事業）／（３）教育・子育て環境の充実

・柱１：地域がつながり地域で育むまち／（分野２）教育

・柱２：みんなが笑顔になれるまち／（分野１）子育て

● **大井町教育大綱**

〇基本理念「個の育成とつながりづくりの推進」

〇基本目標

・人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた心豊かな人間性の涵養と個性を重視した教育の創造に努めます。

・将来の予測が困難な時代のなかで、自らの力で新しい価値や時代を創造できるよう主体的に学ぶ力の育成に努めます。

・心身ともに健全な青少年の育成を図るために、世代間の交流や次代を担うひとづくりをはじめ、家庭・学校・地域の連携と実践を推進します。

・安心して自ら学べる学習環境の構築を推進し、学んだことを次世代へつなぐしくみを定着させるとともに、コミュニティを充実させよりよい協働のしくみづくりを進めます。

● **大井町公共施設等総合管理計画**

「公共施設等のマネジメント」

3.1　基本方針

・次の世代に、より良い公共施設等をつないでいくために、公共施設等の機能、あり方について検証し、創造していくこと

〇基本コンセプト：持続可能な公共サービスを提供する

3.2 マネジメントの基本方針

・基本方針１：総量の適正化

・基本方針２：中長期的なコストの管理

・基本方針３：効果的・効率的な管理運営

3.3 施設類型別の基本方針

〇学校教育施設

・計画的に施設や設備の改修を進め、長寿命化を図るとともに安全で快適な施設の維持管理に努めます。

２）本町の学校施設の目指すべき姿

大井町教育大綱においては、その基本理念を「個の育成とつながりづくりの推進」としています。その基本目標として次の３項目を掲げていますが、ここから本町の学校施設のめざすべき姿を明らかにします。

- 人格の完成をめざし、知･徳･体の調和のとれた心豊かな人間性の涵養と個性を重視した教育の創造に努めます。
- 心身ともに健全な青少年の育成を図るために、世代間の交流や次代を担うひとづくりをはじめ、学校･家庭･地域の連携と実践を推進します。
- 安心して学べる学習環境の構築を推進し、学んだことを次世代へつなぐしくみを定着させるとともに、コミュニティを充実させよりよい協働のしくみづくりを進めます。

これらを実現するためには、本計画の目的にも示したように、学校施設が子どもたちの学習・生活の場であることを前提とし、機能的な施設環境を整えているべきものであり、安全性・防災性・防犯性や衛生的な環境を備えた安全・安心な施設である必要があります。

また、地域とのつながりを強く・深くすることで、より目標実現を確かなものにすることができるものと考えます。

これらのことから本町の学校施設の目指すべき姿を、以下のように設定します。

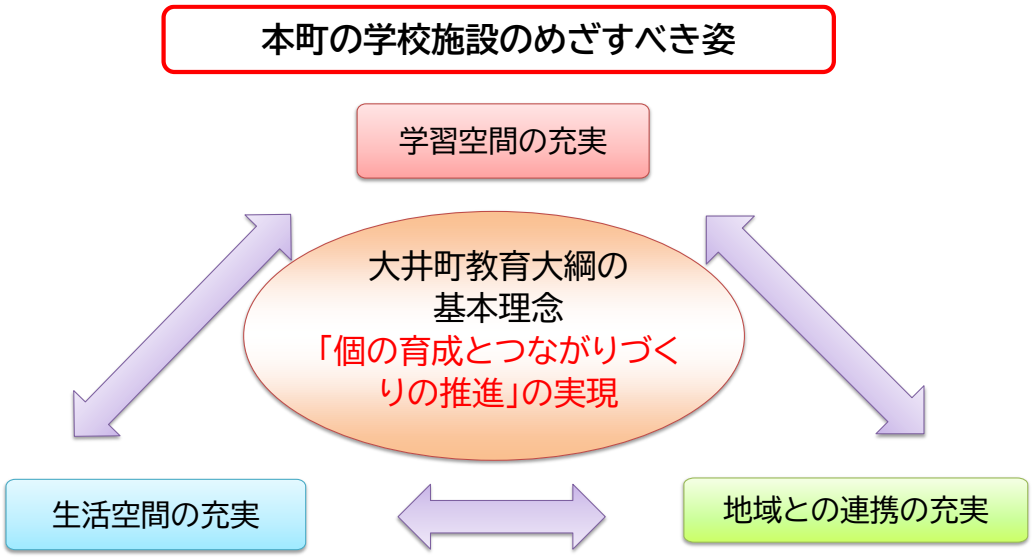

図２－１　本町の学校施設の目指すべき姿のイメージ

- **学習空間の充実**・・・子どもの学習の場として、その活動を適切に支援できる施設であること
- **生活空間の充実**・・・子どもの生活の場として、安全・安心な施設であること
- **地域との連携の充実**・・・地域社会全体で子どもの学びや成長を支援する場であるとともに、地域にとっても活性化や防災の拠点施設であること。

近年、国では従来の日本型学校教育の成果と直面する課題に対して、必要な改革を進めることで従来の日本型教育を発展させ、新たな「令和の日本型学校教育」の構築を目指しています。予測困難な時代の中で子どもたちが育むべき資質・能力、可能性を引き出すため「個別最適な学び」「協働的な学び」を提唱し、その一体的な充実に向けて「新しい時代の学校施設の在り方」を示しています。

これら国の動向も踏まえ、本町の学校施設の目指すべき姿について今後も継続して検討し、示していきます。

（参考）上位・関連計画等における学校施設に関する事項の整理

計画名等	方針･施策等(抜粋)
つなごう！大井未来計画～大井町第６次総合計画～ （令和２年 12 月）	**第２編　基本構想** **第２章　まちづくりの目標と方針** **３．まちづくりの方針** （１）地域がつながり地域で育むまち ②教育 　幼稚園、保育園の保育体制・環境の充実を図るとともに、確かな学力を身に付け、生命や人権を尊重する豊かな心を育む教育を、家庭、学校や地域と連携して取り組み、次代を担う子どもをみんなで育むまちづくりを進めます。 **第３編　前期基本計画** **第２章　大井町戦略事業（第２期大井町まち・ひと・しごと創生総合戦略）** **３．戦略事業** （３）教育・子育て環境の充実 　子育てしやすい環境を整備し、大井町の次世代を担う子どもたちを健やかに育めるように、妊娠期から出産・子育て期の様々なニーズに対してワンストップで支援を行うとともに、子どもを取り巻く環境の変化をふまえた教育・保育の整備・充実に取り組みます。 **第３章　施策別計画** （１）地域がつながり地域で育むまち ①協働 施策３　人づくりの推進 ・施策の方向 　人づくりに積極的に取り組むため、家庭・学校・地域の連携体制づくりをめざすとともに、地域社会に貢献できる町民の育成を図ります。 ・世代間の交流と次代を担う人づくりの促進（生涯学習課） 　地域において世代間の交流の機会と次代を担う人づくりに関わる場をつくり、広く町民に働きかけていくとともに、地域の自然や歴史、伝統文化の保存や継承に対する意識の向上、社会規範の習得ができるような体制づくりを促進します。 ②教育 施策１　幼稚園教育 ・現状と課題 　近年、核家族化や地域の連帯感の希薄化などにより家庭、地域の教育的な役割が機能していないことが指摘されています。また、幼児期における教育・保育の重要性を認識し学校、家庭、地域が一層の連携を図る必要があります。 　幼稚園、保育園、小・中学校の連携により交流活動の充実や、支援が必要な子どもについての情報共有などを行い、幼児教育と小学校教育との円滑な接続について強めていく必要があります。 ・施策の方向 　幼稚園・家庭・地域の一層の連携を図るとともに、幼稚園と小学校の連携を深め、小学校教育への円滑な移行を推進します。 ・幼児教育の充実（教育総務課） 　子どもが様々な活動や集団生活を経験し、自ら学ぶ力を育んでいけるよう、幼稚園・家庭・地域の連携を進めていきます。 　また、小学校との異学年交流や多様な世代間交流を行い、幼稚園から小学校への教育が円滑に行われるよう、関係機関との情報を共有し協力、連携を進めていきます。

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	研修会や研究会などの機会を通じて、教員の資質の向上と幼児の心身の発達に応じた適切な教育課程の編成に努めます。 ・幼稚園運営の推進（教育総務課） 急速な少子高齢化の進行、家庭及び地域など、子どもを取り巻く環境の変化をふまえた幼稚園の運営を推進します。 施策３　小・中学校教育 ・現状と課題 本町では、地域との連携・協力を深めながら、地域の特性を活かした特色ある学校づくり、地域に開かれた学校づくりなどを進め、個性と人間性豊かな児童・生徒の育成に努めてきました。 また、支援を必要としている子どもに適正な教育支援を行うため就学相談の充実を図り、互いに理解し認め合う社会性・思いやりの心を育む教育、いじめや不登校などの問題に対応する教育相談等に努めてきました。 今後、さらなる少子化の進行、情報社会の進展、急激なグローバル化と価値観やライフスタイルの多様化等、変化の激しい社会において、子どもを取り巻く環境も大きく変化・多様化してきているため、将来を担う子どもの確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した“生きる力”をより一層育む教育と社会の変化に応じた教育の推進を図る必要があります。 また、学校給食を通じて食育を推進するとともに、給食の提供に支障をきたさぬように施設の管理を行う必要があります。 ・施策の方向 社会の変化に柔軟に対応しながら、学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実を推進します。 ・教育活動の充実（教育総務課） 幼稚園教育要領や小・中学校学習指導要領※に基づき、子どもたちが未来社会を切り拓くために必要な資質・能力の向上を重視するとともに、確かな学力・豊かな心・健やかな体の育成に努めます。 また、組織的な授業改善を推進することで、学校教育の質の向上と教育課程の充実を図ります。 ・情報教育の推進（教育総務課） ＩＣＴ環境整備を進め、ＩＣＴを活用した教育の充実を図ります。また、引き続き情報モラル教育の推進に努めます。 ・支援教育の充実（教育総務課） 障がいなどの有無に関わらず、いじめ、不登校など配慮を必要とする子どもに対して、きめ細かく対応するために適切な支援を行うとともに、共生社会の実現に向けインクルーシブ教育の推進に努めます。 ・教育環境の整備・充実（教育総務課） 計画的に施設や設備の改修を行い、長寿命化を図るとともに、安全で快適な教育環境を整備します。また、今後の幼稚園・小学校の運営のあり方について検討します。 ・幼稚園、保育園、小中学校連携の充実（教育総務課） 子どもの資質・能力を育むために、各校種における連携のとれた教育課程の編成に努めるとともに、校種間における共通活動の理解と情報交換を推進することで、それぞれの円滑な接続に努めます。 ・学校給食の提供と食育の推進（学校給食センター） 安全安心な給食の提供と、食材と生産者のつながりに関心を持ってもらうため地場産食材を活用するとともに、学校給食を通じて食育を推進します。

計画名等	方針･施策等（抜粋）
	また、給食の提供に支障をきたさぬよう老朽化した設備や備品などの更新を行います。 施策４　青少年の育成 ・現状と課題 　近年の情報化の急速な進展などにより、青少年を取り巻く環境が大きく変化しています。このような情報化の進展は、生活に豊かさをもたらしている一方で、青少年の健全な育成に有害な情報も多く、非行や犯罪につながる危険性も考えられます。 　青少年の健全育成の重要性について、町民一人ひとりの認識を深め、学校、家庭、地域社会などが連携し、地域全体が協力して取り組んでいくことが必要です。 　本町ではこれまで、地域の各種団体との連携のもと、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や長期休暇中の夜間パトロールの実施などに努めてきました。 　また、青少年の体験活動を積極的に促し、集団活動を通じて連帯感を深めるとともに、助け合いの精神を養うことができるキャンプやスキーなどを開催してきました。 　今後もこれらの活動や様々な行事のさらなる充実を図りながら、青少年がのびのびと健やかに成長することを実現するために、地域全体が一致協力して取り組んでいくことが必要です。 ・施策の方向 　社会の変化に対応できる資質と意欲をもち、広い視野をもった青少年を育成するため、学校・家庭・地域などとの連携を図りながら、広く町民の理解と協力を得て、青少年の健全育成を推進します。 ・健全な青少年の育成（生涯学習課） 　情報化の進展でＳＮＳなどを通じて不特定多数の人との交流により非行や犯罪につながる危険性を防ぐため、青少年の地域行事への積極的な参加の促進や夜間パトロールの実施をすることで、地域全体で青少年を守り支え育てていきます。 ③文化 施策１　学習機会の充実 ・現状と課題 　一人ひとりが、それぞれのライフステージに応じて文化やスポーツ、芸能活動、趣味、ボランティア活動などから生きがいを見出し、生き生きと楽しく生涯を通じて学んでいくことが求められています。 　本町では、一人ひとりが、ともに学び、ともに活動することで学習機会の充実と地域の交流を図っています。 　今後も引き続き、学習機会の提供、自主的な学習の支援、地域に根ざした学習環境づくりを推進し、子どもから高齢者までが地域に親しみ、ともに学習できる場の提供を推進していく必要があります。 ・施策の方向 　町民が地域に親しみ、ともに学習できる場を提供するため、学習活動への支援や学習基盤の整備及び地域に根ざした学習の環境づくりを推進します。 ・学習機会の提供（生涯学習課） 　大井町生涯学習推進計画に基づき、子どもから高齢者まで、いつでも学習できる場や情報の提供を推進するとともに、各施設の窓口や町広報紙、町ホームページを効果的に活用し、講座などの情報を提供します。

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	また、町民が安全に安心して利用できるよう施設の整備と適正な維持管理を推進し、効率的な運営を図ります。 ・自主的な学習支援（生涯学習課） 　町民の多様なニーズに応じた各種教室などの設置に向け、町民による自主的な講座・教室の開催を支援します。 　また、各種団体の連携の強化や団体リーダーの育成など、活発な学習活動を推進します。 ・地域に根ざした学習環境づくり（生涯学習課） 　地域に関心を持ち、地域の良さを学ぶ機会の充実を図り、地域に根ざした学習環境づくりを推進します。 （４）将来を見据えた社会基盤と環境のバランスがとれたまち ①社会基盤 施策６　公共施設 ・現状と課題 　公共施設等総合管理計画※などに基づいて、計画的な公共施設の管理運営を行い、財政負担の軽減や平準化に努めてきました。 　しかしながら、公共施設は更新時期を迎え、その維持管理や整備などには多額の費用が必要となります。 　将来の財政負担を考慮し、最適な公共サービスの提供や施設の安全性を確保していくためには、公共施設全体の状況を把握し、長期的な視点や人口減少などによる利用需要の変化をふまえて、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に行う必要があります。 ・施策の方向 　最適な公共サービスの提供や施設の安全性を確保していくため、公共施設のマネジメントや管理などを適切に行います。 ・公共施設マネジメントの推進（総務課） 　公共施設等個別施設計画及び学校施設長寿命化計画などに基づき、将来の財政負担や利用需要の変化等に配慮した公共施設の老朽化などに対する維持管理や整備等を推進します。
第４期教育振興基本計画 （令和５年６月16日閣議決定）	**○我が国の教育をめぐる現状・課題・展望** ・教育の普遍的な使命：学制 150 年、教育基本法の理念・目的・目標（不易）の実現のための、社会や時代の変化への対応（流行） ・教育振興基本計画は予測困難な時代における教育の方向性を示す羅針盤となるものであり、教育は社会を牽引する駆動力の中核を担う営み **○計画のコンセプト** ・2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成 ・日本社会に根差したウェルビーイングの向上 **○今後の教育政策に関する基本的な方針** ①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成 ②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進 ③地域や家庭で共に学び支え合う社会の実現に向けた教育の推進 ④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進 ⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話 **○今後５年間の教育政策の目標と基本施策** ・教育政策の目標 １．確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 ２．豊かな心の育成 ３．健やかな体の育成、スポーツを通じた豊かな心身の育成

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	４．グローバル社会における人材育成 ５．イノベーションを担う人材育成 ６．主体的に社会の形成に参画する態度の育成・規範意識の醸成 ７．多様な教育ニーズへの対応と社会的包摂 ８．生涯学び、活躍できる環境整備 ９．学校・家庭・地域の連携・協働の推進による地域の教育力の向上 10．地域コミュニティの基盤を支える社会教育の推進 11．教育 DX の推進・デジタル人材の育成 12．指導体制・ICT 環境の整備、教育研究基盤の強化 13．経済的状況、地理的条件によらない質の高い学びの確保 14．NPO・企業・地域団体等との連携・協働 15．安全・安心で質の高い教育研究環境の整備、児童生徒等の安全確保 16．各ステークホルダーとの対話を通じた計画策定・フォローアップ
かながわ教育ビジョン （令和元年 10 月一部改定）	**○はじめに** １　策定の趣旨 神奈川県教育委員会による、すべての県民とともに明日のかながわを担う人づくりを進めるための総合的な指針。 ２　策定の基本的考え方 家庭・学校・社会へと続く成長の過程で、様々な人々がその役割と責任を自覚して人づくりにかかわり、協働と連携を進めることのできる「教育ビジョン」をめざす。 **第１章　教育ビジョン策定の背景** 社会状況の変化を概観した上で、教育をめぐる現状と課題を明らかにし、明日のかながわを担う人づくりを進める際に、必要と考える観点を併せて整理している。 １　社会状況の変化 ２　教育をめぐる現状と課題 ３　人づくりにおいて踏まえるべき観点 **第２章　基本理念・教育目標** １　基本理念 「未来を拓ひらく・創る・生きる　人間力あふれる　かながわの人づくり」 ２　教育目標（めざすべき人間力像） 「思いやる力」「たくましく生きる力」「社会とかかわる力」 ３　かながわらしい教育に向けて （１）「ふれあい教育」の成果と課題 （２）今こそ大事な心ふれあう経験 （３）よりよく生きるための「行動の知」を （４）「心ふれあうしなやかな人づくり」へ **第３章　人づくりの視点** １　「つむぐおりなす」協働による取組みの推進 ２　人の発達段階を通じた各主体のかかわり **第４章　展開の方向（平成 27 年 10 月改定）** 基本方針 １．かながわの教育力を生かした生涯にわたる自分づくりの取組みを進めます ２．新たな教育コミュニティを創造し、活力ある地域づくりを進めます ３，少子化などに対応した家庭での子育て・教育を支える社会づくりを進めます ４．子ども一人ひとりの個性と能力を大切にし、共に成長する場としての学校づくりを進めます

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	５．生涯にわたる自分づくりを支援する地域・家庭・学校をつなぐ教育環境づくりを進めます **第５章　重点的な取組み（令和元年 10 月改定）** 重点的な取組み Ⅰ．生涯学習社会における人づくり Ⅱ．共生社会づくりにかかわる人づくり Ⅲ．学びを通じた地域の教育力の向上 Ⅳ．子育て・家庭教育への支援 Ⅴ．学び高め合う学校教育 Ⅵ．意欲と指導力のある教職員の確保・育成と活力と魅力にあふれた学校づくり Ⅶ．県立学校の教育環境の改善 Ⅷ．文化芸術・スポーツの振興 **第６章　教育ビジョンの推進（令和元年 10 月改定）** **〇県民と歩む教育ビジョンの推進** **〇人づくりにかかわる様々な主体との協働・連携の拡大** **〇行政改革・地方分権の取組みと一体となった教育行政の推進** **〇心ふれあう３つの運動** あいさつ運動、3033（サンマルサンサン）運動、ファミリー・コミュニケーション運動
大井町教育大綱 （令和５年３月）	**〇基本理念** 「個の育成とつながりづくりの推進」 **〇基本目標** ・人格の完成をめざし、知・徳・体の調和のとれた心豊かな人間性の涵養と個性を重視した教育の創造に努めます。 ・将来の予測が困難な時代のなかで、自らの力で新しい価値や時代を創造できるよう主体的に学ぶ力の育成に努めます。 ・心身ともに健全な青少年の育成を図るために、世代間の交流や次代を担うひとづくりをはじめ、家庭・学校・地域の連携と実践を推進します。 ・安心して自ら学べる学習環境の構築を推進し、学んだことを次世代へつなぐしくみを定着させるとともに、コミュニティを充実させよりよい協働のしくみづくりを進めます。 **〇基本方針** ・学校教育 １　確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を重視するとともに、子どもたちが未来社会を切り拓く力を育むため、技術革新の進展やグローバル化など社会の変化に応じて教育課程の充実を図ります。 ２　基礎的・基本的学習の定着を図るとともに、幼児・児童・生徒一人ひとりの個性に応じた教育を展開し、主体的に学ぶ意欲・態度を育んでいきます。 ３　幼稚園・保育園、小・中学校の連携による一貫した教育を推進し、幼児教育及び学校教育の充実を図るとともに、教育環境の整備・充実に努めます。 ・社会教育 １　町民が安心して自ら学習できる場や情報の提供を推進し、学習活動への支援や学習基盤の整備を図ります。 ２　多種多様な知識や技能を持った町民の学びを他者に還元するため、世代間の交流機会や次代を担う人づくりに関わる場の提供を推進します。

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	３　家庭・学校・地域の連携体制を充実させるとともに、多様なコミュニティにおける交流や学びをとおして、協働のしくみづくりを図ります。 **〇計画期間** ・令和５年度～令和８年度まで（４年間）
第３期大井町子ども・子育て支援事業計画（大井町こども計画） （令和７年３月）	**第１章　計画の策定にあたって** １　計画の趣旨 ・少子高齢化や核家族化により、児童虐待・いじめ・自殺などの問題が深刻化しています。 ・「こども基本法」施行と「こども家庭庁」設立により、子ども政策が強化されました。 ・大井町では平成 27 年から子育て支援事業計画を策定しており、今回が第３期にあたります。 ２　計画の位置付け ・子ども・子育て支援法、次世代育成支援対策推進法などに基づく市町村行動計画です。 ・子ども・若者育成支援推進法に基づく市町村子ども・若者計画を包含します。 ３　計画の期間 ・計画期間は、令和７年度から令和 11 年度までの５年間とします。計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。 **第２章　大井町のこどもを取り巻く現状・課題** １　就学前児童を取り巻く環境 ・就学前児童数は、令和４年以降増加傾向です。 ・合計特殊出生率は、平成 30 年以降減少傾向にありましたが、令和３年では増加しています。本町は、国、神奈川県を上回る数値で推移しています。 **第３章　計画の基本的な考え方** １　基本理念 「すべてのこどもと若者が健やかにのびやかにつながりあい育ちあえる町」 ２　基本的な視点 （１）こども・若者の今とこれからの最善の利益を実現する （２）こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重する （３）ライフステージに応じて切れ目なく支援する （４）全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるよう、良好な成育環境を確保する （５）若い世代の生活の基盤の安定を図る **第４章　施策の展開** 〇基本目標１　こども・若者の心身の健やかな成長に資する環境整備 ・こどものウェルビーイングの向上に向け、ライフステージに応じたこどもの教育や保育の充実と小学校生活への円滑な接続を目指した幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。 〇基本目標２　配慮を必要とするこども・家庭への支援など各関係機関との連携によるきめ細かな取り組みの推進 ・こどもの貧困対策や児童虐待防止対策、ヤングケアラーへの支援を推進しつつ、要配慮が必要なこどもや保護者を対象に関係機関等が連携を図りながら、個々の特性に合わせてこども・若者やその家庭への切れ目のない支援の充実を図ります。 〇基本目標３　地域における切れ目のない子育ての支援 ・保護者の子育てに対する相談支援や情報提供の充実を図るとともに、こどもを産み育てやすいまちづくりを推進します。

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	○基本目標４　職業生活と子育て生活との両立の推進等 ・働きながら安心してこどもを生み育てることができるように、多様なニーズに柔軟に対応できる子育て環境づくりを推進と、子育てと仕事とのバランスがとれる働き方を支援する取り組みを推進します。 ○基本目標５　子育てを支援する生活・社会環境の整備 ・住民同士の協力・連携関係の強化や交通安全対策、防犯対策への取り組みなど、地域社会の中でこどもが安全・安心に暮らせるまちづくりを推進します。 **第５章　教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策** ３　各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期 ４　各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期の検討結果では本町の幼稚園・保育所及び町外保育所の既存施設の利用定員でニーズ量を確保できる見込みとなっています。 **第６章　計画の進行管理** ・計画の適切な進行を管理するため、庁内関係各課が具体的施策の進行状況について把握し、「大井町子ども・子育て会議」で点検・評価され、公表すると同時に必要な対策が実施されます。
大井町公共施設等総合管理計画 （平成 29 年３月）	**第１章　背景と計画** １.１　計画 １.１.１　目的 「公共施設等の最適化」と「持続可能な財政運営」の両立 **２.２　公共施設等の現状と課題** **２.２.１　公共施設の現状** （1）公共施設の総量 用途別にみると、学校教育施設が 26,973 ㎡で最も多く約 52%を占めています。 （3）公共施設の築年別状況 本町は、現行の耐震基準による建物床面積は全体の約 40%であり、築年別に 10 年ごとに分けると、築 20 年以上の建物割合は約 79%であり、うち築 30 年を超える割合は約 60%となっています。一般的な建物の耐用年数を考慮すると、およそ２／３以上の建物が大規模改修等の保全経費が必要になることが分かります。 **２.２.２　公共施設等の課題** （1）公共施設の老朽化 建設物の老朽化は一般に、「減価償却累計額／取得原価」で表され、どの程度償却が進行しているか、言い換えれば腐朽が進行しているかの指標となります。本町の場合は、老朽化は他団体より進行しており全体で 62%となっています。学校教育施設など放置できない状況となっています。 本町の公共施設で築 30 年を超える施設は建物面積全体の約 60%もありますので、これらは優先的に老朽化対策を検討する必要がありますが、相当な費用が見込まれるため、維持管理費と利用度の対比も考慮しなければなりません。 （3）公共施設等を維持するための財源不足 ①公共施設の将来の更新費用 本町の公共施設の更新について、今ある全ての公共施設を平成 78 年（2066 年）までの 50 年間、維持するための更新費用は

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	143 億円程度必要となります。 **第３章　公共施設等のマネジメント** **３.１　基本方針** ＜基本コンセプト＞　持続可能な公共サービスを提供する **３.２　マネジメントの基本方針** **3.2.1　公共施設の管理に関する基本方針** マネジメントの基本方針を、「総量の適正化」、「中長期的なコスト管理」、「効果的・効率的な管理運営」とし、総量の適正化を最優先に考え、そのうえで維持修繕・長寿命化などの様々な取り組みを計画的に推進します。 **（１）資産管理の一般的課題** ①点検・診断の実施方針 a．点検について b．診断について ②安全確保の実施方針 ③耐震化の実施方針 **（2）更新管理に関する基本的視点** ①メンテナンス時代の到来 ②維持管理の考え方・・・「予防保全」の手法の成立と普及 ③「修繕及び改修」の新しい意味づけ ④「資産更新」の新しい意味づけ ⑤「長寿命化」についての検討 **（3）更新費用圧縮をめざした「資産更新」の手法** 対象となる公共施設については、原点に戻って次の４点について検討します。 a　そもそも公共サービスとしての必要性に乏しい施設廃止 b　公共サービスとして必要であるが、必ずしも公共施設として必要ない施設 c　公共サービスとしては必要だが、量を削減する必要のある施設 d　公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設 上記４点について検討した上、存続と判断した個別の施設機能につき、一般的には下記の５つの更新方針に基づいて検討することとなります。 イ．施設の統廃合 ロ．施設の複合化 ハ．PFI※・PPP※・民間移管 ※PFI（Private Finance Initiative）とは、公共事業を実施する手法の一つで、民間の資金、経営能力、技術力を活用し、公共施設の設計、建設、維持管理、運営を行うものです。 ※PPP（Public Private Partnership）とは、、公共施設の建設、維持管理、運営などに民間の力を取り入れる概念を指し、これにより、限られた財政資金の有効活用や行政の効率化が期待されます。 二．更新コスト自体の圧縮・長寿命化 ホ．他団体との連携 **【基本方針１】総量の適正化** 【実施方針】 ①多機能化・複合化の推進 ②更新（建替え）時の見直し ③新設の抑制 ④広域連携の推進 ⑤資産の圧縮

計画名等	方針･施策等(抜粋)
	【基本方針２】中長期的なコスト管理 【実施方針】 ①ライフサイクルコストの縮減 ②費用の平準化 ③町民との協働 **【基本方針３】効果的・効率的な管理運営** 【実施方針】 ①計画的な維持管理による長寿命化 ②官民連携（指定管理者制度の導入）の推進 ③使用料・手数料の見直し ④防災対策の推進 ⑤施設の有効活用 **３.３　施設類型別の基本方針** **（１）施設類型ごとの基本方針** ・学校教育施設 学校教育施設は地域の結びつきの象徴であり、そのための貴重な施設でもありますが、それぞれの規模は状況に合わせる必要があります。既に耐震補強は終わっていますが老朽化は進んでおり更新費用並びに維持管理費の上位を占めています。計画的に施設や設備の改修を進め、長寿命化を図るとともに安全で快適な施設の維持管理に努めます。 ただし、今後、学校教育施設の更新をどのようにしていくかが財政面の大きな課題となります。 **３.４　マネジメントの実行** **３.４.１　マネジメントの実施体制** **（1）公共施設等マネジメントの推進体制の整備** 公共施設等マネジメントの取り組みを推進するために、公共施設等管理部門が各所管課との連携調整機能を持ちつつ、各公共施設等の設備等の劣化状況や稼働状況、管理運営費用等について、所管課と協議して施設の管理情報を整理し、公共施設等マネジメントを統括します。さらに、公共施設等再編成の取り組みの重要性を町民に示し、再編成の進行管理を行い、実効性を高めていきます。 公共施設等の再編成（多機能化・複合化等）にあたっては、庁内の連携が不可欠です。このため、新たに公共施設管理部門の設置を検討し、各施設情報を集約して公共施設等マネジメントを統括し、技術的な知識を基に大規模改修や長寿命化の実施及び予算・中長期財政計画等を担当する財政部門と情報を共有し、連携を強化することを検討します。 **３.４.２　行動計画の策定** 個別の公共施設の具体的な見直しは、公共施設再編成の行動計画で定めることとします。 この行動計画は、持続可能な財政運営の観点から、10 年程度の中期的な期間において主に老朽化が進む公共施設の統合や建替えを含む適正な機能の確保及び効率的な管理運営を実現するために策定を検討していきます。 このため行動計画を策定する際は、公共施設の老朽化等の物理的状況や稼働状況及び費用などを考慮するものとします。 **３.４.３　計画的・効率的な維持管理** **（1）施設現況の把握** ①点検の実施 ②診断等の実施

計画名等	方針･施策等（抜粋）
	（２）施設情報の整備 ①固定資産台帳の活用 ②施設カルテ **（３）計画的な維持修繕と長寿命化の実施** ①総合的かつ計画的な管理 ②ライフサイクルコストの抑制 ・全庁体制の確立と町民との情報共有 今後は、公共施設等マネジメントの基本方針から具体的計画に入ることになるため、「広報おおい」や「大井町ホームページ」を通じて、正確な情報の公開並びに町民との情報共有を図っていきます。 また、本計画を将来にわたって適宜見直しながら、施設の老朽化具合や修繕の必要性を判断し、計画的な維持管理と効率的な施設運営に取り組んでいきます。
第４次大井町生涯学習推進計 （令和３年３月）	**第１章　計画策定の趣旨** ①計画策定の意義 本町では平成９年に「大井町生涯学習推進計画」を策定しましたが、社会情勢の変化や地域的課題が山積する中で、今後も地域コミュニケーションを深めながら持続可能で活力あるまち作りを推進していくため、新しく生涯学習の基本的指針と地域の実情に即した具体的施策を展開する必要性があります。 ②計画の基本方針 令和 12 年度を展望し、本町の生涯学習の基本的目標を示すとともに、生涯学習推進に関する基本施策及び事業を明らかにします。 ③計画の期間 本計画は、基本構想・基本計画・実施計画の三層で構成します。「大井町第６次総合計画」と整合性を図るため、令和３年度から令和 12 年度までの 10 年間とします。 **第２章　生涯学習について** ①生涯学習とは 教育基本法による生涯学習の理念は、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。 各人の年齢や生活の場面、興味や関心等により学習内容は多岐にわたりますが、一人ひとりが様々な学習や人との交流を重ねつつ、自己の成長を確認しながら、自分にふさわしい人生設計や生活様式を築いていくことに生涯学習の意義があります。 ②大井町の生涯学習の現状と課題 学習機会の提供、自主的な学習の支援、地域に根ざした学習環境づくりを推進し、子どもから高齢者まで地域に親しみ、安心して学習できる場の提供を推進していくことが求められています。 多様化する町民ニーズに応え、地域コミュニティを維持し、活力ある地域社会を創造していくため、町民との協働、各々の特性や地域資源を活かした多様な事業に取り組み、展開していくことが求められています。 豊かな知識や技術を持つ人材を活用し地域において、世代間の交流機会や年代を担う人づくりに関わる場を提供していくことが求められています。地域の交流学習及び連帯感の充実を図るため、人材を活用し、指導者としての地域の人づくりのための活動を促進する必要があります。

計画名等	方針･施策等（抜粋）
	第３章　基本構想 ①生涯学習社会を目指すための基本理念 　基本理念を「可能性が広がる　チャンスを生かせる　つながりづくり推進のまち　おおい」とします。 ②基本目標 〇「いつでも」「どこでも」「だれでも」安心して自ら学べる学習環境づくり ・自立：一人ひとりが多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会 〇コミュニティが充実し多様性を尊重しながら「ともに学び」「ともに育つ」協働のしくみづくり ・協働：個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会 〇「知の循環」によって新たな学びを創造するつながりづくり ・創造：自立・協働を通じて更なる新たな価値を想像していくことのできる生涯学習社会 ③基本施策 　基本施策１：学習機会の提供・充実 　基本施策２：人材の育成と支援 　基本施策３：生涯学習情報の提供と活用 　基本施策４：学習拠点の整備・充実 　基本施策５：推進体制の確立 **第４章　前期基本計画** ・基本理念に沿った生涯学習社会の実現に向けて、長期的な視野のもとに第３章③基本施策に取り組みます。 **第５章　前期実施計画** ・前期基本計画をもとに前記実施計画を掲げます。第３次大井町生涯学習推進計画の進捗状況を踏まえ、第３章③基本施策ごとに各課の取組や事業目的・内容等、今後の方針を明記しています。

第3章　学校施設の実態

3.1 本町の人口、財政等の状況

１）人口の状況

人口減少や少子高齢化は全国的な傾向ですが、本町の人口は、昭和 35 年度（1960 年）から平成 22 年度（2010 年度）の 17,972 人のピークまで増加傾向が続いていました。その後、平成 27 年度（2015 年度）までは減少傾向に転じましたが、令和２年度（2025 年度）まで微増傾向で推移しています。

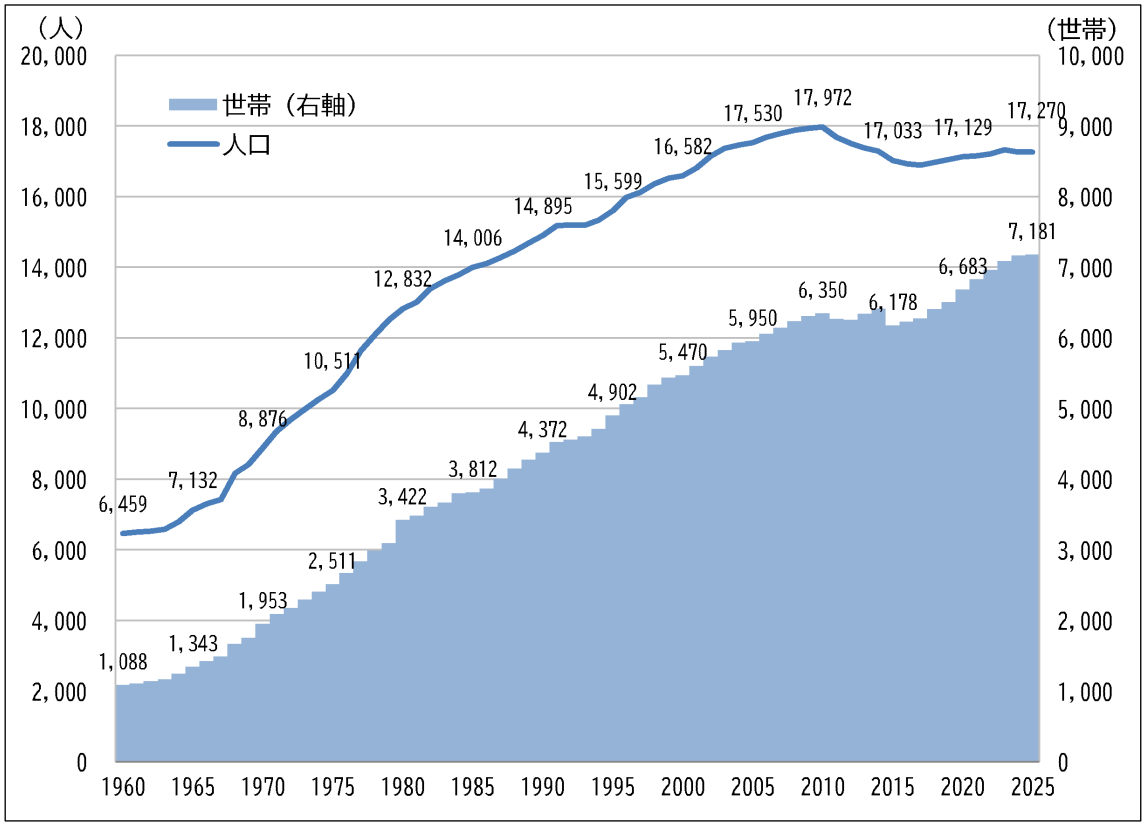

図３－１　本町の人口・世帯数の推移

引用：「大井町人口ビジョン」（令和７年 11 月改訂）：出典：国勢調査（～2020 年）、神奈川県年齢別人口統計調査報告（2021 年～、ただし 2025 年のみ１月１日）

また、「大井町人口ビジョン」（令和７年 11 月改訂）によれば、本町の将来推計人口は、令和２年度（2020 年度）以降、減少傾向が続き、令和 32 年度（2050 年度）には約 13.3 万人まで減少すると見込まれています。

年齢３区分別の人口推計値では、全国的な傾向と同様に、高齢者人口は増加傾向が続き、令和 27 年度（2045 年度）にピークを迎え、その後減少に転じるのに対し、生産年齢人口、年少人口は減少傾向が続くことが見込まれています。

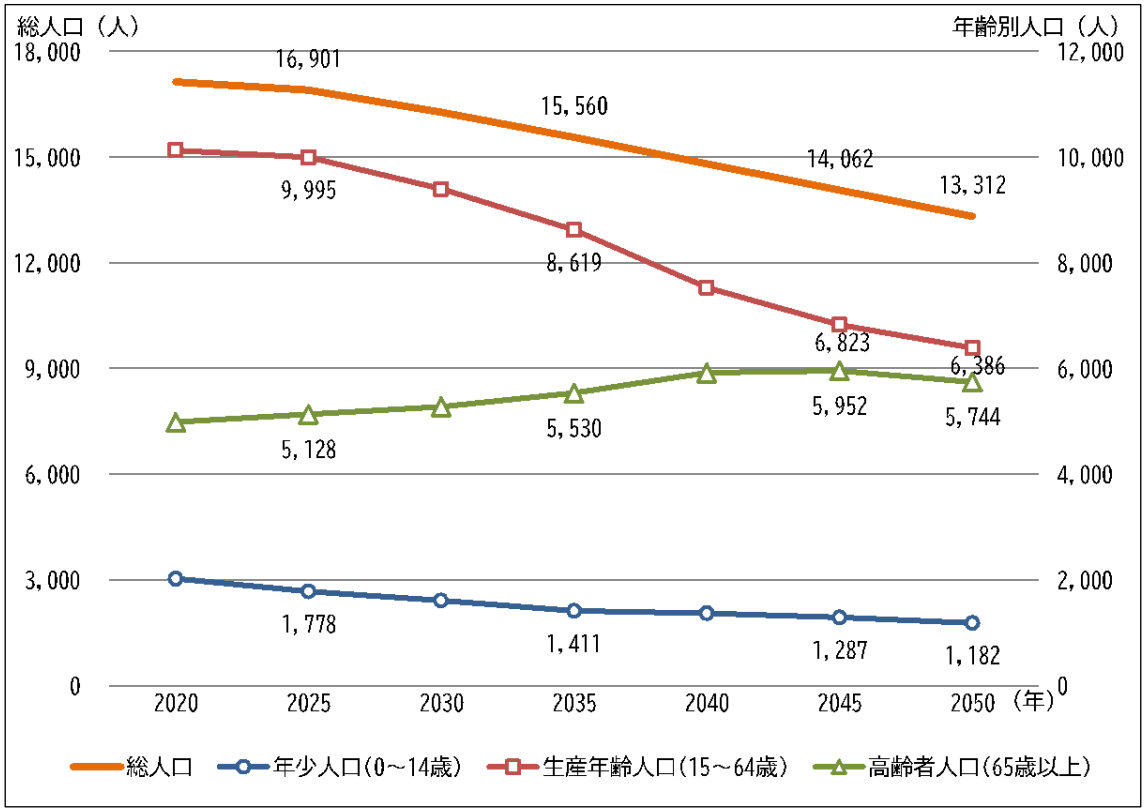

図３－２　本町の年齢３区分別将来人口の見込み

引用：「大井町人口ビジョン」（令和７年 11 月改訂）：国立社会保障・人口問題研究所推計による 2020 年の国勢調査を基に推計した、年齢３区分別人口の推移

２）財政状況

（１）歳入・歳出の状況

過年度 10 年間の歳入決算額の推移について、一般財源である地方税は、納税義務者数の減少等により減収傾向である一方、地方交付税交付金の増収により、安定的な調整がなされています。

令和２年度以降においては新型コロナウイルス感染症対策による国庫・県支出金、地方交付税措置により増額傾向となりました、

特定財源である国庫・県支出金は、特に民生費（高齢者・障がい者・児童等の対策事業の福祉に関する費用）や教育費（学校・家庭における子どもの養育にかかる費用）の強化により増加傾向となっています。

表 3－1　歳入決算額の推移（一般会計決算）

（百万円）

区分＼年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
地方税	3,009	2,852	2,803	2,729	2,787	2,750	2,719	2,519	2,701	2,716
地方交付税	440	446	446	498	560	529	637	923	1,035	1,195
その他一般財源	307	435	372	394	405	421	468	673	543	560
①一般財源	3,756	3,733	3,621	3,620	3,752	3,700	3,824	4,115	4,280	4,472
地方債	99	245	180	388	330	624	634	310	118	-
国庫支出金	561	611	550	603	585	614	2,844	1,352	1,282	1,136
都道府県支出金	314	310	361	341	354	334	555	371	432	453
その他特定財源	661	734	761	724	822	746	879	666	697	694
②特定財源	1,634	1,900	1,852	2,056	2,091	2,318	4,912	2,699	2,529	2,283
(①+②)合計	5,390	5,633	5,473	5,676	5,843	6,019	8,736	6,813	6,808	6,755

引用：平成 26 年度～令和５年度の数値は、「市町村　決算カード」（総務省 HP）による。

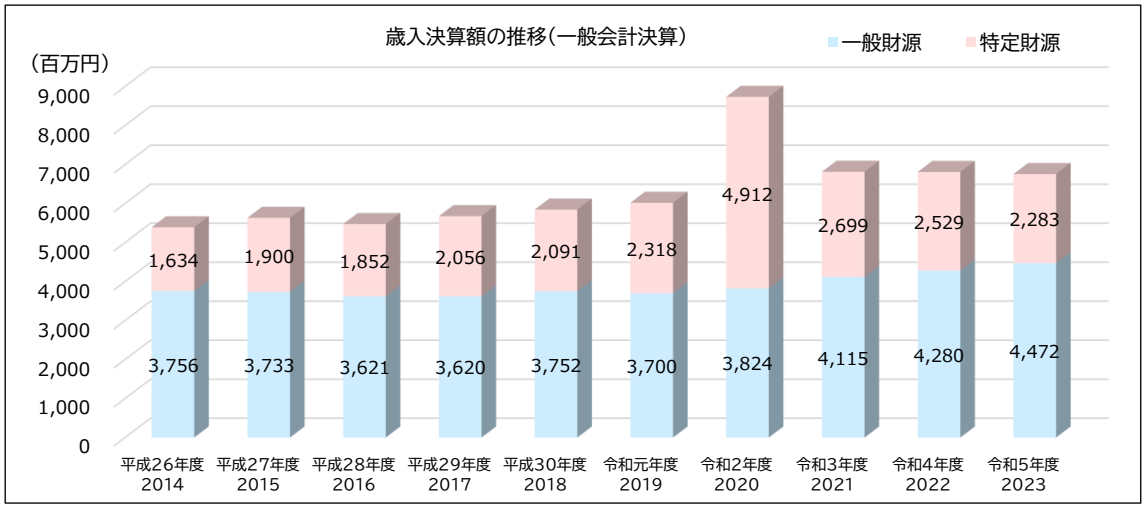

図 3－3　歳入決算額の推移（一般会計決算）

引用：平成 26 年度～令和５年度の数値は、「市町村 決算カード」（総務省 HP）による。

過年度 10 年間の歳出決算額の推移について、義務的経費（人件費・扶助費・公債費）を構成する人件費は、定員適正化計画による人員増や地方公務員共済組合等負担金の増加等により近年増額傾向となっています。また、扶助費（社会保障制度の一環として、生活困窮者、児童、障害者等を援助するために要する経費）は、障がい者福祉費、子ども・子育て施策の充実に伴い年々増額傾向となっており、今後も増額が見込まれます。

公共施設等の建設・整備に支出される投資的経費は、令和２年度（2020 年度）が小学校及び中学校の校舎・屋内運動場の外壁・トイレ改修等により増額しピークとなり、近年は減額傾向でありましたが、今後は計画している施設の整備により増額が見込まれます。

表 3－2　歳出決算額の推移（一般会計決算・性質別）

（百万円）

区分＼年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023
人件費	1,159	1,162	1,159	1,151	1,138	1,161	1,381	1,347	1,358	1,408
扶助費	800	809	855	864	858	908	936	1,311	1,096	1,256
公債費	215	208	218	216	188	190	178	197	239	259
①義務的経費合計	2,174	2,179	2,233	2,230	2,184	2,259	2,495	2,855	2,692	2,923
②投資的経費	409	563	523	710	831	1,001	1,386	815	571	381
物件費	722	769	886	877	957	911	930	909	1,041	916
維持補修費	33	33	47	34	33	32	39	44	35	40
補助費等	626	675	661	711	662	688	2,948	956	1,418	1,245
積立金･投資及び出資金･貸付金	241	251	11	11	41	92	13	282	114	383
繰出金	746	746	748	759	719	698	467	474	463	507
③その他経費合計	2,369	2,474	2,352	2,392	2,412	2,421	4,397	2,665	3,070	3,091
(①+②+③)合計	4,952	5,216	5,108	5,332	5,427	5,681	8,278	6,336	6,333	6,395

引用：平成 26 年度～令和５年度の数値は、「市町村　決算カード」（総務省 HP）による。

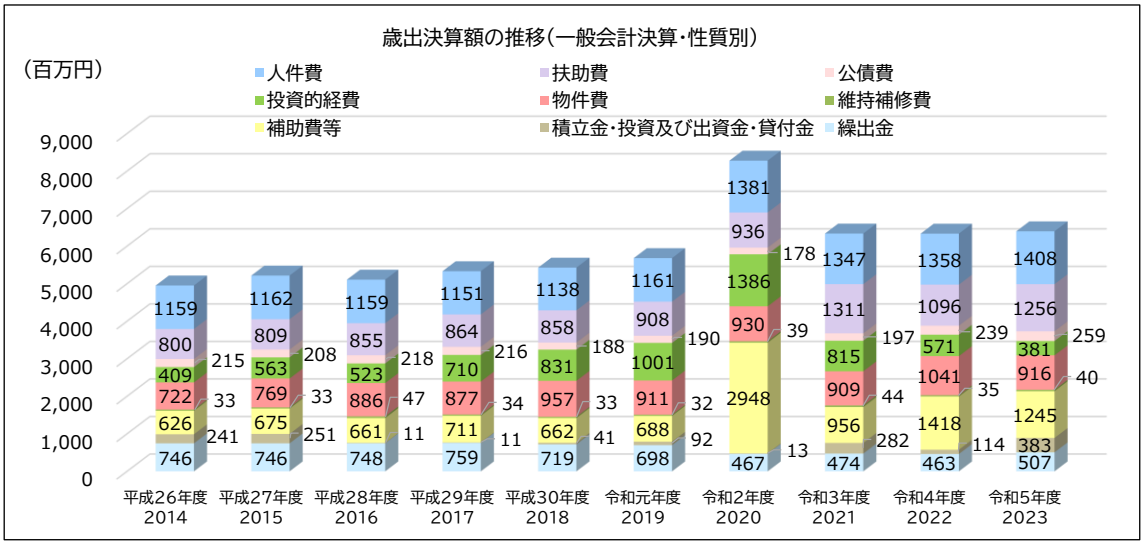

図 3－4　歳出決算額の推移（一般会計決算）

引用：平成 26 年度～令和５年度の数値は、「市町村 決算カード」（総務省 HP）による。

（２）公共施設等に係る将来更新等費用の試算

大井町総合管理計画による本町の公共施設等（インフラ施設を含む）の更新等費用の試算について、平成 29 年度（2017 年度）以降の 40 年間の更新投資の試算では、40 年間での総額は約 346 億円の更新投資が必要と見込まれています。その総額を 40 年間で平均した場合、年平均の更新投資額は約 8.6 億円となります。

これに対して、過年度 10 年間の投資的経費実績額の年平均額は、約 7.2 億円であるため、今後も同様の財政状況が継続されるとした場合、公共施設等に係る更新等費用は、毎年約 1.4 億円の不足が継続していく見込みといえます。

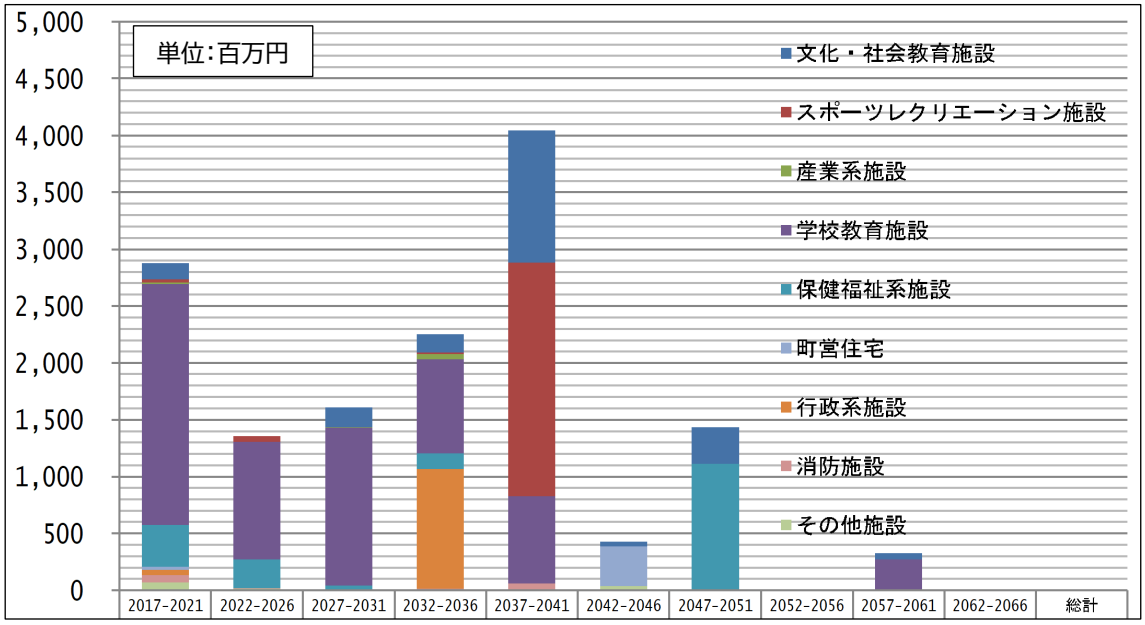

図３－５　公共施設の年度別更新金額

引用：「大井町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年３月改訂）：平成 26 年度固定資産台帳データより耐用年数到来時、取得価額で更新する場合により試算

（３）学校施設の保有量

大井町総合管理計画による本町の公共建築物の施設保有量は、51 施設、総延床面積は約 5.2 万㎡となっています。うち、施設類型別にみる学校施設は、８施設であり施設数は最多で全体の約 16%を占めています。また、合計延床面積も最多であり、全体のほぼ半数の約 52%を占めています。

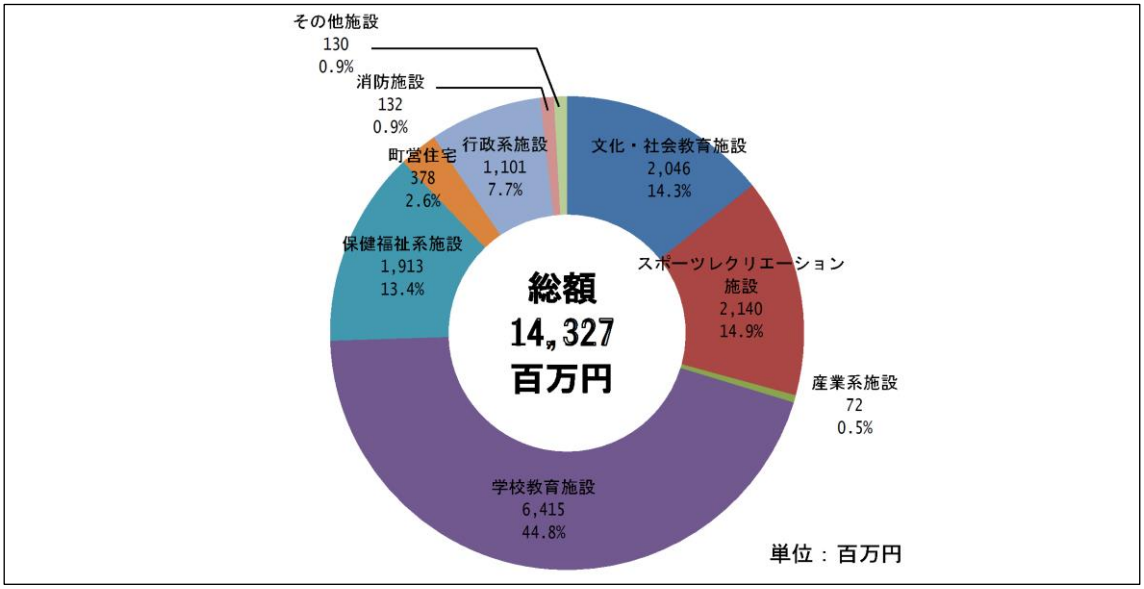

図３−６　公共施設更新費用内訳（単位：%）

引用：「大井町公共施設等総合管理計画」（平成 29 年３月改訂）：平成 26 年度固定資産台帳データによる

（４）県内の他町の学校教育系施設の状況

県内の他町の人口及び学校教育系施設数について、各町の状況を以下に示します。

表３−３　県内の他自治体との比較表（総人口、年少人口、学校施設数）

市名	総人口[人]	年少人口（0～14歳人口［人］）	学校施設数			
			小学校	中学校	幼稚園	合計
大井町	17,473	1,984	3	1	3	7
大磯町	32,054	3,404	3	3	2	8
二宮町	27,752	2,658	3	2	0	5
中井町	8,932	745	2	1	0	3
開成町	18,649	2,681	2	1	1	4
松田町	10,487	971	2	1	2	5
山北町	9,435	749	1	1	1	3
愛川町	39,498	3,845	6	3	0	9
真鶴町	6,710	426	1	1	1	3
湯河原町	23,483	1,544	3	1	1	5
箱根町	10,907	596	3	1	1	5

※各町の総人口及び年少人口（０～14 歳人口）は、総務省の住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和６年（2024 年）４月１日時点）より引用

※学校施設数は、神奈川県ホームページ「神奈川県公立学校名簿」（令和７年４月１日時点）より引用

3.2 学校施設の運営状況･活用状況等の実態

１）児童・生徒・園児数及び学級数の変化

（１）児童・生徒・園児数及び学級数の推移

引用：以下の各図表ともに「学校施設台帳　総括表」（令和元年度（2019 年度）～令和６年度（2024 年度））より整理しています。

①小学校の児童数の推移

本町の小学校は３校あり、通学児童数は、大井小学校が最も多く、次いで、上大井小学校、相和小学校の順になります。過去６年間の令和元年度（201９年度）から令和６年度（2024 年度）までの合計児童数の推移は、年々減少傾向にあります。

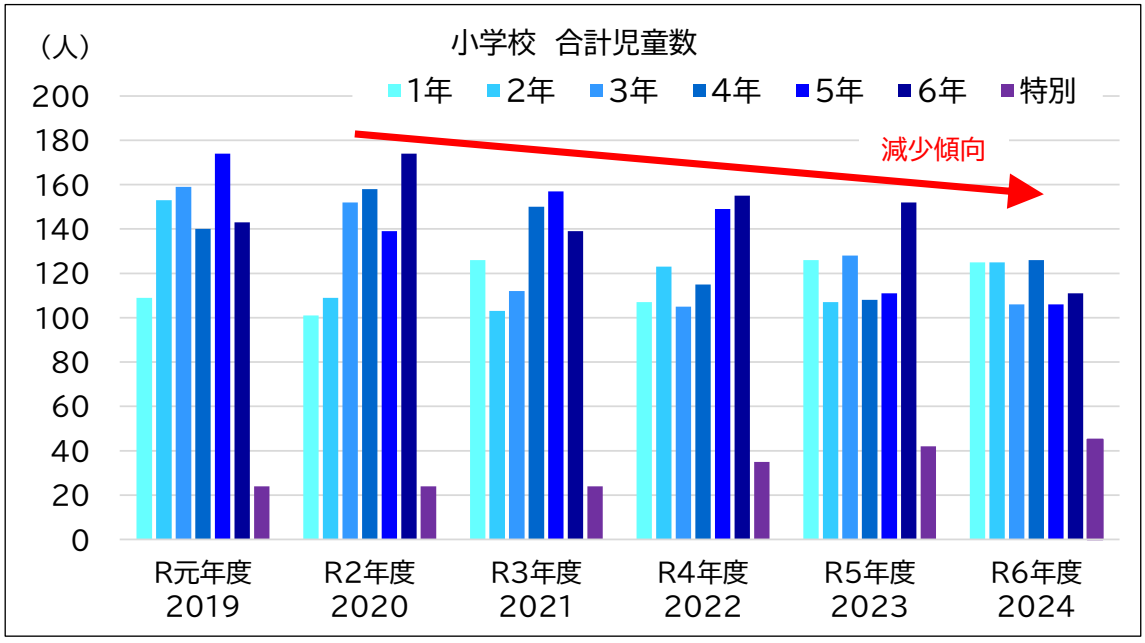

図３－７　小学校の合計児童数の推移

※基準日：各年度ともに６月１日
※特別支援学級児童を含みます。

表３－４　小学校の学年別児童数の推移

（単位：人）

学校名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
大井小学校	1年	77	64	77	76	81	89
	2年	104	77	63	74	77	81
	3年	110	102	80	66	82	77
	4年	90	109	101	80	68	81
	5年	104	89	109	100	77	67
	6年	86	104	89	107	102	77
	特別	19	19	17	26	30	31
	合計	590	564	536	529	517	503
相和小学校	1年	6	4	7	6	7	8
	2年	7	5	5	7	6	7
	3年	9	8	5	5	6	7
	4年	11	9	8	5	5	6
	5年	13	11	9	8	6	5
	6年	14	13	11	9	8	6
	特別	－	1	1	2	2	2
	合計	60	51	46	42	40	41
上大井小学校	1年	26	33	42	25	38	28
	2年	42	27	35	42	24	37
	3年	40	42	27	34	40	22
	4年	39	40	41	30	35	39
	5年	57	39	39	41	28	34
	6年	43	57	39	39	42	28
	特別	5	4	6	7	10	12
	合計	252	242	229	218	217	200
小学校合計（児童数）	1年	109	101	126	107	126	125
	2年	153	109	103	123	107	125
	3年	159	152	112	105	128	106
	4年	140	158	150	115	108	126
	5年	174	139	157	149	111	106
	6年	143	174	139	155	152	111
	特別	24	24	24	35	42	45
	合計	902	857	811	789	774	744

※基準日：各年度ともに６月１日

※特別支援学級児童を含みます。

表３−５　小学校の学年別学級数の推移

（単位：学級）

学校名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
大井小学校	1年	3	2	3	3	3	3
	2年	3	2	2	3	3	3
	3年	3	3	2	2	3	3
	4年	3	3	3	2	2	3
	5年	3	3	3	3	2	2
	6年	3	3	3	3	3	2
	特別	4	4	3	4	4	6
	合計	22	20	19	20	20	22
相和小学校	1年	1	1	1	1	1	1
	2年	1	1	1	1	1	1
	3年	−	−	−	−	−	−
	4年	1	1	1	1	1	1
	5年	1	1	1	−	−	−
	6年	1	1	1	1	1	1
	特別	−	1	1	2	2	2
	合計	5	6	6	6	6	6
上大井小学校	1年	1	1	2	1	2	1
	2年	2	1	1	2	1	2
	3年	1	2	1	1	2	1
	4年	1	1	2	1	1	2
	5年	2	1	1	2	1	1
	6年	2	2	1	1	2	1
	特別	2	2	2	2	2	2
	合計	11	10	10	10	11	10
小学校合計（学級数）	1年	5	4	6	5	6	5
	2年	6	4	4	6	5	6
	3年	4	5	3	3	5	4
	4年	5	5	6	4	4	6
	5年	6	5	5	5	3	3
	6年	6	6	5	5	6	4
	特別	6	7	6	8	8	10
	合計	38	36	35	36	37	38

※基準日：各年度ともに６月１日

※特別支援学級を含みます。

②中学校の生徒数及び学級数の推移

本町の中学校は、湘光中学校の１校になります。過去６年間の令和元年度（2019年度）から令和６年度（2024 年度）までの合計生徒数の推移は、年毎に増減はありますが減少傾向となっています。

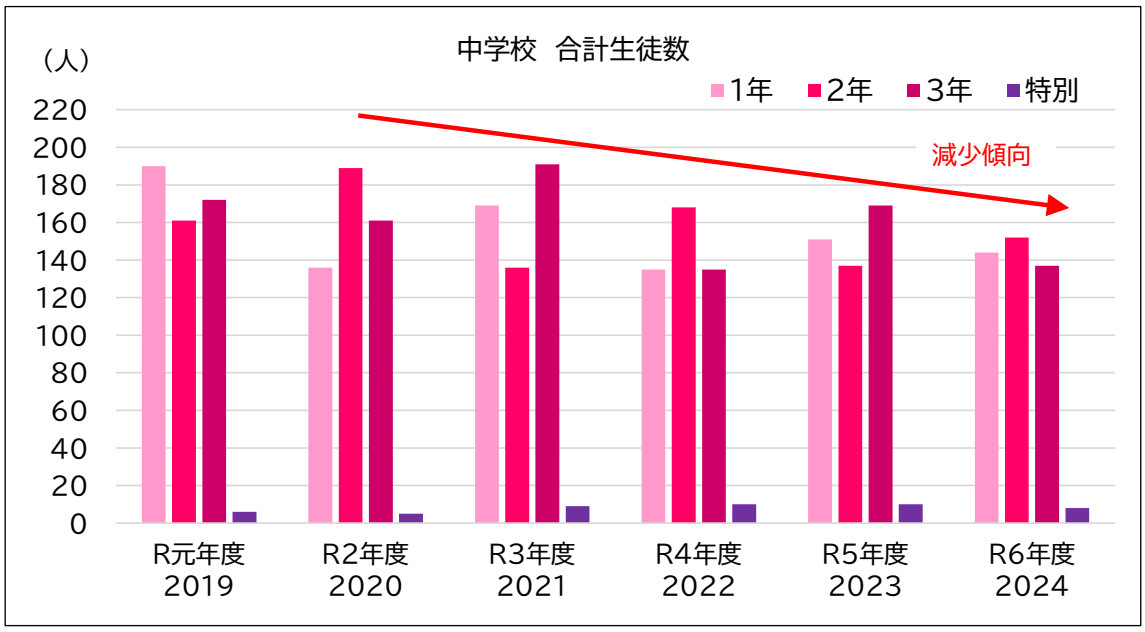

図３−８　中学校の合計生徒数の推移

※基準日：各年度ともに６月１日
※特別支援学級生徒を含みます。

表３−６　中学校の学年別生徒数の推移

（単位：人）

学校名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
湘光中学校	1年	190	136	169	135	151	144
	2年	161	189	136	168	137	152
	3年	172	161	191	135	169	137
	特別	6	5	9	10	10	8
	合計	529	491	505	448	467	441
中学校合計（生徒数）	1年	190	136	169	135	151	144
	2年	161	189	136	168	137	152
	3年	172	161	191	135	169	137
	特別	6	5	9	10	10	8
	総計	529	491	505	448	467	441

※基準日：各年度ともに６月１日
※特別支援学級生徒を含みます。

表３−７　中学校の学年別学級数の推移

（単位:学級）

学校名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
湘光中学校	1年	5	4	5	4	4	4
	2年	5	5	4	5	4	4
	3年	5	5	5	4	5	4
	特別	2	2	3	3	3	2
	合計	17	16	17	16	16	14
中学校合計（学級数）	1年	5	4	5	4	4	4
	2年	5	5	4	5	4	4
	3年	5	5	5	4	5	4
	特別	2	2	3	3	3	2
	総計	17	16	17	16	16	14

※基準日：各年度ともに６月１日

※特別支援学級を含みます。

③幼稚園の園児数の推移

本町の幼稚園は３園あり、通園園児数は、近年、大井第二幼稚園が最も多く、次いで、大井幼稚園、相和幼稚園の順になります。過去６年間の令和元年度（2019年度）から令和６年度（2024 年度）までの合計園児数の推移は、近年は減少傾向となっています。

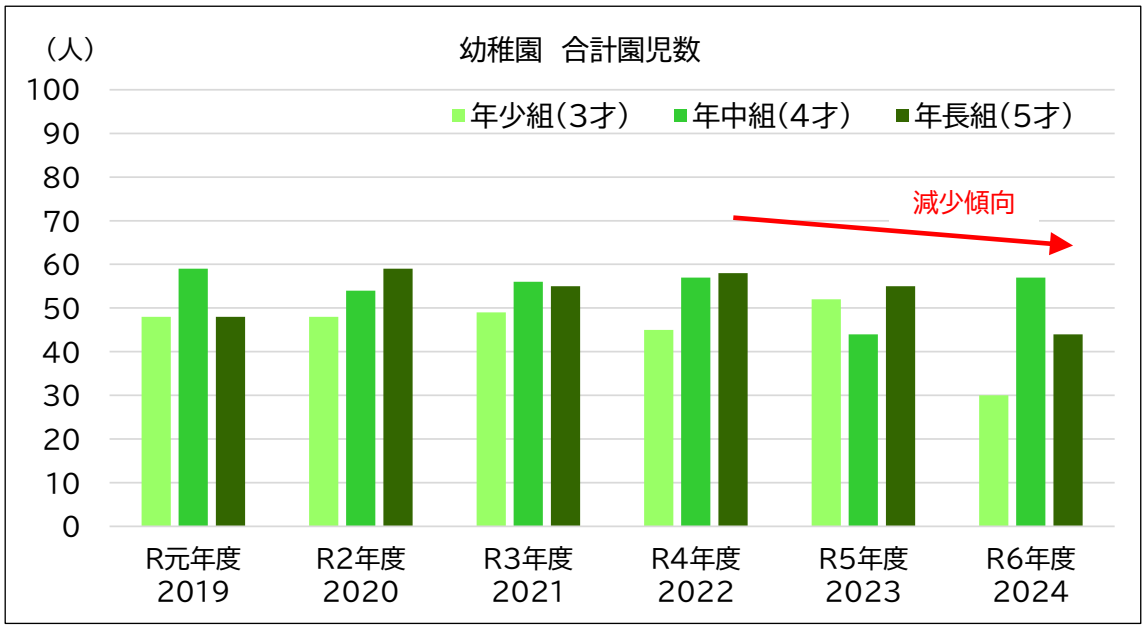

図３−９　幼稚園の合計園児数の推移

※基準日：各年度ともに６月１日

表３−８　幼稚園の年齢別園児数の推移

（単位:人）

園名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
相和幼稚園	年少組（３才）	6	5	−	5	5	2
	年中組（４才）	4	5	5	−	4	5
	年長組（５才）	3	4	4	5	−	4
	合計	13	14	9	10	9	11
大井幼稚園	年少組（３才）	26	16	25	16	18	11
	年中組（４才）	26	29	20	26	18	21
	年長組（５才）	22	26	31	23	26	19
	合計	74	71	76	65	62	51
大井第二幼稚園	年少組（３才）	16	27	24	24	29	17
	年中組（４才）	29	20	31	31	22	31
	年長組（５才）	23	29	20	30	30	22
	合計	68	76	75	85	81	70
幼稚園合計（園児数）	年少組（３才）	48	48	49	45	52	30
	年中組（４才）	59	54	56	57	44	57
	年長組（５才）	48	59	55	58	56	45
	総計	155	161	160	160	152	132

※基準日：各年度ともに６月１日

表３−９　幼稚園の年齢別クラス数の推移

（単位：クラス）

園名	学年	R元年度 2019	R2年度 2020	R3年度 2021	R4年度 2022	R5年度 2023	R6年度 2024
相和幼稚園	年少組（３才）	1	1	−	1	1	1
	年中組（４才）	1	1	1	−	1	1
	年長組（５才）	1	1	1	1	−	1
	合計	3	3	2	2	2	3
大井幼稚園	年少組（３才）	2	1	1	1	1	1
	年中組（４才）	1	1	1	1	1	1
	年長組（５才）	1	1	1	1	1	1
	合計	4	3	3	3	3	3
大井第二幼稚園	年少組（３才）	1	2	1	1	2	1
	年中組（４才）	1	1	1	1	1	2
	年長組（５才）	1	1	1	1	1	1
	合計	3	4	3	3	4	4
幼稚園合計（クラス数）	年少組（３才）	4	4	2	3	4	3
	年中組（４才）	3	3	3	2	3	4
	年長組（５才）	3	3	3	3	2	3
	総計	10	10	8	8	9	10

※基準日：各年度ともに６月１日

（２）幼児・児童・生徒数及び学級数の将来推計

引用：以下の各図表は、「大井町年齢別人口統計表（外国人を含む）」（令和３年度（2021 年度）～令和７年度（2025 年度））の実績値に基づき、本町の全小学校区別にコーホート変化率により推計しています。

令和元年度（2019 年度）から令和６年度（2024 年度）までの幼児数、児童数、生徒数及び小学校、中学校の学級数の過去６年間の傾向に基づき、本町の幼児数、児童数、生徒数及び小学校、中学校の学級数の将来推計値を以下に示します。（ただし、特別支援学級の児童数、生徒数の推計は除きます。）

将来推計による全小学校区の合計児童数は、令和８年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までは若干の増加が見込まれ、その後減少に転じた後、一定数で維持する傾向が示されています。また、合計生徒数は令和 27 年度（2045 年度）付近まで増減を繰り返し、その後は一定数で維持する傾向が見込まれます。合計幼児数は、令和 17 年度（2035 年度）付近まで減少傾向であり、その後は一定数で維持する傾向が見込まれます。

また、小学校区別の児童数は、全小学校区の合計児童数が、減少傾向にある中で大井小学校区の児童数は将来的に増加傾向が示されている一方、相和小学校区及び上大井小学校区の児童数は、今後著しく減少して行くことが見込まれます。

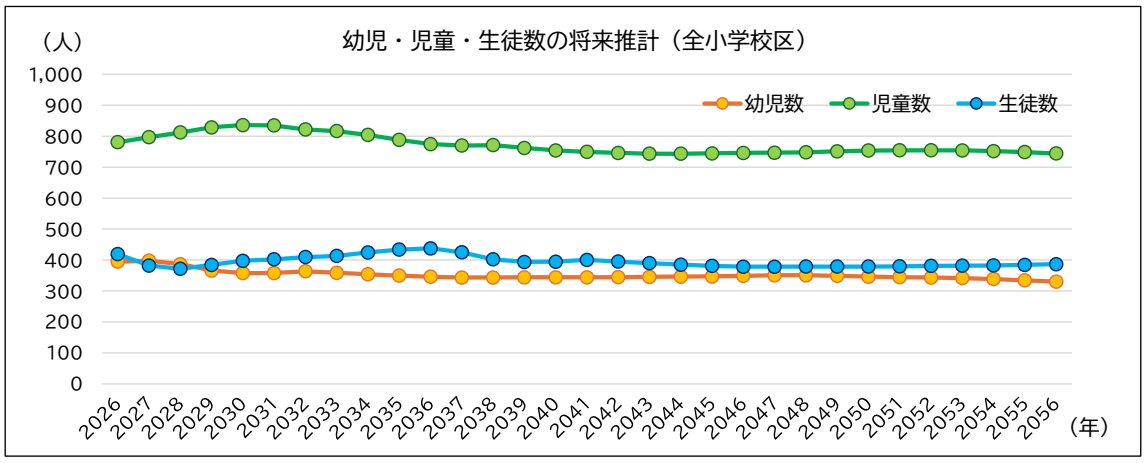

図３－10　幼児・児童・生徒数合計の将来推計（全小学校区）

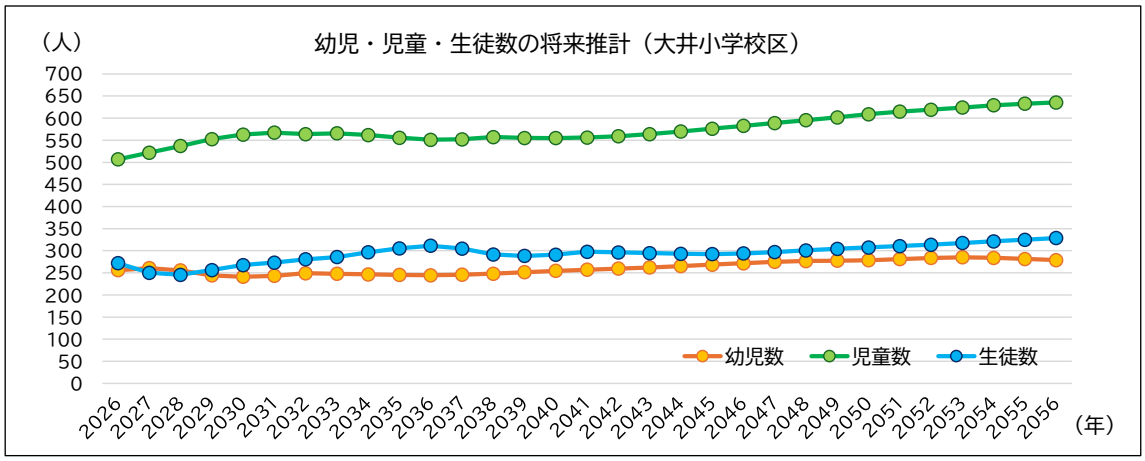

図３－11　幼児・児童・生徒数の将来推計（大井小学校区）

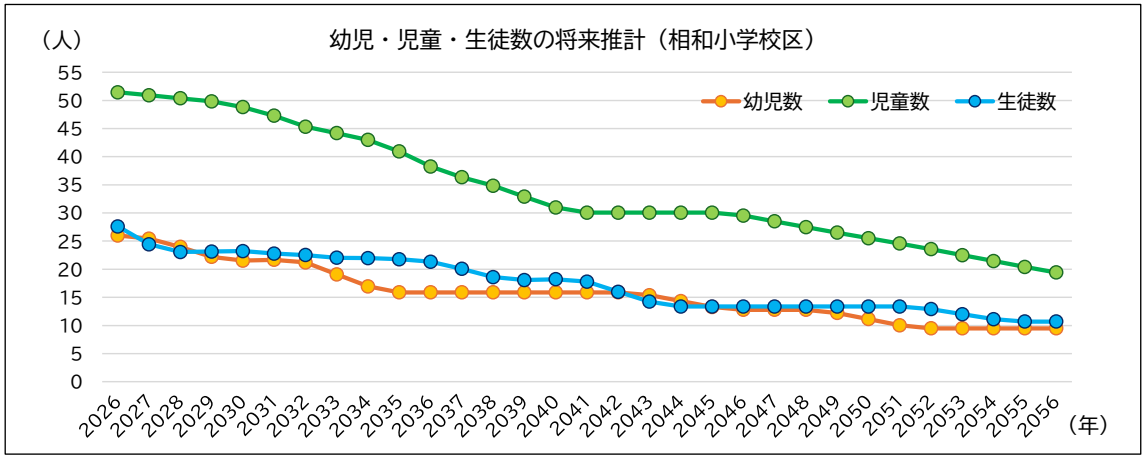

図３－12　幼児・児童・生徒数の将来推計（相和小学校区）

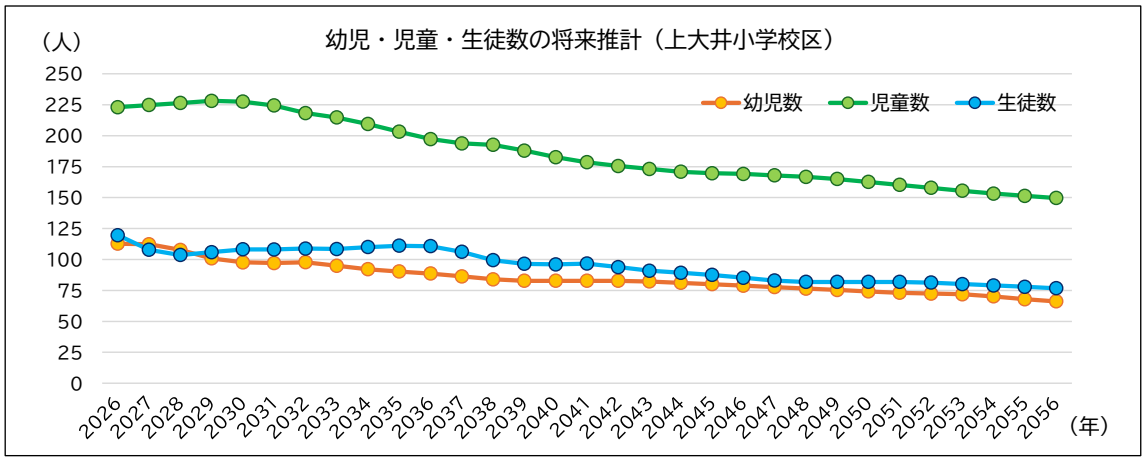

図３－13　幼児・児童・生徒数の将来推計（上大井小学校区）

また、小学校及び中学校別学級数も児童数、生徒数の将来推計の傾向に反映されることが見込まれます。なお、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」（令和３年法律第１４号）により学級編制の標準の引下げが段階的に施行され、令和８年度（2026 年度）以降は、小学校全学年の学級編制の標準は 35 人となります。さらに、中学校でも令和８年度（2026 年度）以降、学級編制の標準の引下げが段階的に施行され、令和 10 年度（2028 年度）以降は、中学校全学年の学級編制の標準は 35 人となります。

小学校・中学校別学級数の将来推計結果によると、大井小学校は、将来的な児童数増加に伴い、学級数の増加が見込まれます。令和 34 年度（2052 年度）までは一定数を維持し、その後増加することが示されています。一方、相和小学校は、全学年で単学級の状況が今後も続いていくことが見込まれますが、上大井小学校も令和 １８年度（2036 年度）以降、全学年で単学級となる傾向が見込まれます。湘光中学校の学級数は、令和 16 年度（2034 年度）から令和 20 年度（2038 年度）までに一度増減があり、その後一定数を維持することが示されています。

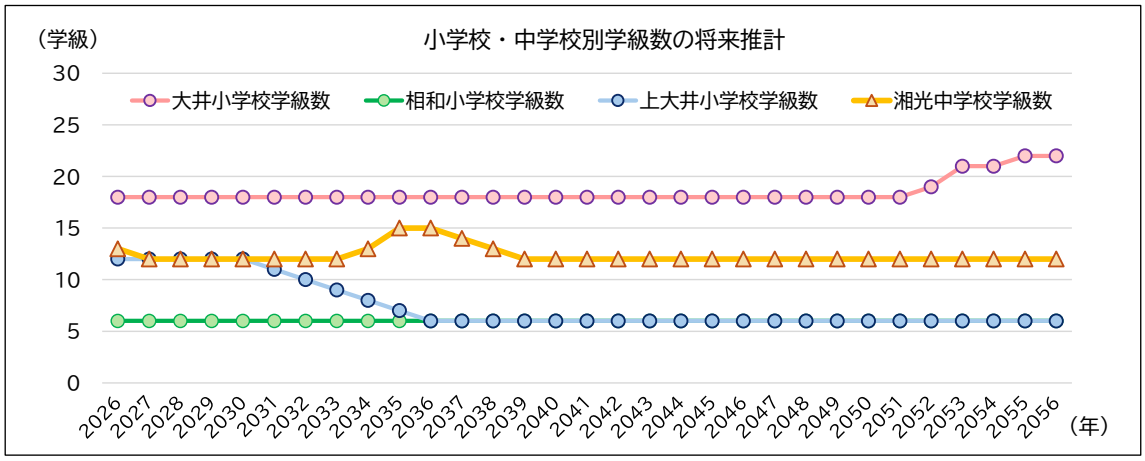

図３－14　小学校・中学校別学級数の将来推計

（参考）幼児・児童・生徒数及び小学校・中学校別学級数の将来推計手法について

幼児・児童・生徒数の将来推計手法は、「大井町年齢別人口統計表（外国人を含む）」（令和３年度（2021 年度）～令和７年度（2025 年度））の実績値に基づき、本町の全小学校区別のコーホート変化率法により推計しています。過去５年間の各男女別年齢別人口を基本母集団として、次年度に加齢する（例えば、１歳が２歳に歳をとる）際のコーホート変化率を求め、それを前年度のＮ歳階級別人口（男女別）に掛け合わせ、次年度のＮ＋１歳階級別人口（男女別）を推計します。コーホート変化率は、Ｎ歳階級別人口（男女別）の実績値が確定している令和３年度（2021 年度）から令和７年度（2025 年度））の期間平均値を、Ｎ歳階級別人口（男女別）からコーホート変化率として算出します。

また、令和８年度（2026 年度）以降の０歳人口（男女別）の推計は、15 歳～49 歳（女性）に対する女性子ども比を実績値期間のトレンド推計により算出し、それを令和８年度（2026 年度）以降の 15 歳～49 歳（女性）に乗算することにより推計します。

幼児・児童・生徒数の将来推計値は、推計したＮ歳階級別人口（男女別）に対して、３歳～５歳を幼児数、６歳～12 歳を児童数、13 歳～15 歳を生徒数とします。（ただし、１年毎に各歳階級でＮ歳→Ｎ＋１歳の移行期間を考慮するため、２歳階級分の合計を２で割り、各Ｎ歳階級の推計値としています。（例えば、小１児童数（男女別）は、５歳～６歳階級人口（男女別）及び６歳～７歳階級人口（男女別）の合計を２で割り算出します。）

また、小学校及び中学校別学級数の推計は、全小学校区別のコーホート変化率法により推計した児童数、生徒数を全学年別に学級編制の標準 35 人で除算することにより算出しています。

上記の推計では、特別支援学級の児童数、生徒数は除いています。また、コーホート変化率法のため、転入及び転出等による変化要因は考慮していません。

■児童・生徒数の昇級毎の年間変化率例（一部抜粋）

年度		年度	令和3年→令和4年		令和4年→令和5年		令和5年→令和6年		令和6年→令和7年		採用するコーホート変化率	
階級		階級	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
0歳 ～ 1歳	→	1歳 ～ 2歳	1.063	1.051	1.222	1.016	1.044	1.049	1.020	1.015	1.087	1.033
1歳 ～ 2歳	→	2歳 ～ 3歳	1.120	1.034	1.078	1.171	0.987	1.000	1.085	0.984	1.068	1.047
2歳 ～ 3歳	→	3歳 ～ 4歳	1.014	0.927	1.054	1.066	1.109	1.125	0.987	0.984	1.041	1.025
3歳 ～ 4歳	→	4歳 ～ 5歳	0.980	1.072	1.000	1.059	1.068	1.046	1.049	1.056	1.024	1.058
4歳 ～ 5歳	→	5歳 ～ 6歳	1.000	1.042	1.063	1.027	1.000	1.056	1.048	1.015	1.028	1.035
5歳 ～ 6歳	→	6歳 ～ 7歳	1.042	0.959	1.029	1.100	1.039	1.053	0.944	0.982	1.014	1.024
6歳 ～ 7歳	→	7歳 ～ 8歳	1.015	0.983	1.041	1.064	1.014	1.055	1.038	0.988	1.027	1.022
7歳 ～ 8歳	→	8歳 ～ 9歳	1.000	1.000	1.014	1.069	1.000	1.000	1.000	1.017	1.004	1.022
8歳 ～ 9歳	→	9歳 ～ 10歳	1.033	0.984	1.106	1.000	0.986	1.000	0.987	1.040	1.028	1.006
9歳 ～ 10歳	→	10歳 ～ 11歳	0.973	1.024	0.968	0.984	1.000	1.000	0.986	1.032	0.982	1.010

■児童・生徒数の学年別年間推計値例（一部抜粋）

年月日		年度	令和7年4月2日(実績)			令和8年			令和9年			令和10年		
年齢		年齢	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女
0歳	～	1歳	86	43	43	101	43	58	101	43	58	99	42	57
1歳	～	2歳	119	51	68	91	47	44	107	47	60	107	47	60
2歳	～	3歳	114	51	63	126	54	71	96	50	47	113	50	63
3歳	～	（年少） 4歳	137	75	62	118	53	65	130	57	73	100	52	48
4歳	～	（年中） 5歳	121	64	57	142	77	66	123	54	68	135	58	77
5歳	～	（年長） 6歳	135	66	69	125	66	59	147	79	68	127	56	71
6歳	～	（小一） 7歳	124	68	56	138	67	71	127	67	60	149	80	69
7歳	～	（小二） 8歳	134	55	79	127	70	57	141	69	72	130	68	62
8歳	～	（小三） 9歳	131	72	59	136	55	81	129	70	58	143	69	74
9歳	～	（小四） 10歳	128	76	52	133	74	59	138	57	81	131	72	59
10歳	～	（小五） 11歳	132	68	64	127	75	53	133	73	60	138	56	82
11歳	～	（小六） 12歳	113	52	61	132	68	64	127	75	52	133	73	60
12歳	～	（中一） 13歳	121	60	61	113	51	62	132	67	65	127	74	53
13歳	～	（中二） 14歳	159	72	87	121	60	61	114	52	62	133	68	65
14歳	～	（中三） 15歳	161	81	80	160	73	87	122	61	61	114	52	62
15歳	～	16歳	149	74	75	162	83	80	161	74	87	123	62	61
16歳	～	17歳	181	82	99	149	73	75	162	82	80	161	74	87
17歳	～	18歳	144	66	78	181	82	99	149	73	75	162	82	80
18歳	～	19歳	201	109	92	142	65	77	178	80	98	146	72	74

２）学校施設の配置状況

（１）本町の総人口の動向（2025 年と 2050 年の推移）

本計画の対象施設の小学校区と本町の総人口について、令和２年（2020 年）の国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所が示す令和７年（2025 年）及び令和 32 年（2050 年）推計値の 100mメッシュ人口分布を以下に示します。

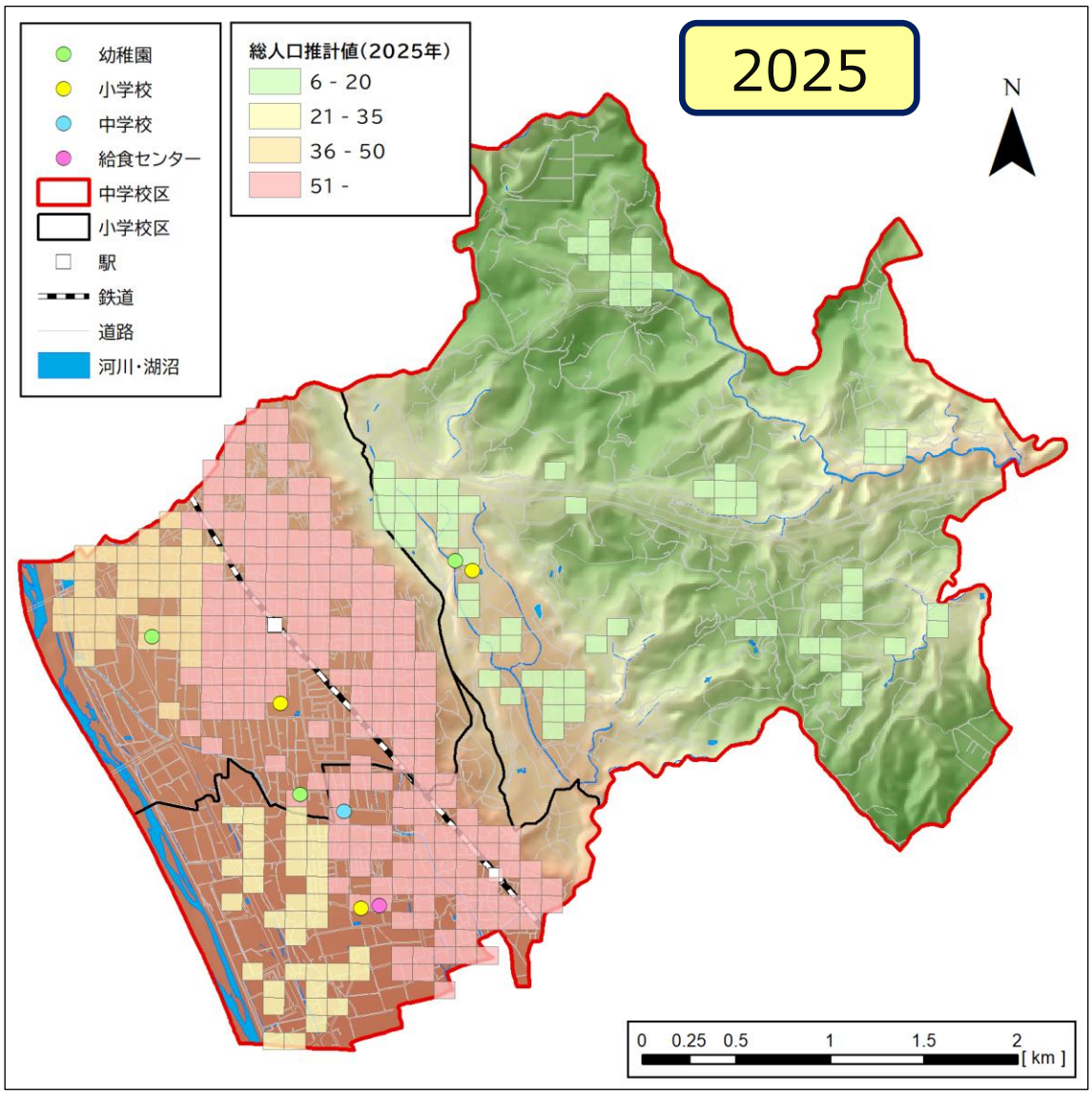

図３－15　100mメッシュにおける総人口の分布（令和７年（2025 年））

※分布図データは、総務省統計局（e-stat）の令和２年度国勢調査結果による国立社会保障・人口問題研究所による令和７年（2025 年）推計値データを、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付与して表示しています。

本町の将来人口推移について、総人口は今後減少する地域が全域的に見られ、本町が将来的に人口減少傾向にあることが示されています。顕著な減少傾向は、金子地区、西大井地区、山田地区に見られます。一方、上大井地区は、今後も増加傾向であることが示されています。

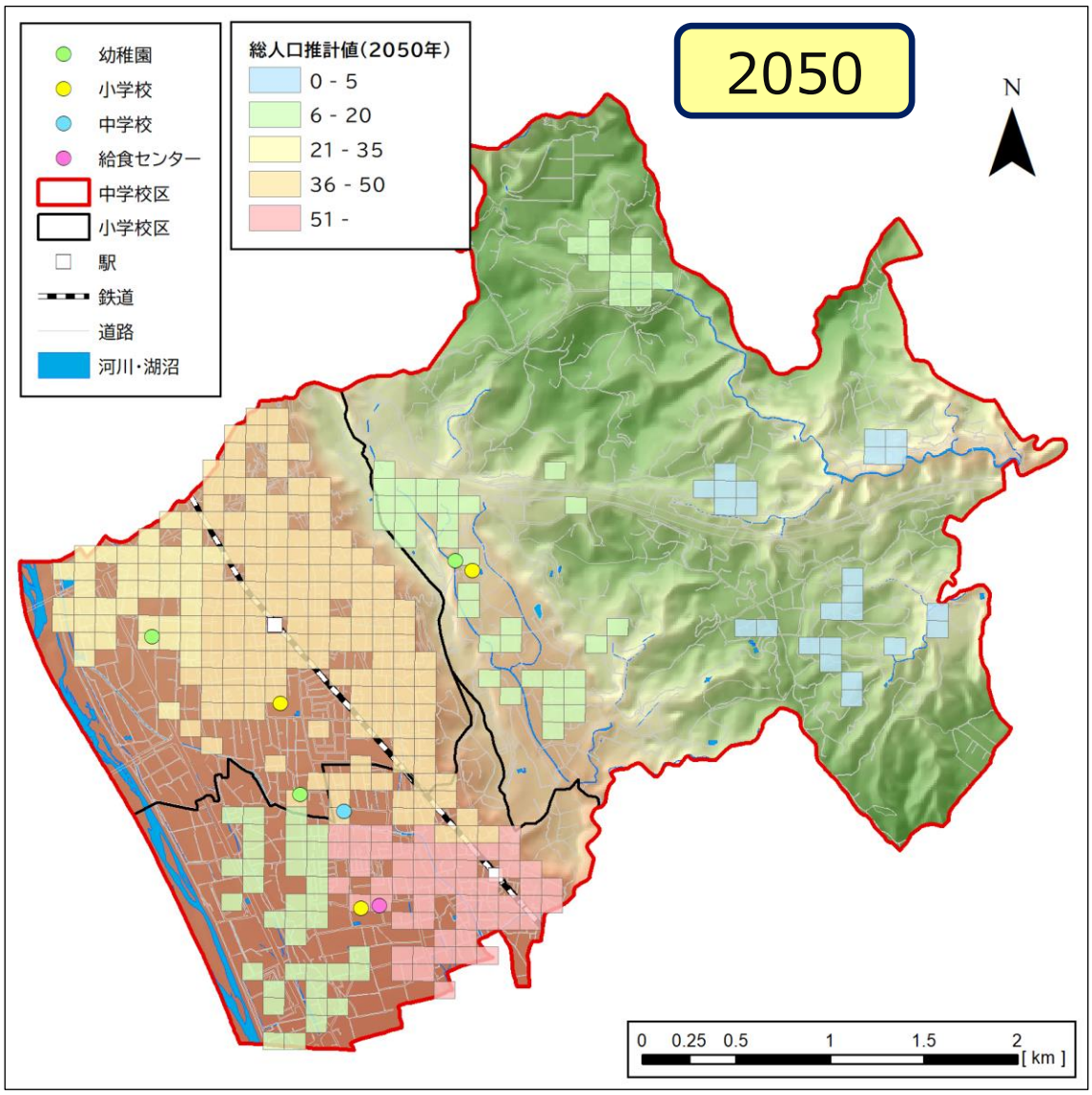

図３－16　100mメッシュにおける総人口の分布（令和 32 年（2050 年））

※分布図データは、総務省統計局（e-stat）の令和２年度国勢調査結果による国立社会保障・人口問題研究所による令和 32 年（2050 年）推計値データを、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付与して表示しています。

（２）本町の年少人口の動向（2025 年と 2050 年の推移）

本計画の対象施設の小学校区と本町の年少人口について、令和２年（2020 年）の国勢調査結果に基づく国立社会保障・人口問題研究所が示す令和７年（2025 年）及び令和 32 年（2050 年）推計値の 100mメッシュ人口分布を以下に示します。

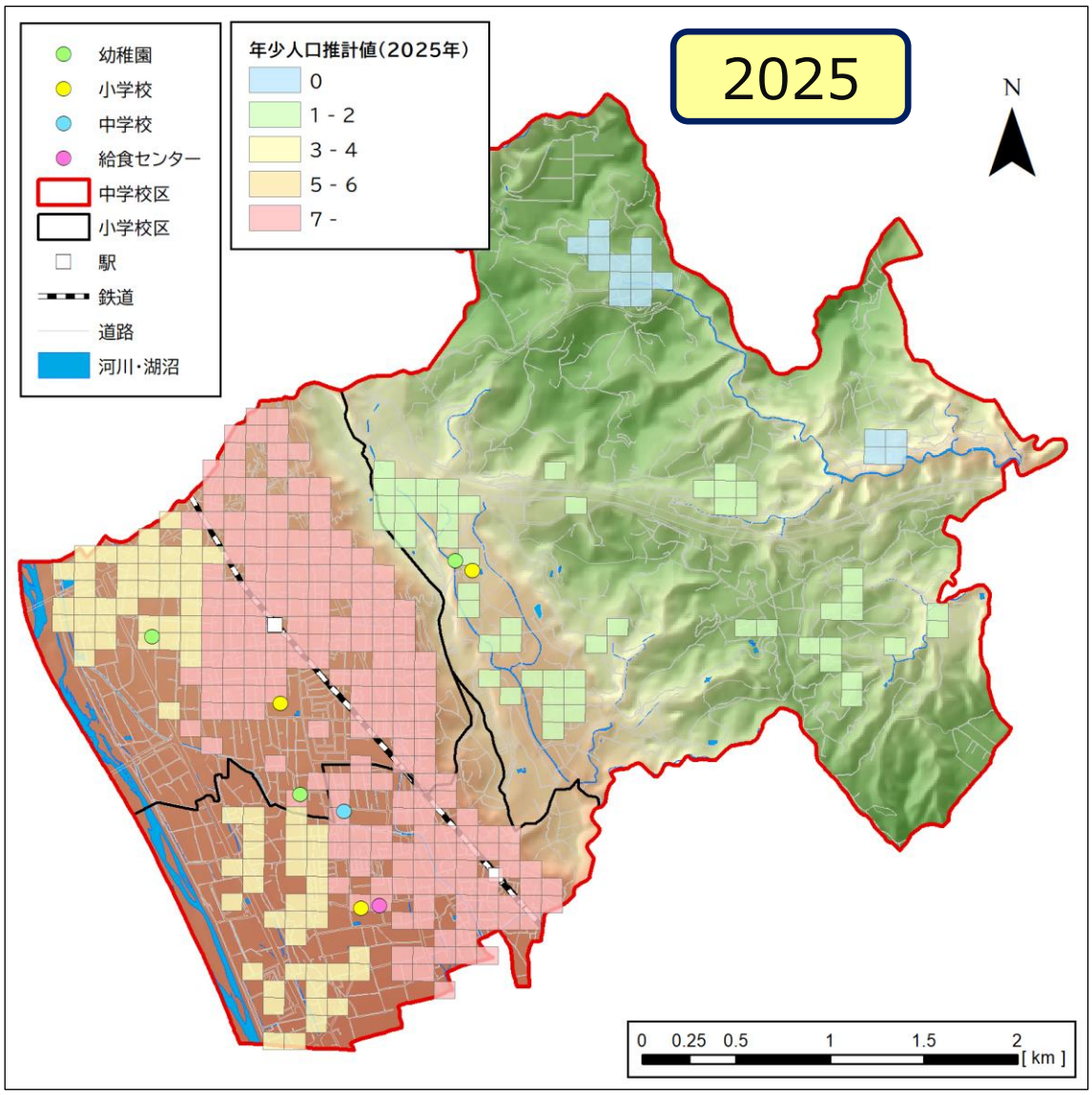

図３－17　100mメッシュにおける年少人口の分布（令和２年（2020 年））

※分布図データは、総務省統計局（e-stat）の令和２年度国勢調査結果による国立社会保障・人口問題研究所による令和７年（2025 年）推計値データを、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付して表示しています。

年少人口（0～14 歳人口）の将来推移についても総人口の推移と同様に全域的に減少傾向が示されています。顕著な減少傾向は、金子地区、西大井地区に見られます。一方、増加傾向の地域は、上大井地区に見られます。

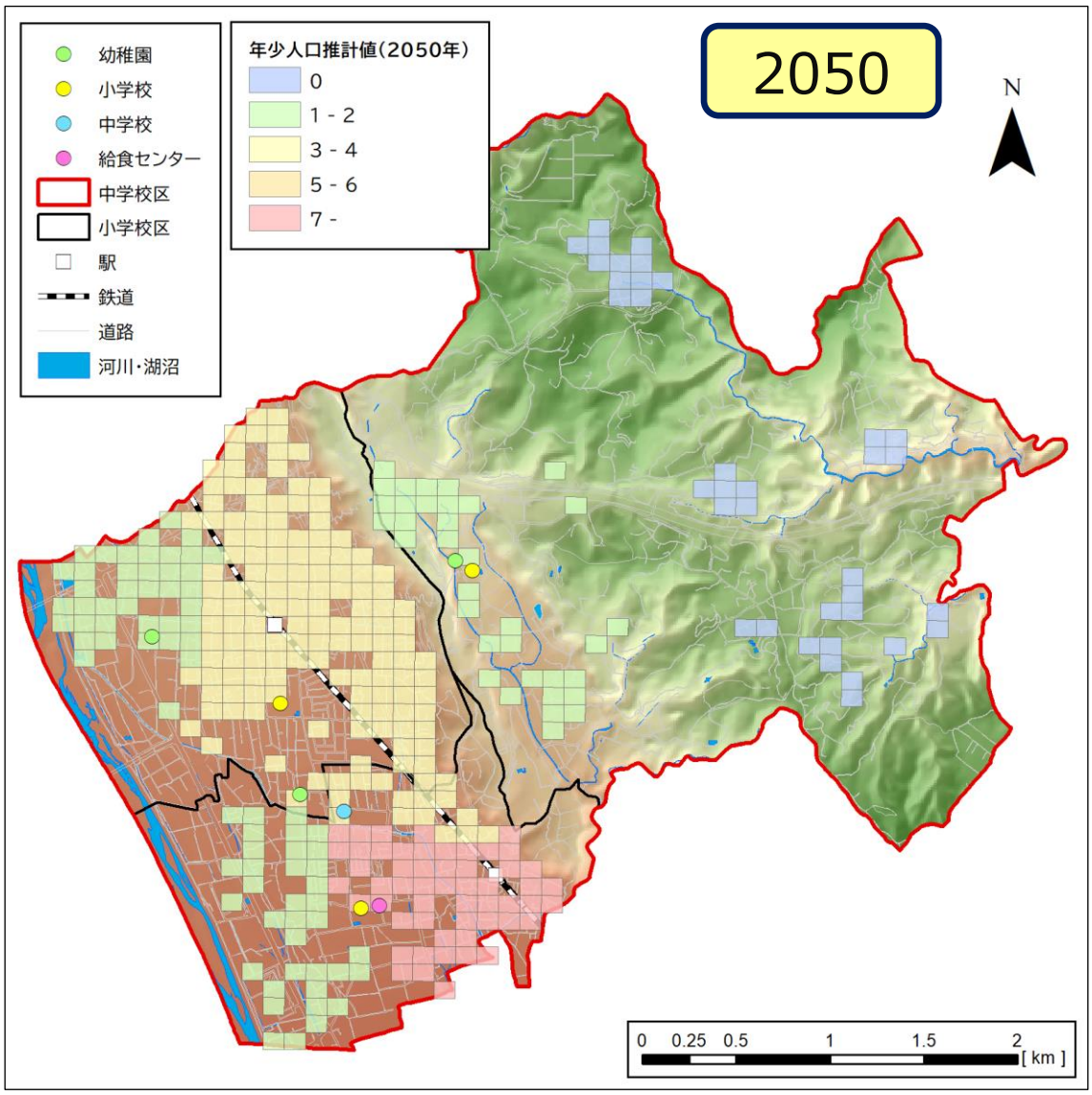

図３－18　100mメッシュにおける年少人口の分布（令和 32 年（2050 年））

※分布図データは、総務省統計局（e-stat）の令和２年度国勢調査結果による国立社会保障・人口問題研究所による令和 32 年（2050 年）推計値データを、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開メッシュデータに属性を付して表示しています。

（３）洪水浸水想定区域図

本町は、神奈川県の西部、足柄上郡の東部に位置し、地勢として西部には足柄平野が広がっており、平野中央部は平坦地であり、酒匂川が相模湾に向けて流れている立地であるため、防災面では特に、洪水浸水災害等への防災対策の取り組みも重要となります。

洪水浸水想定区域図を以下に示します。

洪水浸水想定区域に重なる小学校区は、大井小、上大井小の学校区になります。

小中学校４校は、地震災害の町指定避難所とされていますが、風水害時は、上大井小を除く３校が町指定避難所となっています。

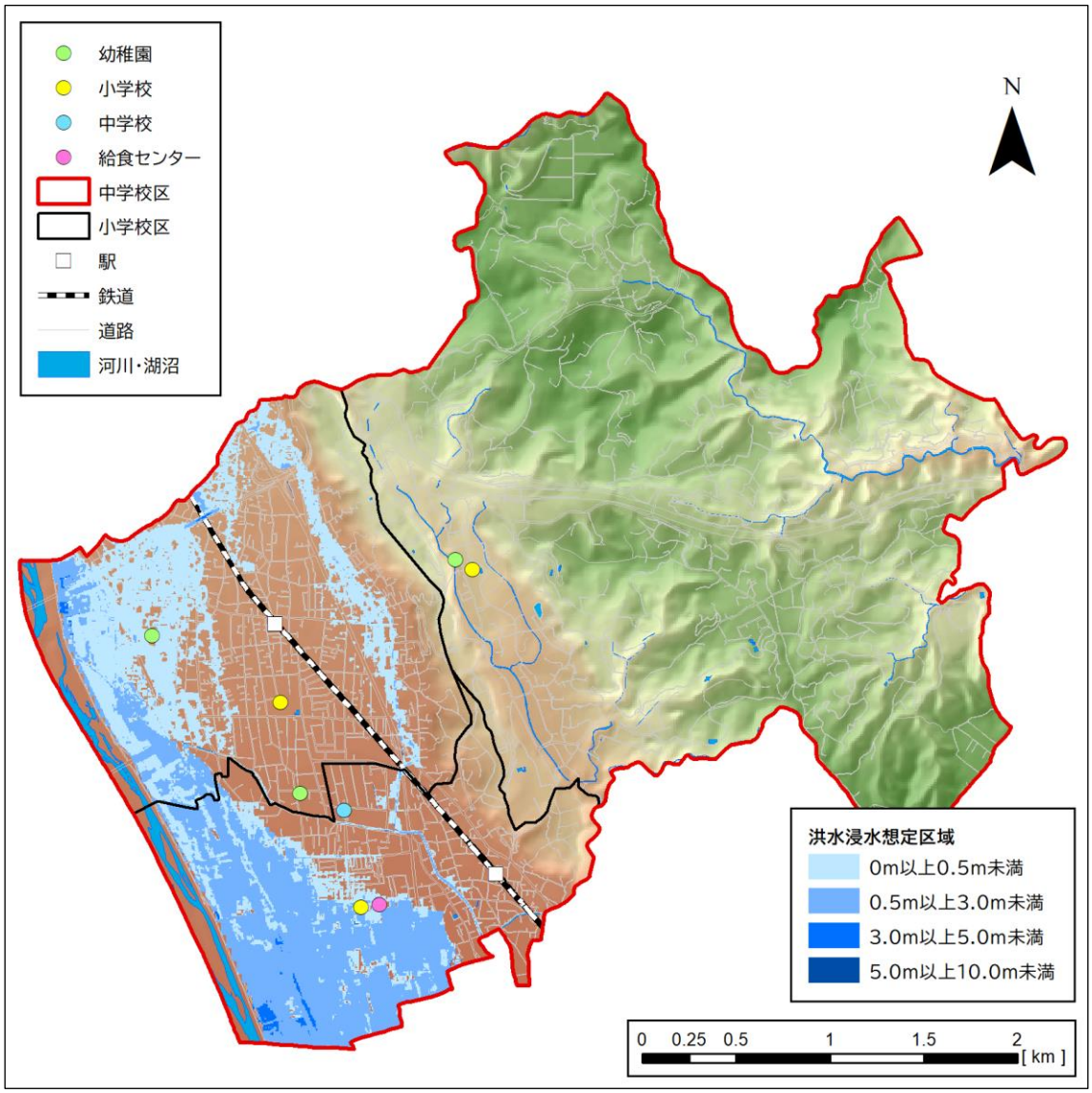

図３－19　洪水浸水想定区域図

※上図データは、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開データ（洪水浸水想定区域（計画規模）：令和５年度版）を表示しています。

（４）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図

本町の地勢は、北部の丹沢山塊や東部の大磯丘陵に囲まれ、西部に足柄平野が広がっており、東側の起伏に富んだ丘陵地、西側の平坦地から構成されています。そのため、防災面では特に、町東側の土砂災害への防災対策の取り組みも重要となります。

土砂災害警戒区域図・土砂災害特別警戒区域図を以下に示します。

土砂災害警戒区域に重なる小学校区は、相和小の学校区になります。

土砂災害警戒区域に重なる学校施設はありませんが、相和小学校、相和幼稚園は、警戒区域に囲まれている立地となっています。

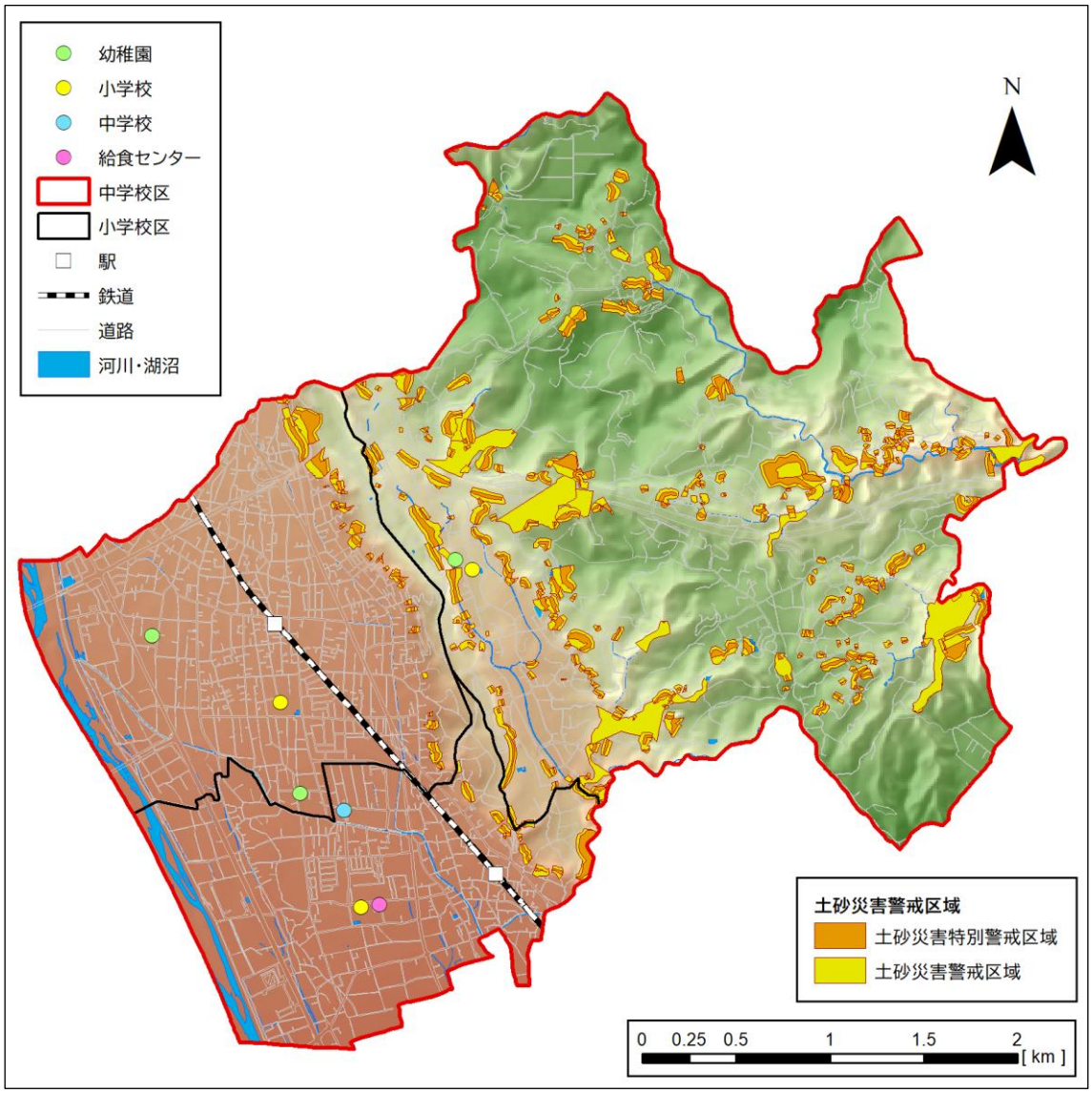

図３－20　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域図

※上図データは、国土交通省国土政策局の国土数値情報より公開データ（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域：令和５年度版）を表示しています。

３）施設関連経費の推移と学校施設の建築年別整備状況

（１）施設関連経費の推移

過去５年間（令和２年度～令和６年度）における施設関連経費の推移を次図に示します。

過去５年間の施設関連経費の平均は、約 1.9 億円になります。また、令和２年度（2020 年度）の改築及び改修費が他年度と比較して高い理由は、大井小学校の南棟等改修工事、小学校、中学校及び幼稚園のトイレ改修、校庭改修、太陽光発電設備改修等によるものです。

今後も学校施設の老朽化及び学校環境整備に対応するため、増改築や部位改修等の施設関連経費の増加が見込まれます。

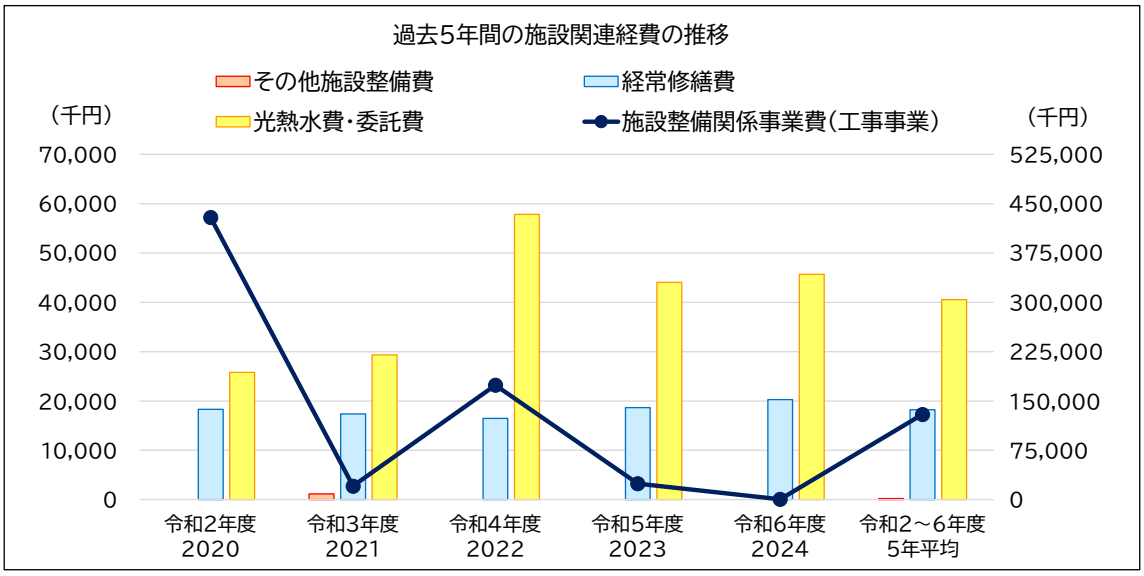

図３－21　過去５年間の施設関連経費の推移

※上図は、次表より過去５年間の施設関連経費の推移を表しています。次表の①～⑳項目は、本町の施設別整備関係事業費を整理しています。また、㉑～㉓項目は、学校管理費等実績より整理しています。

※次表の「⑳施設整備経費」は、増改築及び改修工事事業費に加え、建物内の防音維持改修工事、電気・機械等設備更新等が該当します。

※「㉑その他施設整備経費」は、グラウンド、プール、駐車場等の共用設備、建物部位以外の比較的軽微な整備経費、原材料費が該当します。

※「㉒経常修繕費」は、「施設整備費」の工事事業に係らない建物部位における給排水管や照明、昇降口、フェンス等の共用設備の比較的軽微な維持管理に係る修理・修繕費用、施設の保守点検に関わる委託料が該当します。

※「㉓光熱水費・委託費」は、光熱水費、通信費、借地料等が該当します。

表３－10　過去５年間の施設関連経費の推移

工事事業種別		施設関連経費 実績額　（単位：円）					
		令和2年度（2020）	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和2～6年度 5年平均
①	校舎・園舎改築（校庭整備含む）						－
	学校名						
	仮設校舎建設費						－
②	体育館改築（外構整備含む）						－
	学校名						
③	校舎・園舎増改築						－
	学校名						
④	体育館増改築						－
	学校名						
⑤	校舎・体育館解体						－
	学校名						
⑥	耐震改修						－
	学校名						
⑦	屋上（防水）改修	165,000				495,000	132,000
	学校名	相和幼				湘光中	
⑧	外壁・外装改修	186,922,670		173,459,000			72,076,334
	学校名	大井小、相和幼		相和小			
⑨	内部・内装改修	1,389,900		374,000			352,780
	学校名	大井小、大井幼、相和幼		大井小			
⑩	体育館改修（床、照明、その他）	189,200	7,245,700		297,000		1,546,380
	学校名	湘光中	大井小、上大井小、湘光中		上大井小		
	体育館改修（舞台装置）						－
	学校名						
⑪	トイレ改修	39,257,141	123,750			175,450	7,911,268
	学校名	大井小、相和小、上大井小、湘光中、大井幼	大井幼			相和幼	
⑫	電気設備改修（受変電設備、照明、LED化、放送機材など）	1,265,000	738,650		6,050,000		1,610,730
	学校名	湘光中	上大井小、大井第二幼		学校給食センター		
⑬	機械設備改修（空調・換気設備、給排水設備、防火・消化設備など）	1,227,200	2,215,710	392,700	18,040,000		4,375,122
	学校名	上大井小、湘光中、相和幼	相和小、湘光中、大井幼、大井第二幼	大井小	学校給食センター		
	昇降機（エレベーター）改修						－
	学校名						
⑭	給食室改修						－
	学校名						
⑮	校庭改修（グラウンド、外構、舗装道など）	125,607,900	66,000				25,134,780
	学校名	湘光中	相和幼				
⑯	太陽光発電設備改修	72,239,337					14,447,867
	学校名	相和小、上大井小					
⑰	プール改修	913,000	10,285,000				2,239,600
	学校名	大井小	上大井小				
⑱	基本調査・耐力度調査						－
	学校名						
⑲	その他事業（防球ネットなど）		1,165,197				233,039
	学校名		湘光中、大井幼				
合計（①～⑱）		429,176,348	20,674,810	174,225,700	24,387,000	670,450	129,826,862
⑳	施設整備経費（上記事業費①～⑱）	429,176,348	20,674,810	174,225,700	24,387,000	670,450	129,826,862
㉑	その他施設整備経費（上記事業費⑲）	0	1,165,197	0	0	0	233,039
㉒	経常修繕費	18,331,235	17,390,384	16,467,242	18,639,361	20,293,894	18,224,423
㉓	光熱水費・委託費	25,782,718	29,344,360	57,813,867	44,046,602	45,664,523	40,530,414
総合計（⑳～㉓）		473,290,301	68,574,751	248,506,809	87,072,963	66,628,867	188,814,738

（２）学校施設の建築年別整備状況

対象建物 16 棟のうち、築 50 年以上の建物は、５棟（約 1.2 万㎡、約 40%）、築 40 年以上 50 年未満の建物は、７棟（約 1.3 万㎡、約 43%）、築 30 年以上 40 年未満の建物は無く、築 20 年以上 30 年未満の建物は、３棟（約 0.3 万㎡、約 11%）、築 10 年以上 20 年未満の建物は、１棟（約 0.2 万㎡、約５%）となっています。

現状では、対象学校施設の全建物数の約 80%以上が築 40 年以上となり、長寿命化改修又は更新（建替え）の時期を迎えていることになります。

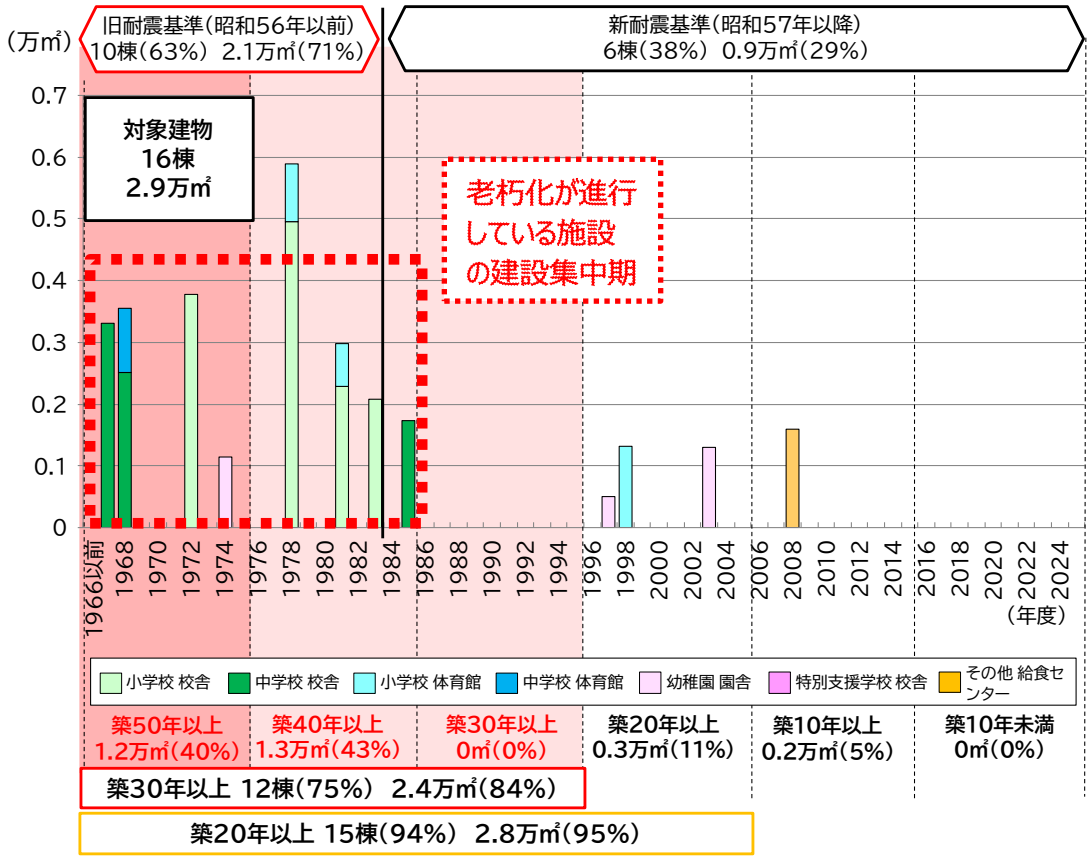

図３－22　対象建物の建築年別整備状況

※図中の建築年別延床面積の構成比は、小数点以下四捨五入により合計が 100%ではありません。

４）今後の維持・更新コスト（従来型）

文部科学省の「解説書」によれば、従来の改築中心による学校施設整備では、次図に示すように、約 20 年目で経年による機能・性能の劣化した部分を事後保全するための老朽改修を実施し、約 40 年目で施設全体の機能に相当な支障が発生する水準になった段階における改築を実施するサイクルとされていました。

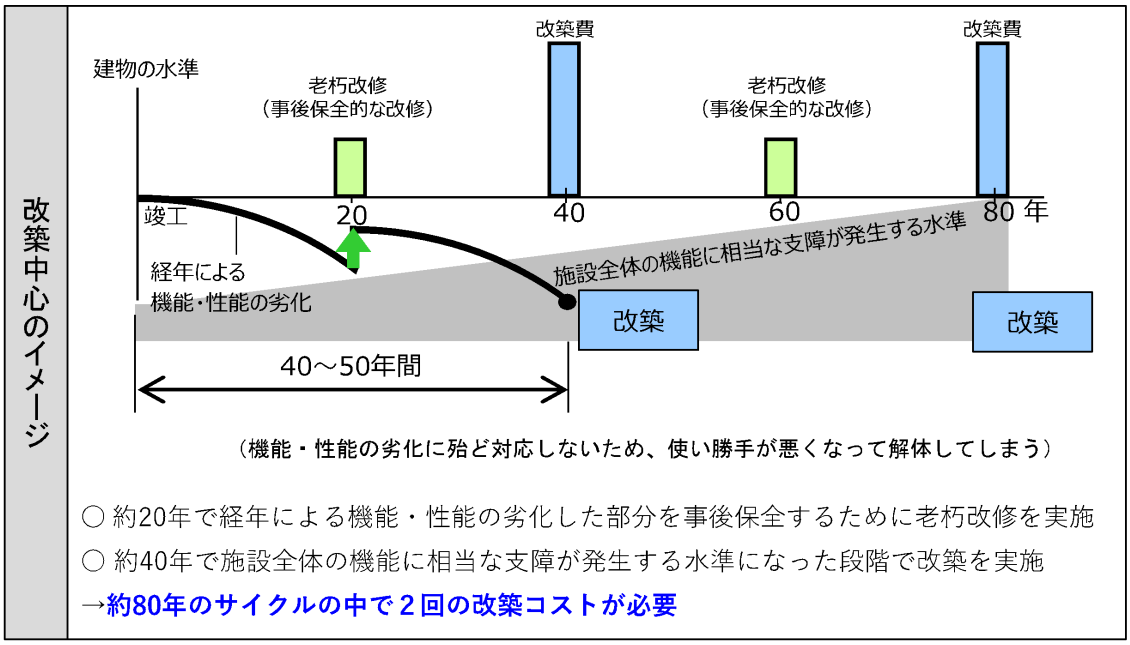

図 3－23　従来型の改築中心の施設整備サイクルのイメージ

文部科学省の「解説書」付属エクセルソフトにより算定した今後の維持・更新コスト（従来型）の試算額は、試算期間 40 年間で約 206.2 億円、年平均約 5.2 億円と試算されます。また、過去５年間（令和２年度～令和６年度）平均の施設関連経費約 1.9 億円より年平均で約 3.3 億円上回る約 2.7 倍となり、改築の周期として今後 10 年以内から多額の改築費用が見込まれる試算となります。

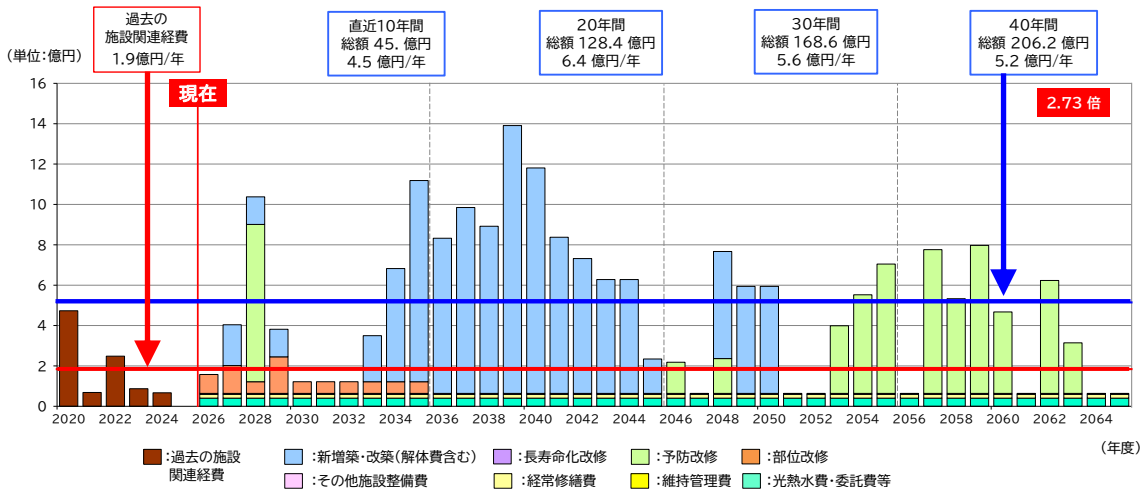

図 3－24　今後の維持・更新コスト（従来型）

なお、上記の今後の維持・更新コスト（従来型）算定における改築や予防改修等の設定単価を次表に示します。

表３－11　今後の維持・更新コスト（従来型）算定の設定

項　目	改築･改修等の周期及び単価
改築 （更新）	建築年から40年目に改築（工事期間３年で設定）を実施します。 （但し、40年目を超過した建物は、基準年翌年から10年間均等按分により改築を実施します。） ・改築単価（校舎、屋内運動場、園舎、学校給食センター）：39.6万円/㎡ （上記単価に仮設校舎建設は考慮していない） ※本町の前回（令和２年３月策定）計画における設定単価（33万円/㎡）に前回策定年からの建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。 ※学校給食センターの改築単価は、後述頁の改築単価を参照しています。
老朽改修 （中～大規模改修）	建築年から20年目に予防改修を実施します。（工事期間１年間で費用を計上） （但し、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しません。） ・予防改修単価（校舎・園舎）　：19.4万円/㎡・・・改築単価の49.0% ・予防改修単価（屋内運動場）　：16.7万円/㎡・・・改築単価の42.1% ・予防改修単価（学校給食センター）　：49.0万円/㎡・・・改築単価の49.0% ※予防改修（中・大規模改修）単価の設定は、改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。
部位改修 （部位修繕）	D評価がある建物は、基準年翌年から２年間で費用を按分計上し、部位改修を実施します。 C評価がある建物は、基準年翌年から10年間で費用を按分計上し、部位改修を実施します。 B評価がある建物は、点検結果により評価が落ちるまで部位改修は実施されません。 A評価がある建物は、基準年翌年から10年以内に長寿命化改修を実施する場合は、部位改修の相当額が差し引かれます。 ※部位改修単価の設定は、改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。
廃止 （解体･処分）	廃止する建物は、建築年から40年目に解体（工事期間１年間で設定）を実施します。 ・解体単価（校舎・園舎、屋内運動場、学校給食センター）：4.5万円/㎡ ※国土交通章大臣官房官庁営繕部監修図書：令和５年版建築物のライフサイクルコストにおけるモデル建物：小学校（校舎）の解体処分コストに建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。

3.3 学校施設の老朽化状況の実態

１）構造躯体の健全性の評価及び構造躯体以外の劣化状況等の把握

（１）劣化状況調査（机上調査及び現地劣化状況調査）

劣化状況調査は、令和７年８月 18 日から８月 20 日にかけて、本計画対象の８施設（16 棟）の建物について延べ３日間で実施しました。

現地劣化状況調査前に机上調査として、施設に関する資料収集後に修繕・改修履歴、図面（配置図・平面図・立面図）等により施設状況を確認しました。

現地劣化状況調査は、調査に先立ち現地で施設管理者へ建物の不具合や設備等の動作についてヒアリングした後、建物ごとに目視調査、必要に応じて打診・触診・聴診・臭診等により劣化傾向の調査を行いました。

現地劣化状況調査結果は、躯体以外の劣化状況の点検・評価の項目を「劣化状況調査結果（劣化度評価シート、図面・写真シート）」として整理し、今後の劣化状況調査時に新たな劣化状況や改善状況の記録、定期点検結果等の適切な更新を図り、今後の施設の維持管理に活用していきます。

①資料等の収集（机上調査）
- ○修繕・改修計画の有無
- ○施設（建物）の配置図・平面図・立面図
- ○点検履歴の有無
- ○改修・修繕履歴の有無　等

↓

②施設情報の事前把握（机上調査）
- ○既存資料・データ、履歴等の情報を基に、建物状況や劣化が想定される箇所を把握
- ○必要に応じ、施設管理者へヒアリング等による施設状況の把握

↓

③現地劣化状況調査の実施
- ○目視点検により劣化状況を調査
- ○必要に応じ、打診・触診・臭気の確認等を実施
- ○施設管理者（常駐）へのヒアリング
- ○調査結果を図面へ記入
- ○劣化箇所や特記事象等の写真撮影による記録

↓

④現地劣化調査の整理・とりまとめ
- ○施設別の劣化度評価
- ○施設別の修繕優先度設定

図 3－25　劣化状況調査のフロー

4.総合評価
<劣化度評価点>

施設番号	1951	建物番号	001
施設名	大井小学校	棟名（建物名）	北棟
総合劣化度評価点	546.67	（参考）健全度	

項目	1. 経過劣化度	2.構造部劣化度	3.部位別劣化度			
			（1）屋根・屋上	（2）外壁	（3）内部	（
評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	
評価	-	B	C	B	B	
評価点	11.67	75.00	40.00	75.00	75.00	
劣化度評価点	① 11.67	② 150.00	③ 80.00	④ 150.00	⑤ 75.00	

項目	総合劣化度評価点	参考；健全度
劣化度評価点	①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥＋⑦ 546.67	59.11

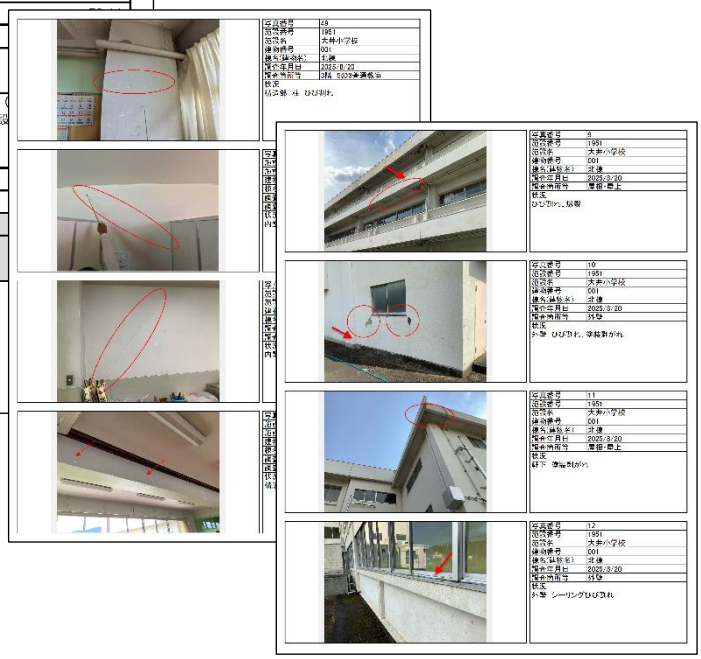

施設番号	1951	施設名	大井小学校	調査年月日	2025/8/20	図面名	配置図	図面番号	1
建物番号	001	棟名(建物名)	北棟	備考					

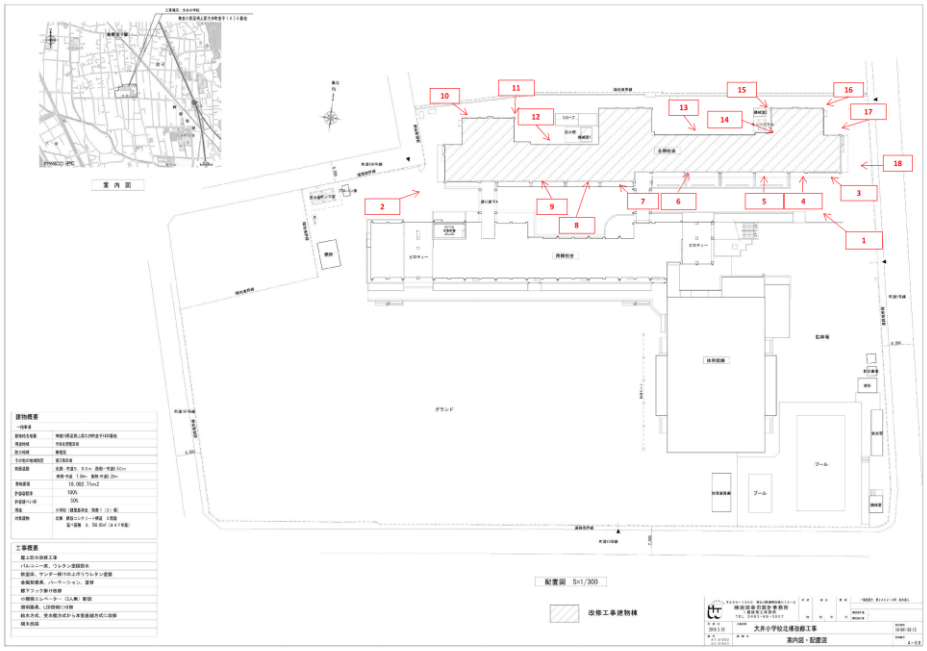

図３－26　現地劣化状況調査資料（劣化度評価シート、図面・写真シート）の記載例

令和７年度の現地劣化状況調査時の資料を掲載しています。

（２）構造躯体の健全性の判定

①構造躯体の健全性

長寿命化として長期にわたり建物を使用するためには、構造躯体が健全でなければ必要な安全性が確保できません。そのため、既に実施されている耐震診断報告書等に基づき、長寿命化改修に適する建物の可否を簡易に選別します。

下図の長寿命化の判定フローのとおり、新耐震基準※の建物又は耐震補強済みの建物のうち、RC 造（鉄筋コンクリート造）については、コンクリート圧縮強度が 13.5N/mm^2 より大きい場合、また、S 造・W 造（鉄骨造・木造）については、建築年からの経過が 40 年未満の建物は、長寿命化改修が「可」として、今後の維持・更新コストの試算上の区分を「長寿命」と判定します。

また、上記に適合しない建物は、長寿命化改修は「否」として、今後の維持・更新コストの試算上の区分を「要調査」と判定します。

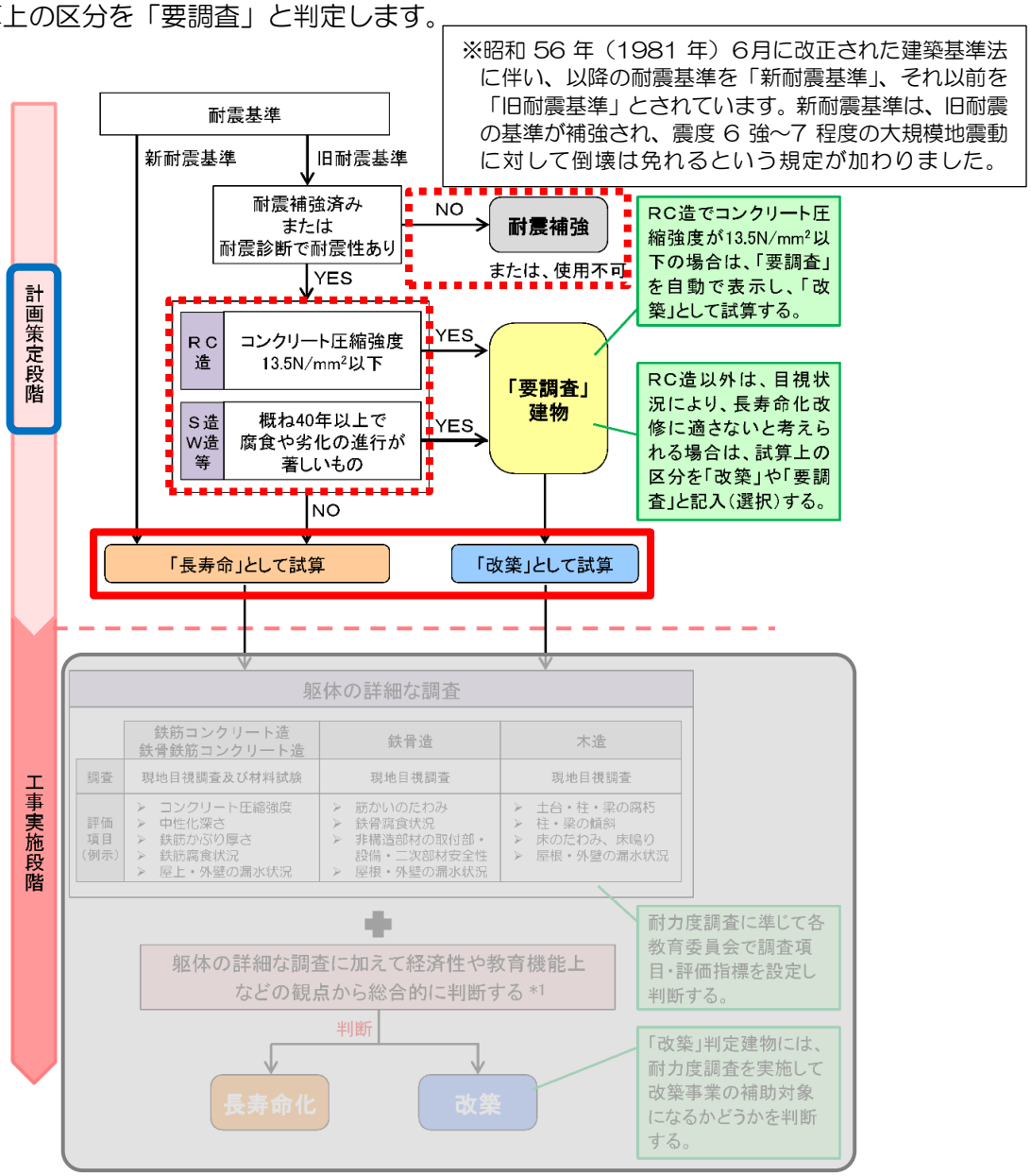

図３－27　長寿命化（試算上の区分）の判定フロー

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

②構造躯体の健全性（長寿命化の可否）の判定結果

上記の方法に基づき整理した各学校施設の健全性の判定結果を次表に示します。

上大井小学校（南棟）、大井第二幼稚園（園舎）は、旧耐震建物で耐震補強が未実施ですが、Is 値※は耐震基準を満たしています。

※Ｉｓ値（構造耐震指標：Index of Structure）は、建物の構造的な耐震性能を評価する指標です。Is 値が大きいほど耐震性が高く、その目安として、0.3 未満：･震度６強以上の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が高い、0.3 以上 0.6 未満：震度６強以上の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性がある、0.6 以上：震度６強以上の地震に対して、倒壊または崩壊する危険性が低いとされます。

表３－12　各学校施設の健全性（長寿命化の可否）の結果

:築50年以上　:築30年以上　　築年数の基準年は、2025年としています。

建物基本情報												構造躯体の健全性					
					用途区分				建築年度			耐震安全性			長寿命化判定		
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	建物用途	構造	階数	延床面積（㎡）	西暦	和暦	築年数	基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度（N/㎟）	試算上の区分
1	1951	大井小学校	北棟	001	校舎	RC	3	3,780	1972	S47	53	旧	済	済	H9	20.1	長寿命
2	1951	大井小学校	南棟	005	校舎	RC	3	2,081	1983	S58	42	新	不要	不要		-	長寿命
3	1951	大井小学校	屋内運動場	008	体育館	S	2	1,316	1998	H10	27	新	不要	不要		-	長寿命
4	1952	相和小学校	校舎棟	001	校舎	RC	3	2,282	1981	S56	44	新	不要	不要		-	長寿命
5	1952	相和小学校	屋内運動場	006	体育館	S	2	699	1981	S56	44	新	不要	不要		-	長寿命
6	1953	上大井小学校	南棟	001-1、001-2	校舎	RC	2	1,286	1978	S53	47	旧	済	不要	H10	24.6	長寿命
7	1953	上大井小学校	北棟	002-1、002-2、010、011	校舎	RC	3	3,672	1978	S53	47	旧	済	済	H10	21.9	長寿命
8	1953	上大井小学校	屋内運動場	008-1	体育館	S	2	925	1978	S53	47	旧	済	済	H10	17.2	長寿命
9	4541	湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	校舎	RC	3	3,304	1967	S42	58	新	済	済	H8	23.1	長寿命
10	4541	湘光中学校	食堂棟	003	校舎	RC	3	1,728	1985	S60	40	新	不要	不要			長寿命
11	4541	湘光中学校	南棟	004-1、004-2	校舎	RC	3	2,519	1968	S43	57	旧	済	済	H8	21.8	長寿命
12	4541	湘光中学校	屋内運動場	005	体育館	RC	2	1,034	1968	S43	57	旧	済	済	H8	21.8	長寿命
13	7711	相和幼稚園	園舎	002	園舎	W	1	508	1997	H9	28	新	不要	不要		-	長寿命
14	7712	大井幼稚園	園舎	002	園舎	RC	2	1,292	2003	H15	22	新	不要	不要		-	長寿命
15	7713	大井第二幼稚園	園舎	001	園舎	RC	2	1,138	1974	S49	51	旧	済	不要	H8	28.6	長寿命
16	k250	学校給食センター	学校給食センター	004	給食センター	S	2	1,591	2008	H20	17	新	不要	不要		-	長寿命

※「構造」の記号について、
- 「RC」とは、鉄筋コンクリート造（RC 造）を表します。
- 「S」とは、鉄骨造（S 造）を表します。
- 「W」とは、木造（W 造）を表します。

※「耐震安全性／基準」の「新」とは、新耐震基準を表し、「旧」とは、旧耐震基準を表しています。

※「圧縮強度」とは、耐震診断に基づいたコンクリート圧縮強度を表しています。表中の数値は、コア採取箇所のうち、試験結果の最低値を表記しています。

（３）構造躯体以外の劣化状況評価

①現地劣化状況調査の項目

現地劣化状況調査は、次表の項目、部位・設備別に建物の劣化傾向について目視による調査を令和７年（2025 年）の８月に行いました。

表３－13　現地劣化状況調査の主な項目

項目	部位・設備	主な調査項目
1 施設管理者へのヒアリング	施設全体	・施設全般の不具合箇所、設備の動作状況ヒアリング
2 基礎及び基礎周り	基礎 ※外観（目視）から判断できる箇所のみ対象	・建物の基礎コンクリート ・地盤沈下
3 建物劣化	（１）構造 ※外観から判断できる箇所のみ対象	・鉄筋露出、白華、ひび割れ、欠損 ・腐食、錆 ・き裂 ・継手 ・ブレース（筋交い）
	（２）建物の傾き	・傾き
4 屋根・屋上	（１）屋根 ※パイプ・樋の内部は調査対象外	・屋上床面、防水シート、目地 ・排水パイプ、排水溝 ・パラペット、手すり、タラップ、雨樋 ・屋根葺材、支持金物
5 外壁	※樋の内部は調査対象外	・外壁仕上げ材、塗装 ・目地、シーリング材 ・ひさし部、雨樋 ・外階段、避難用階段
6 内部仕上げ	（１）内部仕上げ	・天井 ・壁、仕上げ面 ・床
	（２）内部その他	・階段 ・防火戸・シャッター、防煙壁 ・トイレブース
	（３）建具	・窓サッシ・窓枠、窓ガラス、ブラインド ・扉、施錠
7 電気設備	※電気設備の基盤・配線等は調査対象外	・受変電設備、分電盤 ・照明器具 ・コンセント、スイッチ ・その他（消火栓、非常照明・誘導灯、避雷針等）
8 機械設備	（１）給排水設備 ※水槽・管の内部は調査対象外	・受水槽、高置水槽 ・給排水管 ・ポンプ ・ガスコンロ、湯沸かし器、ガス管、換気扇
	（２）空調・換気設備 ※設備の基盤・配線・管内等は調査対象外	・室内機、室外機
	（３）衛生設備 ※管の内部は調査対象外	・トイレ、水洗場・洗面台 ・給排水管 ・換気扇

②劣化度の評価基準

現地劣化状況調査結果から構造躯体以外の劣化状況について、屋根・屋上、外壁、内部仕上（床・内壁・梁）、電気設備、機械設備を評価します。評価方法は、現地調査時に施設管理者へヒアリングを行った確認状況も踏まえ、「解説書」に基づき、評価を行います。

- 屋根・屋上、外壁は、目視調査による評価を行います。
- 内部仕上（天井、床、建具、間仕切り等）、電気設備、機械設備は、部位・設備の全面的な改修年からの経過年数を基本にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４段階評価を行うものとしますが、目視による状況も踏まえ評価を行います。

目視による評価（屋根・屋上、外壁）

良好

評価	基準
A	概ね良好
B	部分的に劣化（安全上、機能上、問題なし）
C	広範囲に劣化（安全上、機能上、不具合発生の兆し）
D	早急に対応する必要がある （安全上、機能上に問題があり） （躯体の耐久性に影響を与えている）等

劣化

経過年数による評価（内部仕上、電気設備、機械設備）

良好

評価	基準
A	20年未満
B	20年以上～40年未満
C	40年以上
D	経過年数に関わらず著しい劣化事象がある場合 （安全上、機能上に問題があり） （設備が故障し、施設運営に支障を与えている）等

劣化

図３－28　劣化度の評価基準

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

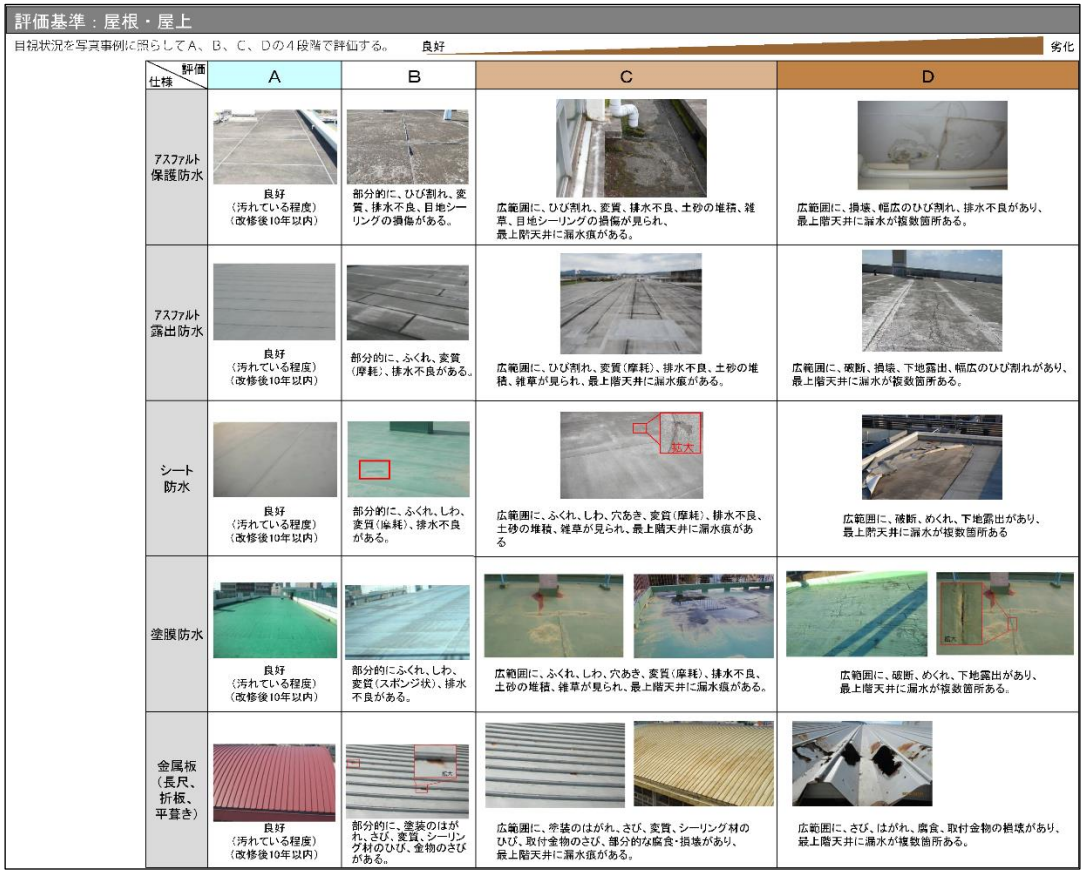

図３－29　写真事例による劣化度の評価基準（屋根・屋上）

図３－30　写真事例による劣化度の評価基準（外壁）

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

評価基準：内部仕上、電気設備、機械設備

部位の全面的な改修年からの経過年数を基本にＡ、Ｂ、Ｃ、Ｄの４段階で評価する。

	該当する部位	ＣまたはＤの事象（例）
内部仕上	● 床、壁、天井 ● 内部開口部（扉、窓、防火戸） ● 室内表示、手すり、固定家具など ● 照明器具、衛生器具、冷暖房器具	● 内部仕上げと設備機器について、該当建物の概ね半分以上の部屋（床面積）にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 （対象外の工事の例） ・特定の教室のみの改修 ・天井張替え、壁の塗り替え、照明器具交換など、部位、機器のみの改修工事 ● 広範囲（25%以上の面積）または随所（5か所以上）に劣化事象がみられる場合は、評価を1段階下げることを目安とする。 床仕上げの剥がれ 床のひび割れ 天井材の落下・剥がれ
電気設備	● 建物内の分電盤・配線・配管 （電灯・コンセント設備） （弱電設備） 受変電設備、自家発電設備、幹線設備は、学校施設の共用設備のため対象外とする。	● 建物内の分電盤・配線・配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋（床面積）にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 （対象外の工事の例） ・受変電設備の更新 ・防災設備、放送設備など、単独設備の更新 （評価例） ・視聴覚室やコンピューター室などの改修（整備）はしているが、他の部分は40年以上経過している場合は、Ｃ評価
機械設備	● 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管・ガス配管 受水槽、高置水槽、浄化槽、各種ポンプ、屋外配管は、共用設備のため対象外とする。	● 建物内の給水配管・給湯配管・排水配管について、該当建物の概ね半分以上の部屋（床面積）にわたって行った改修工事の実施年度を基準とし、経過年数で評価する。 （対象外の工事の例） ・部分的な修繕等 （評価例） ・給水配管の更新済みで、排水配管は40年以上経過してる場合は、Ｃ評価 ・給排水配管を一度も更新せず、40年以上経過している場合は、Ｄ評価

図３－31　写真事例による劣化度の評価基準（内部仕上、電気設備、機械設備）

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

③健全度及び総合評価点の算定方法

健全度の算定方法は、「解説書」に基づき、下記の方法で評価を行います。

【健全度】

- 健全度は、各建物の５つの部位について劣化状況を４段階（A～D）で評価し、100点満点で数値化した評価指標になります。優先的に改修する建物の順位付けを行う際に参考値となります。
- 健全度 40 点未満であれば、優先的に長寿命化改修等の対策を講じることが望ましいとされます。
- 健全度の点数に関わらず、C、D 評価の部位は、修繕・改修が必要とされます。
- 下図のように「①部位の評価点」及び「②部位のコスト配分」を定め、「③健全度」を算定します。

　なお、「②部位のコスト配分」は、文部科学省の「長寿命化改良事業」の校舎の改修比率算定表を参考に、同算定表における工種「長寿命化」の単価構成比率６％分を、屋根・屋上、外壁に按分しています。（「解説書」から抜粋）

①部位の評価点

	評価点
A	100
B	75
C	40
D	10

②部位のコスト配分

部位	コスト配分
1 屋根･屋上	5.3
2 外壁	14.7
3 内部仕上げ	21.2
4 電気設備	8.2
5 機械設備	19.5
計	68.9

③健全度

総和（部位の評価点×部位のコスト配分）÷68.9

※100点満点にするためにコスト配分の合計値で割っています。
※健全度は、数値が小さいほど劣化が進んでいることを示しています。
※健全度は、小数点以下四捨五入しています。

算出例

部位	評価		評価点		配分		
1 屋根･屋上	C	→	40	×	5.3	=	212
2 外壁	D	→	10	×	14.7	=	147
3 内部仕上げ	A	→	100	×	21.2	=	2,120
4 電気設備	C	→	40	×	8.2	=	328
5 機械設備	C	→	40	×	19.5	=	780
						計	3,587
							÷68.9
						健全度	52

図３－32　健全度の算定方法例

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

【総合評価点】

本町の学校施設の現地劣化状況調査結果では、建物の劣化状況の総合評価点として、健全度の５つの部位・設備の劣化度に加え、建築年からの経過年、構造部材及び建物の傾きに関わる建物劣化度、構造及び基礎周りの劣化度を 1,000 点満点で数値化した評価点の合計として算出しています。健全度による優先度が近似している施設は、総合評価点により整備優先順位の判断とすることも考慮します。

表３－14　総合評価点の算定方法例

項目	1. 経過劣化度	2. 構造部劣化度	3. 部位･設備別劣化度				
			（1）屋根･屋上	（2）外壁	（3）内部仕上	（4）電気設備	（5）機械設備
a. 評価点(上限値)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
b. 評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00
c. 評価点(a×b)	100.00	200.00	200.00	200.00	100.00	100.00	100.00

項目	劣化度　総合評価点（1＋2＋3）
評価点合計	施設の劣化状況に応じて算出
評価点合計の上限	1,000.00

次表の各学校施設の劣化状況調査結果に示される健全度の５つの部位・設備の劣化度評価項目（①屋根・屋上、②外壁、③内部仕上、④電気設備、⑤機械設備）の数値について、文部科学省の「解説書」における劣化度評価（A～D）と総合評価点の関係は、以下に対応します。

部位・設備の劣化度（数値上限）：100　⇔　劣化状況評価：A
部位・設備の劣化度（数値）　：75　⇔　劣化状況評価：B
部位・設備の劣化度（数値）　：40　⇔　劣化状況評価：C
部位・設備の劣化度（数値下限）：10　⇔　劣化状況評価：D

④劣化状況調査結果

前述の方法に基づき整理した各学校施設の健全度及び劣化状況評価を次表に示します。劣化度判定：D評価（早急な修繕・更新が必要）と判定された学校と併せて、健全度の低い施設から今後の保全対応の優先順位を設定することが望まれます。

表３－15　各学校施設の劣化状況調査結果

:築50年以上　:築30年以上　築年数の基準年は、2025年としています。

A :概ね良好　B :部分的に劣化　C :広範囲に劣化　D :早急に対応する必要がある

建物基本情報												劣化状況評価						総合評価
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分 建物用途	構造	階数	延床面積（㎡）	建築年度 西暦	建築年度 和暦	築年数	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度（100点満点）	総合評価点（1000点満点）
1	1951	大井小学校	北棟	001	校舎	RC	3	3,780	1972	S47	53	C	B	B	A	A	82	666.7
2	1951	大井小学校	南棟	005	校舎	RC	3	2,081	1983	S58	42	B	B	B	A	A	85	756.7
3	1951	大井小学校	屋内運動場	008	体育館	S	2	1,316	1998	H10	27	C	C	C	B	B	54	556.7
4	1952	相和小学校	校舎棟	001	校舎	RC	3	2,282	1981	S56	44	B	B	B	A	A	85	753.3
5	1952	相和小学校	屋内運動場	006	体育館	S	2	699	1981	S56	44	A	B	B	B	C	67	718.3
6	1953	上大井小学校	南棟	001-1、001-2	校舎	RC	2	1,286	1978	S53	47	B	B	B	A	A	85	746.7
7	1953	上大井小学校	北棟	002-1、002-2、010、011	校舎	RC	3	3,672	1978	S53	47	C	B	B	A	A	82	676.7
8	1953	上大井小学校	屋内運動場	008-1	体育館	S	2	925	1978	S53	47	C	C	D	C	C	31	421.7
9	4541	湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	校舎	RC	3	3,304	1967	S42	58	B	B	B	A	A	85	730.0
10	4541	湘光中学校	食堂棟	003	校舎	RC	3	1,728	1985	S60	40	C	B	B	A	A	82	688.3
11	4541	湘光中学校	南棟	004-1、004-2	校舎	RC	3	2,519	1968	S43	57	C	A	B	A	A	88	710.0
12	4541	湘光中学校	屋内運動場	005	体育館	RC	2	1,034	1968	S43	57	C	C	B	A	C	58	530.0
13	7711	相和幼稚園	園舎	002	園舎	W	1	508	1997	H9	28	C	B	B	B	A	79	662.5
14	7712	大井幼稚園	園舎	002	園舎	RC	2	1,292	2003	H15	22	B	B	B	B	A	82	765.0
15	7713	大井第二幼稚園	園舎	001	園舎	RC	2	1,138	1974	S49	51	B	C	B	A	A	78	670.0
16	k250	学校給食センター	学校給食センター	004	給食センター	S	2	1,591	2008	H20	17	C	B	A	A	A	90	751.7

※「構造」の記号について、
- 「RC」とは、鉄筋コンクリート造（RC 造）を表します。
- 「S」とは、鉄骨造（S 造）を表します。
- 「W」とは、木造（W 造）を表します。

※「健全度」とは、上記に示すとおり、各建物の５つの部位・設備について劣化状況を４段階（A～D）で評価し、100 点満点で数値化した評価指標を表します。

※「総合評価点」とは、現地劣化状況調査において、健全度の５つの部位・設備の劣化度に加え、建築年からの経過年、構造及び建物の傾きに関わる建物劣化、基礎及び基礎周りの劣化度を 1,000 点満点で数値化した評価点の合計を表します。

※「健全度」及び「総合評価点」は、高得点ほど健全で良好な施設状態として評価される指標です。

⑤劣化状況調査結果（総合評価点）

総合評価点に基づいた各学校施設の現地劣化状況調査結果表を次表に示します。

表３－16　現地劣化状況調査結果（総合評価点）

施設名称	棟名称	棟番号	項目	1. 経過劣化度	2. 構造部劣化度	3. 部位・設備別劣化度 (1) 屋根・屋上	(2) 外壁	(3) 内部仕上	(4) 電気設備	(5) 機械設備	築年数（基準年：2025年）	合計 劣化度総合評価点（1+2+3）1,000点満点
			評価点上限	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00		
			評価係数	1.00	2.00	2.00	2.00	1.00	1.00	1.00		
大井小学校	北棟	001	評価点	11.67	75.00	40.00	75.00	75.00	100.00	100.00	53	666.67
			総合評価点	11.67	150.00	80.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	南棟	005	評価点	31.67	75.00	75.00	75.00	75.00	100.00	100.00	42	756.67
			総合評価点	31.67	150.00	150.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	屋内運動場	008	評価点	56.67	75.00	40.00	40.00	40.00	75.00	75.00	27	556.67
			総合評価点	56.67	150.00	80.00	80.00	40.00	75.00	75.00		
相和小学校	校舎棟	001	評価点	28.33	75.00	75.00	75.00	75.00	100.00	100.00	44	753.33
			総合評価点	28.33	150.00	150.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	屋内運動場	006	評価点	28.33	75.00	100.00	75.00	75.00	75.00	40.00	44	718.33
			総合評価点	28.33	150.00	200.00	150.00	75.00	75.00	40.00		
上大井小学校	南棟	001-1、001-2	評価点	21.67	75.00	75.00	75.00	75.00	100.00	100.00	47	746.67
			総合評価点	21.67	150.00	150.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	北棟	002-1、002-2、010、011	評価点	21.67	75.00	40.00	75.00	75.00	100.00	100.00	47	676.67
			総合評価点	21.67	150.00	80.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	屋内運動場	008-1	評価点	21.67	75.00	40.00	40.00	10.00	40.00	40.00	47	421.67
			総合評価点	21.67	150.00	80.00	80.00	10.00	40.00	40.00		
湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	評価点	5.00	75.00	75.00	75.00	75.00	100.00	100.00	58	730.00
			総合評価点	5.00	150.00	150.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	食堂棟	003	評価点	33.33	75.00	40.00	75.00	75.00	100.00	100.00	40	688.33
			総合評価点	33.33	150.00	80.00	150.00	75.00	100.00	100.00		
	南棟	004-1、004-2	評価点	5.00	75.00	40.00	100.00	75.00	100.00	100.00	57	710.00
			総合評価点	5.00	150.00	80.00	200.00	75.00	100.00	100.00		
	屋内運動場	005	評価点	5.00	75.00	40.00	40.00	75.00	100.00	40.00	57	530.00
			総合評価点	5.00	150.00	80.00	80.00	75.00	100.00	40.00		
相和幼稚園	園舎	002	評価点	32.50	75.00	40.00	75.00	75.00	75.00	100.00	28	662.50
			総合評価点	32.50	150.00	80.00	150.00	75.00	75.00	100.00		
大井幼稚園	園舎	002	評価点	65.00	75.00	75.00	75.00	75.00	75.00	100.00	22	765.00
			総合評価点	65.00	150.00	150.00	150.00	75.00	75.00	100.00		
大井第二幼稚園	園舎	001	評価点	15.00	75.00	75.00	40.00	75.00	100.00	100.00	51	670.00
			総合評価点	15.00	150.00	150.00	80.00	75.00	100.00	100.00		
学校給食センター	学校給食センター	004	評価点	71.67	75.00	40.00	75.00	100.00	100.00	100.00	17	751.67
			総合評価点	71.67	150.00	80.00	150.00	100.00	100.00	100.00		

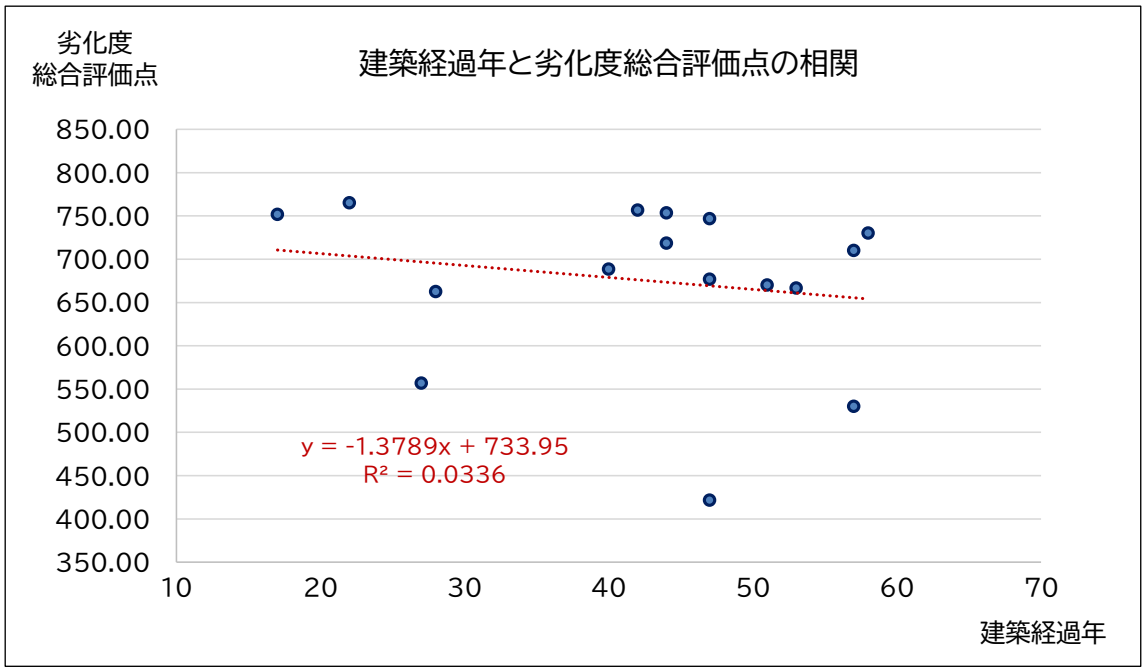

図３－33　建築経過年と劣化度総合評価点の相関

⑥現地劣化状況調査結果による劣化状況

各学校施設の現地劣化状況調査結果による主な劣化状況を次表に示します。

表３－17　現地劣化状況調査結果の主な劣化状況

施設名称	建物名	棟番号	建築年度（最も古い主要建物）		建物延床面積合計（㎡）	現地劣化状況調査実施日	現地劣化状況調査結果による主な劣化状況
			西暦	和暦			
大井小学校	北棟	001	1972	S47	3,780	2025/8/20	露筋(バルコニー軒下・屋上出入口)、ひび割れ(バルコニー軒下・北側外壁・1F倉庫・1F教材室)、爆裂(バルコニー軒下)、浮き・破損（土間タイル）、塗装剥がれ（北側外壁・軒下・屋上出入口・３F男子トイレ）、シーリングひび割れ（北側外壁）、雑草の自生（軒下配管部）、土間コンクリートのひび割れ（東昇降口基礎部）、排水溝の水たまり（屋上）、配水口の土堆積（屋上）、防水シートの摩耗（屋上、３Fバルコニー）、窓の欠損（３F男子トイレ）、天井の仕上材破損（３F普通教室）、漏水跡（2F普通教室）、シーリング破損（2F音楽室）、配水口の土堆積（屋上）
	南棟	005	1984	S59	2,081		サビ（屋内運動場への外廊下、2Fトイレ通気口）、コンクリートのひび割れ（南側土間）、ガラスの破損（北側窓）、塗装浮き（ピロティ屋根部）、タイルの浮き（南側外壁、ピロティ前階段）、内壁のひび割れ（2F図書館、2F印刷室、1F多目的室）、カーテンレール破損（2Fスタジオ）、シーリング破損（2Fバルコニー、保健室）、排水漏れ（1F男子トイレ）
	屋内運動場	008	1999	H11	1,316		窓枠シーリングの劣化（全面で発生）、漏水痕（外廊下軒下、西側外壁、1F玄関天井、器具庫天井）、サビ（外廊下手すり、東側外壁窓枠）、空調設備の損傷（通気口・排気口）、ひび割れ（西側窓部）、コンクリートのひび割れ（南側基礎部）、コンクリートの損傷（東側基礎部）
相和小学校	校舎棟	001	1982	S57	2,282	2025/8/20	コンクリートの破損（南側土間、北側スロープ部）、雑草の自生（屋上排水口）、塗装防水の摩耗（屋上）、ひび割れ（内部壁等）、外部建具の動作不良（2F廊下窓、1F出入口）カビ（1F職員更衣室）、漏水跡（１F更衣室）
	屋内運動場	006	1982	S57	699		土間タイルの破損（西側出入口階段）、外部建具の動作不良（出入口扉）基礎部ひび割れ（生徒用玄関）、シーリングひび割れ（南側外壁）、内部のひび割れ（内壁・ギャラリー床）、仕上材破損（放送室天井）サビ（内部建具）
上大井小学校	南棟	001-1、001-2	1978	S53	1,286	2025/8/19	コンクリートのひび割れ（南側土間）、漏水痕（北側外壁）、排水溝の土堆積（屋上）、手すりのサビ（屋上）、梁のひび割れ（2F図工室・普通教室）、シーリングのひび割れ（2Fバルコニー）、内壁のひび割れ（2F普通教室・職員室・1F物入）、天井仕上材破損（校長室）、内壁白華（職員室）
	北棟	002-1、002-2、010、011	1978	S53	3,672		鉄骨ブレースのサビ（南側構造部）、基礎のひび割れ（南側・北側基礎）、コンクリートのひび割れ（南側土間）、土間タイルの破損（東側昇降口付近）、手すり壁のひび割れ（北側非常階段）、鉄骨柱のサビ（北側外部）、水道ひび割れ（東側水道、ピロティ部水道）、防水シートの摩耗（屋上・3F屋根部等）、サビ（屋上アンテナ・屋上機械設備バルブ・屋上通気口）、内壁ひび割れ（3F物置・3F教材室・3F女子トイレ等）、梁ひび割れ（家庭科教室・3F普通教室等）、換気扇カバーの浮き（家庭科教室）、天井の漏水痕（3F廊下・2F廊下）、シーリング劣化（3Fバルコニー）、内壁塗装剥がれ（児童会室・音楽準備室）、天井材の劣化（音楽室）、防水シートの膨れ（2Fバルコニー）
	屋内運動場	008-1	1978	S53	925		塗装剥離（北側外壁）、外壁のひび割れ（北側軒下・東側外壁）、タイル剥がれ（西側外部階段）、土間コンクリートのひび割れ（北側土間）、塗装の剥離（東側基礎部）、基礎のひび割れ（東側外壁）、漏水痕（2F踊り場天井・2F内壁）、内壁のひび割れ（2F内壁）、仕上材剥離（玄関床）、サビ（ステージ裏外部建具）
湘光中学校	北棟（教室棟）	002-1、002-2、007、008	1986	S61	3,304	2025/8/18	サビ（渡り廊下鉄骨部、高置水槽）、コンクリートひび割れ（北側・南側土間）、外壁のひび割れ（南側バルコニー）、排水口の土堆積（屋上）、柱ひび割れ（3F教室）、内壁ひび割れ（3F社会準備室、3F女子トイレ、階段等）、漏水痕（2F渡り廊下）、屋根ふき材の破損（渡り廊下B）
	食堂棟	003	1986	S61	1,728		塗装仕上の浮き（東側外壁）、床スラブの爆裂（東面構造部）、タイルの剥がれ（南側外壁）、サビ（屋上室外機）、排水口の土堆積（屋上）、梁ひび割れ（3F普通教室・多目的室）、防水シートの摩耗（屋上）、漏水痕（3F廊下、食堂）
	南棟（管理教室棟）	004-1、004-2	1968	S43	2,348		軒下のひび割れ（北側外壁）、塗装の浮き（屋上）、内壁ひび割れ（生徒会室・3F手洗い場・階段・職員室）、排水口の土堆積（2F屋上）、手すりひび割れ（2Fバルコニー）、排水不良（1F屋上）、天井の漏水痕（1Fトイレ）、梁のひび割れ（職員室）
	屋内運動場	005	1968	S43	1,034		軒下のひび割れ及び剥離（全体）、土間コンクリートのひび割れ（全体）、階段タイルの破損（全体）、ガラス破損（出入口窓、2F窓）、軒下の漏水痕（全体）、サビ（外部建具）、雑草の自生（軒樋）、屋根の破損（北側屋根）、排水口の土堆積（西側屋上）、内壁のひび割れ（教官室兼放送室前・器具置場・ステージ・B1通路）、天井の漏水痕（器具置場・男子更衣室）ドアノブ破損（男子トイレ）
相和幼稚園	園舎	002	1998	H10	508	2025/8/20	シーリングひび割れ（東側・北側外壁）、塗装剥離（出入口階段）、タイル浮き（出入口付近土間）、コンクリートひび割れ（東側土間）、外壁ひび割れ（土間デッキ部壁）土間コンクリート仕上の剥離（デッキ部）、点字ブロック浮き（テラス）、雪止め破損（南側屋根）、クロス破れ（更衣室）、タイル剥離（便所）、網戸破損（教室(5歳児)）、天井の漏水痕（職員室）、内部建具不良（職員室スライド扉）
大井幼稚園	園舎	002	2004	H16	1,292	2025/8/19	外壁のひび割れ（北側・西側外壁、外部避難階段）、サビ（外部建具）、モルタル剥がれ（避難用滑り台付近外壁）、軒下のサビ汁、手すりひび割れ（2Fバルコニー）、内壁ひび割れ（園児便所）、仕上面劣化（屋上）、外部建具動作不良（バルコニー出入口、配膳室出入口）
大井第二幼稚園	園舎	001	1975	S50	1,138	2025/8/18	排水不良（駐車場）、外壁ひび割れ（西側外壁）、塗装膨れ（西側外壁）、外部建具動作不良（倉庫扉・職員室扉）、シーリング破断（西側窓、2F西側窓）、竪樋下部破損（テラス）、サビ（排気口・タラップ）、排水口の土堆積（屋上）、仕上面劣化（屋上）、防水シート摩耗（屋上全面）、内壁ひび割れ（プレイルームステージ・階段・保育室5・保育室6）、床仕上げ材剥離（階段下部）、漏水痕（保育室3内壁・1Fトイレ）、天井仕上材破損（保健室）
学校給食センター	学校給食センター	004	2008	H20	1,591	2025/8/18	漏水痕（東側軒下・北側軒下）、モルタル剥離（外スロープ部、西側基礎部）、シーリングひび割れ（北側外壁）、サビ（屋根仕上材・屋上手すり・屋上機械設備・換気扇）、内壁ひび割れ（準備室入口）、内壁破損（ごみ置き場）、排気口ガラリ固定不良（洗浄室）

⑦現地劣化状況調査結果による主な劣化状況事例

現地劣化状況調査結果による部位別の主な劣化状況を以下に示します。

◆　屋根・屋上

建物名	大井小学校　北棟	相和小学校　校舎棟
写　真		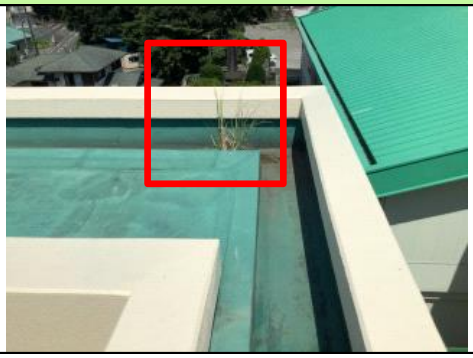
部位･設備	屋根･屋上	屋根･屋上（排水口）
状　況	ベランダ軒下のひび割れ、爆裂	雑草の自生

建物名	上大井小学校　屋上	湘光中学校　南棟(管理教室棟)
写　真		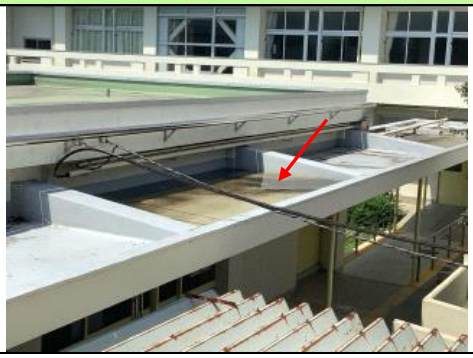
部位･設備	屋根･屋上	屋根･屋上
状　況	防水シートの摩耗	ドレーンの詰まりによる水たまり

建物名	湘光中学校　屋内運動場	湘光中学校　屋内運動場
写　真	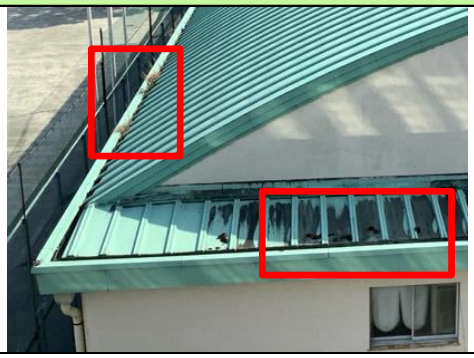	
部位･設備	屋根･屋上	屋根･屋上（軒下）
状　況	軒樋への雑草の自生及び破損	軒下のひび割れ及び剥離

図３－34　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（屋根・屋上）

◆　外壁

建物名	大井小学校　屋内運動場	上大井小学校　北棟
写　真		
部位･設備	外壁	外壁（土間）
状　況	漏水痕	土間タイルの破損

建物名	湘光中学校　食堂棟	相和幼稚園　園舎
写　真		
部位･設備	外壁（構造部）	外壁（土間）
状　況	床スラブの爆裂	土間コンクリート仕上の剥離

建物名	大井幼稚園　園舎	学校給食センター
写　真		
部位･設備	外壁（バルコニー）	外壁（基礎部）
状　況	手すり部のひび割れ	モルタルの剥落

図３－35　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（外壁）

◆　内部仕上（2/1）

建物名	大井小学校　北棟	大井小学校　屋内運動場
写　真	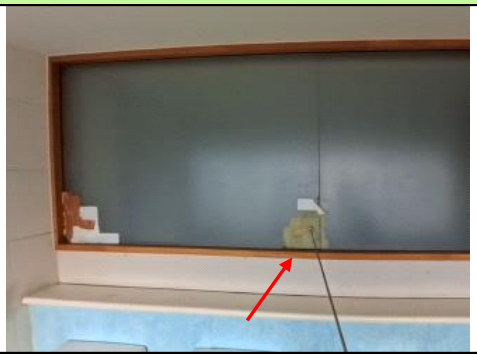	
部位･設備	内部仕上（建具）	内部仕上（天井）
状　況	窓部の欠損	天井の漏水痕

建物名	相和小学校　屋内運動場	上大井小学校　北棟
写　真		
部位･設備	内部仕上（建具）	内部仕上（内壁）
状　況	扉のサビ	構造部の塗装剥がれ

建物名	上大井小学校　屋内運動場	上大井小学校　屋内運動場
写　真		
部位･設備	内部仕上（床）	内部仕上（内壁）
状　況	床のひび割れと仕上材の剥離	内壁の漏水痕

図３－36　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（内部仕上）

● 内部仕上（2/2）

建物名	湘光中学校　食堂棟	湘光中学校　屋内運動場
写　真		
部位･設備	内部仕上（天井）	内部仕上（内壁）
状　況	天井の漏水痕	内壁のひび割れ

建物名	湘光中学校　屋内運動場	相和幼稚園　園舎
写　真		
部位･設備	内部仕上（構造部）	内部仕上（天井）
状　況	柱のサビ	天井の漏水痕

建物名	大井第二幼稚園　園舎
写　真	
部位･設備	内部仕上（天井）
状　況	天井仕上材の破損

図３−37　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（内部仕上）

◆　電気設備

大井小学校　南棟
電気設備
太陽光パネル　分電盤 汚れ

図３－38　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（電気設備）

●　機械設備

建物名	大井小学校　屋内運動場	上大井小学校　北棟
写　真		
部位･設備	機械設備（換気設備）	機械設備（空調設備）
状　況	排気口の損傷	エアコン配管の破損

建物名	湘光中学校　北棟(教室棟)	湘光中学校　食堂棟
写　真		
部位･設備	機械設備（給排水設備）	機械設備（空調設備）
状　況	高置水槽のサビ	室外機のサビ

図３－39　現地劣化状況調査結果による部位別の劣化状況写真（機械設備）

２）学校施設の老朽化状況の現状と課題の整理

学校施設の老朽化状況の現状と課題を以下に整理します。

（１）躯体の健全性についての課題

- 対象建物 16 棟のうち、旧耐震基準（1981（昭和 56）年５月 31 日までの建築確認において適用されていた基準）の建物は７棟であり、全建物数の約 44%を占めます。そのうち、耐震診断済である建物は７棟ですが、耐震補強済である施設は５施設であり、２施設が未実施となっています。（上大井小学校（南棟）、大井第二幼稚園（園舎））ただし、Is 値は耐震基準を満たしています。
- 旧耐震基準の RC 造（鉄筋コンクリート造）の建物で、文部科学省の「解説書」で「要調査」に該当する基準（コンクリート圧縮強度が 13.5N/㎟以下の建物）について、基準値を下回っていた施設はありません。
- 長寿命化（試算上の区分）の判定フロー（図 3-27）に従い、試算上の区分では「長寿命化」の判定をしていますが、建築物及び附帯施設の工事実施段階において、耐力度調査（建築基準法施行令に規定する構造計算による規定値の確保）・中性化試験に準じた躯体の詳細な調査を行い、耐震による安全性の確保を図るとともに経済性や将来的な教育環境等を考慮し、総合的に長寿命化改修又は改築（建替え）を判断する必要があります。

※引用：「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準 平成６年 12 月 15 日 建設省公示第 2379 号」（国土交通省、平成 25 年３月最終改正）

（２）躯体以外の劣化状況評価による安全面についての課題

- 劣化状況調査結果より、部位・設備における D 評価（早急に対応する必要がある）がある建物は、上大井小学校（屋内運動場）の「内部仕上」のみです。
- D 評価となった建物の部位・設備について、早急に適切な修繕、改修を実施することが求められます。
- 健全度が最も低い建物は、上大井小学校（屋内運動場）の 31 点であり、続いて大井小学校（屋内運動場）の 54 点、湘光中学校（屋内運動場）の 58 点となり、屋内運動場の劣化状況が顕著である傾向となっています。

第4章　学校施設整備の基本的な方針等

4.1 長寿命化計画の基本方針

１）上位計画等の施設整備方針

（１）大井町総合管理計画の公共施設の管理に関する基本方針

【基本方針１】総量の適正化

総量の適正化による抑制を基本的な方針として、今後 50 年間に公共施設について、更新率を 70%（30%の総量の削減）とすることを目標とします。期間中、累積赤字及び資金不足に対応するためには、PPP/PFI などの民間資金、民間活力を活用した管理手法の導入を検討する必要があります。

【実施方針】

① 多機能化・複合化の推進、② 更新（建替え）時の見直し、③ 新設の抑制、
④ 広域連携の推進、⑤ 試算の圧縮

【基本方針２】中長期的なコスト管理

計画的な維持修繕を行い、施設の長寿命化を図ることで、ライフサイクルコストを縮減するとともに、中長期的な視点から将来の修繕工事の計画的な分散により、費用負担の平準化を図ります。

【実施方針】

① ライフサイクルコストの縮減、② 費用の平準化、③ 町民との協議

【基本方針３】効果的・効率的な管理運営

公共施設の設置場所や利用時間及び物理的・構造的な面並びに当該公共施設の利用者数の推移など、町民ニーズの変化を踏まえて、稼働率が低い、または維持管理コストが高い公共施設に対しては、これまでの利用形態や運営形態の改善、新たな行政需要への対応などを踏まえた他用途への転用など、既存施設の有効活用を推進します。

また、必要性の高い公共サービスを提供する公共施設は、災害発生時にも重要な役割を担うことが考えられるため、防災機能の強化を図ります。

【実施方針】

① 計画的な維持管理による長寿命化、② 官民連携（指定管理者制度の導入）の推進、
③ 使用料・手数料の見直し、④ 防災対策の推進、⑤ 施設の有効活用

（２）学校施設の基本方針

学校施設は地域の結びつきの象徴であり、そのための貴重な施設でもありますが、老朽化が進行しており、更新費用並びに維持管理費の上位を占めています。計画的に施設や設備の改修を進め、長寿命化を図りつつ、安全で快適な施設の維持管理に努めるとともに、今後の園児・児童・生徒数を見据えつつ、学校施設の適正規模、適正配置についても検討していきます。

２）学校施設の現状と課題の整理

① 学校施設は、本町の公共施設全体の延床面積のうち、約 52%を占めています。
② 少子化の進行に伴い、園児・児童・生徒数は、今後も減少傾向が続くと予想されますが、例外的に増加傾向にある学校（地域）もあります。
③ 対象建物 16 棟のうち、築 30 年以上を超える建物は、全棟数の 75%を占めています。
④ 現地劣化状況調査により総合評価点（健全度）の低い施設は、建物の部位・設備の全項目を通じて老朽化・劣化傾向にあります。
⑤ 長寿命化改修における今後の維持・更新コスト算定（後述 4.3 節）において、過年度同様に多額の施設整備費用が掛かる見込みです。

３）学校施設長寿命化計画の基本方針

上位計画・関連資料の施設整備方針及び学校施設の現状と課題を踏まえ、大井町学校施設長寿命化計画の基本方針は、前計画を継承及び加筆し、以下のとおり設定します。

大井町学校施設長寿命化計画の基本方針

基本方針Ⅰ：これまでの維持保全から予防保全へ

- 学校施設を使用する子どもたちや職員の安全確保のため、法定点検の確実な実施とともに、職員や学校施設管理者による施設や整備における老朽化状況の自主点検を推進します。
- 法定点検や劣化状況調査の実施結果を踏まえ、学校施設の計画的な維持管理や修繕・更新等を実施し、施設や設備の長寿命化を図ります。
- 点検結果や修繕履歴等の記録・更新を行い、学校施設情報の一元的な管理を図ることにより、管理運営のマネジメントサイクルへの活用を推進します。

基本方針Ⅱ：学校施設の適正規模・適正配置及び有効活用の検討

- 地域における今後の園児・児童・生徒数の動向を踏まえ、地域の拠点施設としての学校施設規模の適正化を検討していきます。
- 余裕教室や低利用施設等が生じた状況に応じ、地域住民等の意見を積極的に取り入れながら、施設の減築、集約化・共用化、多機能化・複合化等の活用方法について検討し、施設の有効活用を図ります。

基本方針Ⅲ：ライフサイクルコスト（LCC）の縮減と適切な整備計画の更新

- 適切な時期に適切な修繕や改修等を行うことで、学校施設の長寿命化を図りつつ維持管理することで、トータルとして学校施設の LCC の縮減を図ります。
- 国庫補助金制度の活用、地方債の活用等により、財政負担の軽減を図ります。

4.2 学校施設の適正規模･適正配置等の基本方針

１）学校施設の規模・配置計画等の基本方針

本町の上位・関連計画の方向性、前項の学校施設の実態や目指すべき姿等を踏まえ、学校施設の規模・配置計画等の基本方針は、以下のとおり設定します。

《 学校施設の規模･配置計画等の基本方針 》
現在の規模･配置を維持しつつ、見直しを含めた検討を行います

２）学校施設の適正規模・適正配置の検討

本町は学校施設として８施設 16 棟を管理している現状、老朽化が進んでいる施設は、修繕・改修等の費用が増加傾向にあります。

人口が増加傾向にある地域は例外として、将来的な町の財政状況における維持管理を鑑みると、基本的には新たな建物は増やさない方向で検討を進めることが望ましいと言えます。また、前述の幼児・児童・生徒数及び学級数の将来推計結果を踏まえると、学校施設の適正規模・適正配置の検討は、今後必要になると考えられます。

具体的には、今後の幼児・児童・生徒数の増減や地域の動向を注視し、大規模改造や改築（建替え）等を実施する時期に合わせて、適正な管理床面積による減築や集約化・共用化や他の公共施設との多機能化・複合化等を検討することが考えられます。

また、将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置についても検討する必要があります。

● 検討項目
検討①:学校施設の減築
検討②:他の公共施設との複合化･多機能化
検討③:将来を見据えた学校施設の適正規模･適正配置の検討

検討①:学校施設の減築　（参考１を参照）

将来の幼児・児童・生徒数の動向を見極めながら、余裕教室の利活用方法の検討（必要学級数や余裕教室（転用可能教室）数、余裕面積の算出を含む）等を行った上で、余裕教室等の有効活用を図ります。今後さらに、幼児・児童・生徒数が減少した場合は、学校施設の長寿命化又は改築を実施する際に、併せて適正な管理床面積になるよう減築することを検討していきます。

（参考１）減築について

引用：「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成 26 年１月、文部科学省）

（１）目的（期待される効果）

①建物規模の適正化

余裕教室等の空きスペースについて、他用途への転用が見込めない場合に減築を行うことで、建物規模の適正化が図られ、施設を保有しているだけでも発生する維持修繕のための費用を抑えることができます。

②建物の軽量化による耐震性能の向上

同じ形状の建物であれば、地震発生時、重量が大きい方が被害も大きくなり、逆に、建物を軽量化することにより地震による被害を低減することが可能です。例えば、鉄骨造と比較して重量が大きい鉄筋コンクリート造の建物は、耐震補強する際、軽量化することにより補強箇所を減らすことが可能となり、補強自体が不要となる可能性があります。

③空間のコントロール

減築と合わせて長寿命化改修を行う場合、近年の教育活動の実態を踏まえた、使いやすい教室配置への変更も実現できます。

（２）留意すべき点

余裕教室や廃校施設の多くは、全国各地で様々な施設へ転用され活用されています。今後、他の施設も含めた利用計画や人口動向等を踏まえ、校区や校区を越えた地域単位で、長期的な視点による施設の有効活用について十分検討することが重要です。

また、減築の際に耐力壁の除去や建物のバランスを崩すことにより、従前より耐震性が低くなることがあります。効果的に耐震性能を向上するため、バランスよく減築部分を設定することが重要となります。

（３）実施事例

図１　改修前の２階建て校舎

図３　改修前の校舎

図２　減築後の１階建て校舎

図４　減築後の校舎

左：滋賀県大津市（２階部分の撤去による減築）、右：和歌山県有田市（使用頻度が低い棟の減築）

検討②:他の公共施設との複合化･多機能化　（参考２を参照）

将来の幼児・児童・生徒数の動向を見極めながら、本町の上位・関連計画、方針や財政状況に基づき、他の公共施設との複合化・多機能化が必要と判断された場合には、地域住民等の意見を積極的に取り入れながら、学校施設の敷地や建物を活かし、学校施設と親和性の高いと考えられる他の公共施設（例として、市民文化系施設や子育て支援施設、保健・福祉施設等）との複合化・多機能化について検討していきます。

（参考２）複合化について

引用：「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」（平成 27 年 11 月、文部科学省）

余裕教室の有効活用を目的とした他公共施設と複合化する事例が全国的に増えており、その動きは今後より一層の拡がりを見せると想定されます。

複合化の事例は、放課後児童クラブや防災備蓄倉庫が最も多く、他に公民館や児童館、保育所、老人デイサービスなどもみられ、多様な用途が学校施設に複合化されています。

また、余裕教室の有効活用を目的とした他公共施設と複合化する事例が全国的に増えており、今後、より一層の拡がりを見せると想定されます。複合化により学校施設としての保有面積の縮減のほか、多様な学習機会の創出、地域コミュニティの強化、地域の振興・再生などの効果も期待できると考えられます。

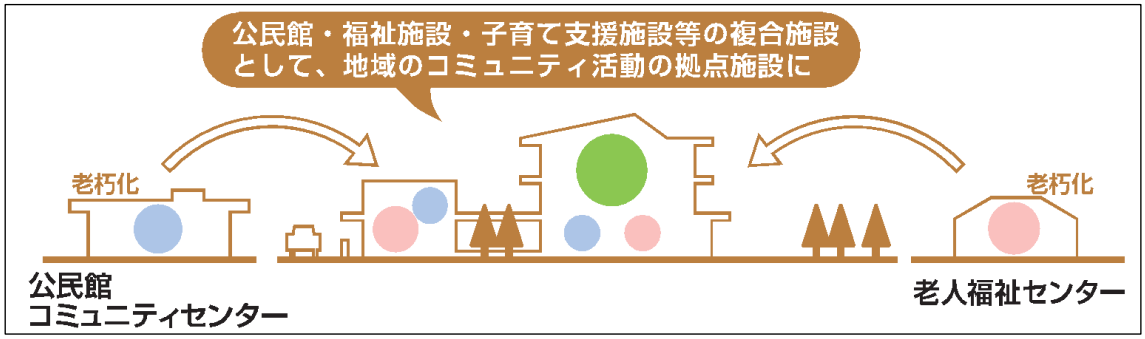

図４－１　複合化のイメージ

引用：「学校施設の老朽化対策について」（平成 25 年３月、文部科学省）

（１）複合化の効果

①施設機能の共有化による学習環境の高機能化・多機能化

複合化により、単独の学校として整備するよりも施設機能の高機能化や多機能化を図ることができ、園児・児童・生徒や地域住民に多様な学習環境を創出するとともに、公共施設を有効的かつ効果的に活用することが期待できます。

②園児・児童・生徒と施設利用者との交流

学校施設と他の公共施設等が併設されているという特徴を生かし、多様な世代との交流の機会を設けたり、日常的に互いの施設での活動等を目にしたりすることで、園児・児童・生徒の情操教育や地域住民等の施設利用者の生きがいや健康づくりへの寄与が期待できます。

③地域拠点としたコミュニティ強化

学校施設と社会教育施設等を複合化・多機能化することで、園児・児童・生徒の学びの場としてだけでなく、地域にとっても生涯学習の場となるとともに、伝統文化や行事の継承等を通して、地域のコミュニティ強化にも寄与することが期待できます。

④専門性のある人材や地域住民との連携による学校運営への支援

様々な人材が集まるという特徴を生かし、学校の教育活動や課外活動等に専門性のある人材を活用したり、地域住民の協力を促したりすることで、園児・児童・生徒が、より高度な専門知識に触れる機会を創出したり、学習環境の質を高めることが期待できます。また、施設管理等についても、民間団体の活用や地域住民の協力等による支援を期待できます。

⑤効果的・効率的な施設整備

学校施設や他の公共施設等をそれぞれ単体で整備するより、複数の公共施設を複合施設として一体的に整備し、既存公共施設を有効活用することにより、域内全体の整備費用の削減や支出の平準化を図ることが期待できます。

（２）複合化の課題

①町役場内の部局間の連携、教職員や地域住民との合意形成

学校施設と他の公共施設等との複合化にあたっては、庁内において複数の関係部局が連携し、関係する各公共施設等の整備計画、管理・運営方法等について検討することが必要となります。また、教職員や各施設関係者はもとより、利用者となる町民が問題意識を持って自ら主体的に考えることで合意形成に至るよう推進していくことが重要となります。

②施設計画上の工夫

●安全性の確保

複合施設においては、園児・児童・生徒や学校関係者だけでなく不特定多数の町民が相互利用することから、園児・児童・生徒が安全に安心して学校生活を送れるようにすることが重要です。そのため、事故の発生防止等、その利用形態に対応した安全性を確保することが重要です。また、防災機能や防犯上の様々な配慮も必要となり、ハード・ソフトの両面から対応策を検討することが重要となります。

●相互利用環境としての対策

学校施設と他の公共施設等が併設していることで、園児・児童・生徒と他の施設利用者との動線の交錯や、互いの音等により、学校の教育活動や他の公共施設等の活動に支障を及ぼす可能性があることから、各施設の配置や動線、防音性の確保といった施設計画上の対策を図る必要があります。互いの施設における利用方法や利用時間等のルールや活動内容について情報を共有し、その対策について検討することが重要となります。

●施設の管理区分や会計区分の検討

学校施設と他の公共施設等の相互利用・共同利用が活発となることから、専用部分と共同利用部分についての管理区分や施設利用料、光熱水費等の会計区分等の明確化や一元化についても検討することが重要となります。

（３）複合化の事例

■施設機能の共有化による学校施設の高機能化・多機能化の事例

左：音楽ホールを含む区立文化センター等との複合化（品川区立第一日野小学校）
中央：児童書コーナーを広く設けた市立図書館等との複合化（志木市立志木小学校）
右：競技用のバスケットボールコートを２面有する体育施設との複合化（かほく市立宇ノ気中学校）

■地域における生涯学習やコミュニティ拠点の形成の事例

左：幅広い年代に利用されている文化センターのプラネタリウム（品川区立第一日野小学校）
中央：地域の生涯教育・交流活動の拠点となるホール（南砺市立利賀小中学校）
右：小・特別支援学校、発達支援センターが併設する地域特別支援教育施設（十日町市立十日町小学校）

検討③:将来を見据えた学校施設の適正規模･適正配置の検討

（参考３、参考４を参照）

将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の検討については、今後の幼児・児童・生徒数の動向を見据えながら、適正な学校規模や学級数、学区の見直し、通学距離の課題等の地理的要因や地域事情等、多岐にわたる検討が必要となります。学校統廃合及び調整区域が必要と判断された場合には、地域住民や保護者等への情報共有と合意形成を図りながら、今後の学校施設の適正規模・適正配置のあり方について検討していきます。

また、廃校になり、まだ利用しても安全性等に支障がない学校施設については、廃校活用事例等を参考に有効な活用方法を検討していくことが必要です。

（参考３）将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の検討について

将来を見据えた学校施設の適正規模・適正配置の検討については、先述の基本方針として、「当面は現在の規模・配置を維持する」こととしています。ただし、今後の園児・児童・生徒数の動向（児童・生徒数の推計では、今後も下落傾向が予想される）を見極めながら、教育上の課題、学校施設が持つ地域での役割、地理的要因等といった様々な課題に対してひとつひとつ丁寧な検討を重ね、本町の学校施設の適正規模・適正配置として最も望ましい方針を導き出す必要があります。

その際、児童生徒及び園児の保護者や就学前の子どもの保護者の方の声を重視し、地域住民の方々と教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有し、十分な理解や協力を得ながら検討を進めることが大切になります。

（１）望ましい学級数の考え方

〇小学校では、まず複式学級を解消するためには少なくとも１学年１学級以上（６学級以上）であることが必要となります。また、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編制したり、同学年に複数教員を配置するためには１学年２学級以上（１２学級以上）あることが望ましいと考えられます。

〇中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編制を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも１学年２学級以上（６学級以上）が必要となります。また、免許外指導をなくしたり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも９学級以上を確保することが望ましいと考えられます。

引用：「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」（平成 27 年１月、文部科学省）

ただし、望ましい学級数の考え方については、学校教育法施行規則第 41 条において「地域の実態その他により特別な事情のあるときは、この限りでない」とされています。

（２）学校規模の標準を下回る場合の対応の目安

「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」において、学校規模の標準を下回る場合の対応の目安については、以下のように示されています。

〇小学校の場合【１～５学級：複式学級が存在する規模】

おおむね、複式学級が存在する学校規模。学校全体の児童数や指導方法等にもよるが、一般に教育上の課題が極めて大きいため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

〇中学校の場合【３学級：クラス替えができない規模】

おおむね、複式学級はないがクラス替えができない学校規模。一般に教育上の課題があるが、学校全体及び各学年の生徒数に地域による差があり、生徒数が少ない場合は特に課題が大きい。このため、生徒数の状況や、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。地理的条件等により統合困難な事情がある場合は、小規模校のメリットを最大限生かす方策や、小規模校のデメリットの解消策や代替策を積極的に検討・実施する必要がある。

（３）小規模校のメリット・デメリット

また、「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」においては、学校統廃合を選択しない場合の小規模校としてのメリットについて、以下のように示されています。

①一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
②意見や感想を発表できる機会が多くなる。
③様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
④複式学級においては、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。
⑤グラウンドや体育館（屋内運動場、武道場）、特別教室などが余裕をもって使える。
⑥教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすい。例えば、ICT 機器や高価な機材でも比較的少ない支出で全員分の整備が可能である。
⑦異年齢の学習活動を組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
⑧地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に生かした教育活動が展開しやすい。
⑨児童生徒の家庭の状況、地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な児童生徒の指導ができる。

一方、デメリットについても、以下のように示されているため、教育の機会均等とその水準の維持向上という義務教育制度の本旨に鑑み、小規模校のデメリットを最小化し、メリットを最大化する方策を計画的に講じる必要があります。

①クラス替えが全学年又は一部の学年でできない。
②クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
③加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
④クラブ活動や部活動の種類が限定される。
⑤運動会・文化祭・遠足・修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。
⑥男女比の偏りが生じやすい。
⑦上級生・下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
⑧体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
⑨班活動やグループ分けに制約が生じる。
⑩協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
⑪教科等の授業で勉強が得意な子どもの考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。
⑫生徒指導上課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
⑬児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
⑭教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

（参考４）廃校活用事例について

公立学校は、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、これまでに毎年約 450 校程度の廃校施設が発生しており、現存する廃校施設の約８割が様々な用途に活用されています。

廃校は、地方公共団体にとって貴重な財産であり、地域の実情やニーズを踏まえて積極的に有効活用していくことで、維持管理費や公共施設の施設整備コストの縮減、地域コミュニティの維持・活性化や産業振興など、様々な効果が期待されます。

引用：「廃校活用事例集 未来につなごう みんなの廃校プロジェクト」
（令和５年３月　文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設助成課）

３）学校施設の適正規模・適正配置の方向性

大井町総合管理計画等の上位・関連計画との整合や現状と課題の整理を踏まえ、学校施設の適正規模・適正配置の方向性について、次表に示します。

表 4－1　学校施設の適正規模・適正配置の方向性

学校種別	① 上位計画の確認	② 現状と課題の整理
小学校	「大井町公共施設等総合管理計画」の方針に基づき、今後の学校施設のあり方を検討します。	○ 児童数は、減少傾向です。 ○ 学級数は、年度ごとに増減が見られる傾向です。 ○ 児童数の増減は、地域差が見られます。将来的な児童数は、大井小学校区は増加が見込まれる一方、相和小学校区、上大井小学校区は顕著な減少傾向が見込まれます。
中学校		○ 生徒数は、減少傾向です。 ○ 学級数は、生徒数と同様に減少傾向です。 ○ 中学校は、町内に１校であり、将来的な生徒数も小学校区と同様な推移傾向が見込まれます。
幼稚園		○ 園児数は、近年は減少傾向です。 ○ 全国的に認定こども園化が進んでいます。

③ 基本的な方針・方向性
○ 当面は現状の学校施設の規模・配置を維持します。 ○ 児童・生徒・園児数が減っている地域については、適正規模や子どもたちへのより良い学校環境を踏まえた上で、今後の学校施設のあり方を検討します。 ○ 学校施設のあり方や本町の方針を踏まえた上で、教育基本法に基づく整備や避難所機能、地域拠点施設として配慮しつつ、統廃合や他施設との複合化・多機能化についても検討していきます。

4.3 改修・改築等の基本的な方針

１）予防保全による長寿命化の方針

幼児・児童・生徒の安全で安心かつ快適な教育環境を確保するためには、学校施設を常に健全な状態に保つ必要があります。そのため、法定点検を含む定期的な点検や補助的な日常点検を行い、施設の老朽化や機能の低下が生じる前に、予防的な修繕・改修等を行うことが重要です。

従来の改築（建替え）や機能回復を中心とした事後保全型の保全管理から、原状回復や機能向上を図る予防保全型の保全管理に切替えることにより、建物の長寿命化（延命化）を図ります。これにより、長期にわたり修繕・改修コストを縮減し、安全で安心かつ快適な学校施設の運営を推進していきます。

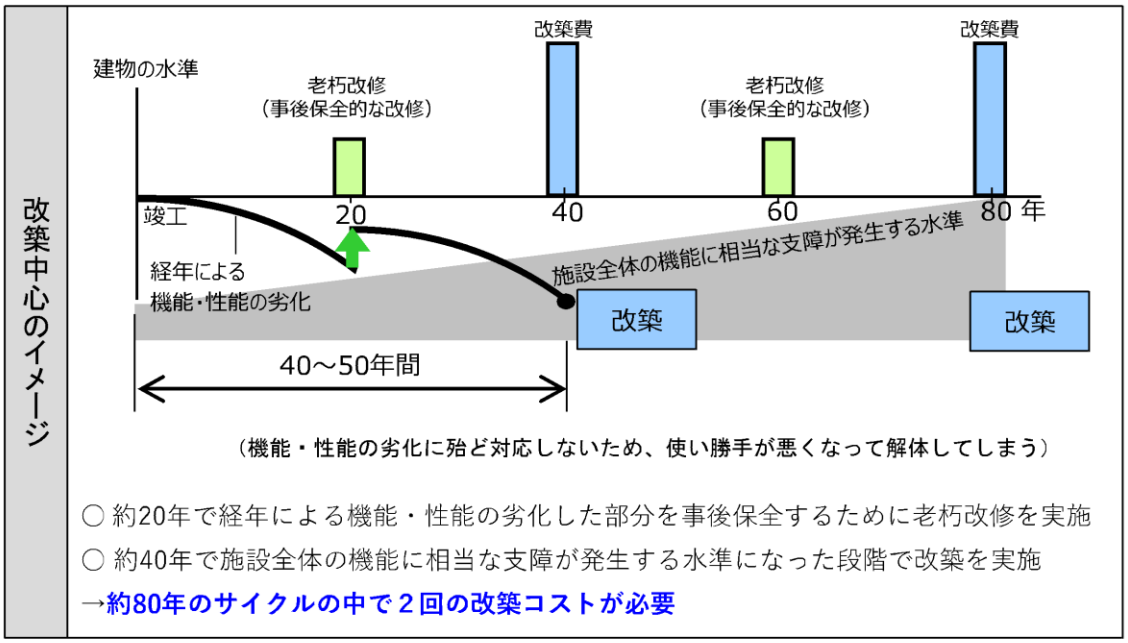

長寿命化改修への転換

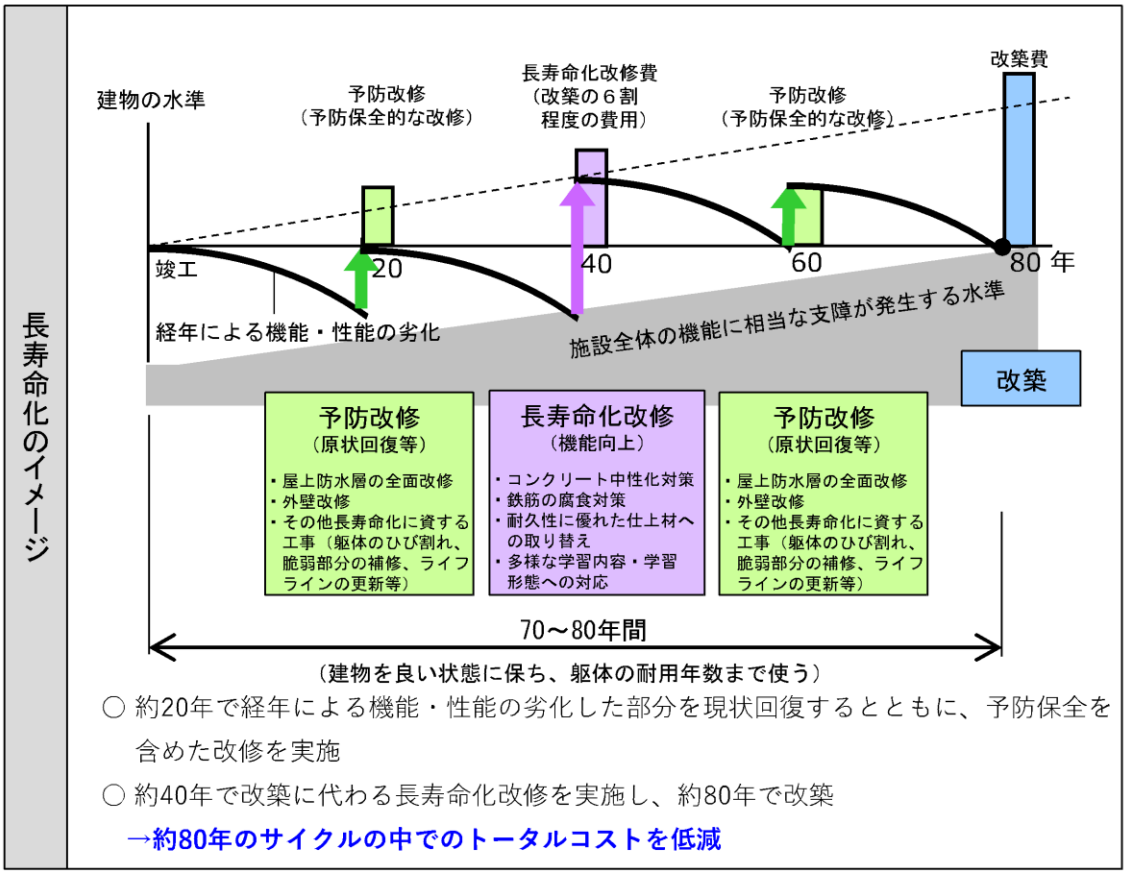

図４－２　改築中心から長寿命化への転換及び修繕・改築周期のイメージ

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

２）目標使用年数、改修周期の設定

（１）目標使用年数

建物の耐用年数には、次表の４つの考え方があり、修繕・改修等を繰り返し行うことにより安全性が確保できなくなるまで使い続けることのできる「物理的耐用年数」が、最も期間が長いとされています。

表４－２　耐用年数の考え方

耐用年数の呼称	概　要	長　短
物理的耐用年数	建物の構造躯体や構成部材が物理的あるいは化学的原因により劣化し、要求される限界性能までの年数	長い
経済的耐用年数	継続使用するための修繕・改修等の費用が、新設又は更新（建替え）費用を上回る年数	
法定耐用年数	・固定資産の減価償却費を算出するために税法で定められた年数 ・公営住宅法に基づく耐用年数 ・都市再開発法に基づく耐用年数	
機能的耐用年数	使用目的が当初計画からの変更又は建築における技術革新や社会的要求水準の向上に対して陳腐化する年数	短い

本計画では、「建築物の耐久計画に関する考え方」（昭和 63 年 10 月、日本建築学会）に基づき、60 年と設定します。

表４－３　躯体構造別の標準使用年数

構造	耐用年数
鉄骨鉄筋コンクリート造、 鉄筋コンクリート造、鉄骨造	60年

構造種別□ ＼ 用途	鉄筋コンクリート造 鉄骨・鉄筋コンクリート造		鉄骨造			ブロック造 れんが造	木造
			重量鉄骨		軽量鉄骨		
	高品質の場合	普通品質の場合	高品質の場合	普通品質の場合			
学校 官庁	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 40　以上	Y_0 60　以上	Y_0 60　以上
住宅 事務所 病院	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 40　以上	Y_0 60　以上	Y_0 40　以上
店舗 旅館 ホテル	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 100　以上	Y_0 60　以上	Y_0 40　以上	Y_0 60　以上	Y_0 40　以上
工場	Y_0 40　以上	Y_0 25　以上	Y_0 40　以上	Y_0 25　以上	Y_0 25　以上	Y_0 25　以上	Y_0 25　以上

引用：「建築物の耐久計画に関する考え方」（昭和 63 年 10 月、日本建築学会）

目標耐用年数 ＼ 級	下限値	代表値	上限値
Y_0 100　以上	80	100	120
Y_0　60　以上	50	60	80
Y_0　40　以上	30	40	50
Y_0　25　以上	20	25	30

引用：「建築物の耐久計画に関する考え方」（昭和 63 年 10 月、日本建築学会）

また、鉄筋コンクリート造の耐用年数は、適切な維持管理がなされ、コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には、70 年～100 年程度の長寿命化が可能であるとされています。国土交通省官房官庁営繕部の技術基準である「官庁施設の基本的性能基準（令和６年改定版）」では、官庁施設の試用期間について、原則として 65 年～100 年程度を目安とした長期的に使用することを目標としています。

（参考）目標使用年数の設定

○目標使用年数の設定

鉄筋コンクリート造の学校施設の法定耐用年数は，４７年となっている[8]が，これは税務上，減価償却費を算定するためのものである。物理的な耐用年数はこれより長く，適切な維持管理がなされ，コンクリート及び鉄筋の強度が確保される場合には７０～８０年程度，さらに，技術的には１００年以上持たせるような長寿命化も可能である[9]。

これを踏まえ，「（３）②学校施設の老朽化状況の実態」における構造躯体の健全性の評価結果等に基づき，学校施設の目標使用年数を設定する。

[8] 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和４０年大蔵省令第１５号）において建物の構造・用途別に定められている。

[9] 建築物全体の望ましい目標使用年数として，鉄筋コンクリート造学校の場合，普通品質で５０～８０年，高品質の場合は８０～１２０年とされている（「建築物の耐久計画に関する考え方」社団法人日本建築学会，昭和６３年）。

引用：「学校施設の長寿命化計画策定に係る手引（P.26）」（平成 27 年４月、文部科学省）

上記の資料や大規模改造、長寿命化改修、更新（建替え）の周期バランスを踏まえ、本町の学校施設で長寿命化を図る施設については、建築後 80 年まで使用することを目標とします。

表４－４　学校施設の目標使用年数

標準使用年数（従来）	目標使用年数（長寿命化）
60年	80年

（２）長寿命化改修等の周期の設定

文部科学省の資料によると長寿命化改修は、鉄筋コンクリート造の建物では建築後おおむね 45 年までに実施することが望ましいとされます。そのため、本計画では長寿命化改修の周期は、おおよそ建築後 40 年とし、計画的な修繕・大規模改造等を実施し、目標使用年数 80 年までと設定します。

また、通常は建築後 60 年目に２回目の予防改修（中規模改修）が実施される設定とします。

建築後 40 年を経過していない建物については、改修等周期を次図に示します。

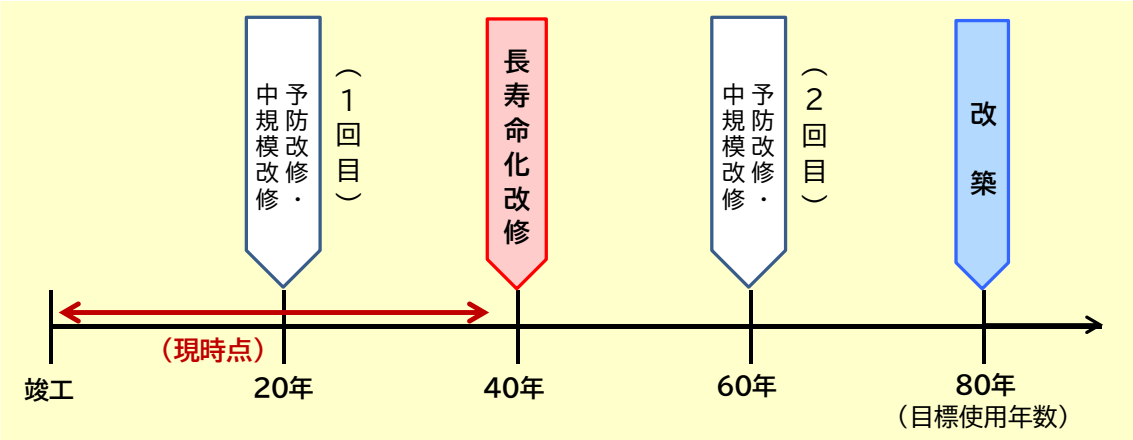

図 4－3　建築後 40 年を経過していない建物を想定した改修等の周期

建築後およそ 40 年を経過している建物については、次図に示すように、改築時期までの残り期間を考慮し、長寿命化改修は行わないで予防改修・中規模改修のみを直ぐに実施対応し、標準使用年数での改築を見据えることが考えられます。

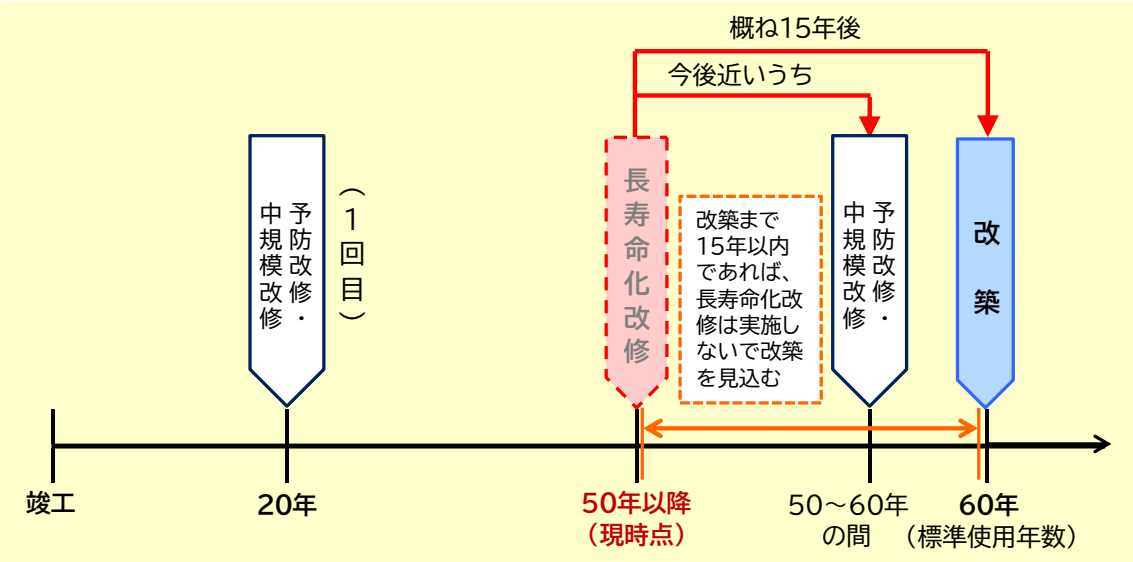

図 4－4　建築後 40 年を経過している建物を想定した改修等の周期
（上図は築 50 年以降経過の建物を改築時期までの期間を考慮した場合）

また、大規模改造や長寿命化改修の集中時期が生じる場合や耐用年数を既に経過している建物も存在することから、学校施設の整備優先度や事業費の平準化等を考慮し、改修時期にある程度の実施猶予を与え、対処することが必要と考えられます。

（参考）長寿命化改修の周期の設定

■物理的耐用年数の延長

鉄筋コンクリート造の建物では，コンクリートのひび割れ・欠けや鉄筋の腐食などの劣化が生じたとしても，劣化が重度にならないうちに適切なタイミング（おおむね築後 45 年程度まで [11]）で，その劣化の原因を調査し劣化の程度と原因に応じた適切な補修・改修を行うことで，改修後 30 年以上，物理的耐用年数を延ばすことができます。

[11] 鉄筋コンクリート造については、大規模な補修が不要となる期間とそれに応じたコンクリートの設計基準強度を４段階に分けて定めており，期間は 30 年，65 年，100 年，200 年，それに応じた耐久設計基準強度はそれぞれ，18，24，30，36N/mm2。(「建築工事標準仕様書・同解説　JASS5 鉄筋コンクリート工事」日本建築学会，2009 年改訂)

現在，築後 30～40 年の校舎で用いられているコンクリートの設計強度は，18 又は 21 N/mm2 であることが多いため，おおむね築後 45 年程度までが長寿命化改修を行う時期の目安と考えられる。

計画供用期間の級	計画供用期間	耐久設計基準強度（N/mm^2）	備考
短期	30年	18	
中期	65年	24	
長期	100年	30	
超長期	200年	36	かぶり厚を10mmとした場合は、30N/mm^{2}とすることができる。

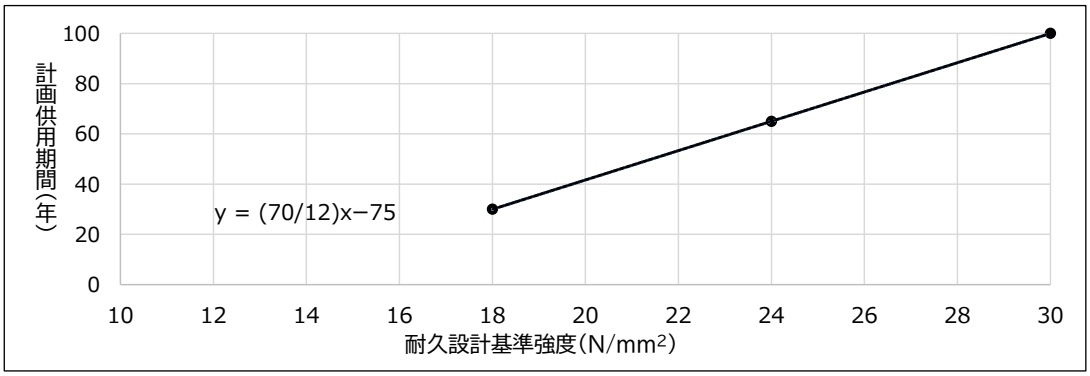

引用：「学校施設の長寿命化改修の手引（P.15～16）」（平成 26 年１月、文部科学省）

（３）今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）の試算上の区分の設定

対象学校施設の基本情報、劣化状況調査結果、学校施設整備の基本的な方針等を踏まえ、今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）及び第６章の学校施設の整備計画（第２期以降の 10 年間）における試算上の区分として整備の方向性を次表に示します。ただし、本町の学校施設の多くは、過年度に長寿命化改修等の対処を終えています。

表４−５　今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）の試算上の区分の設定

□:築50年以上　□:築30年以上　築年数の基準年は、2025年としています。　A:概ね良好　B:部分的に劣化　C:広範囲に劣化　D:早急に対応する必要がある

建物基本情報												構造躯体の健全性							劣化状況評価					総合評価	整備の方向性
									建築年度			耐震安全性				長寿命化判定									
通し番号	学校調査番号	施設名	建物名	棟番号	用途区分 建物用途	構造	階数	延床面積（㎡）	西暦	和暦	築年数	基準	診断	補強	調査年度	圧縮強度（N/㎟）	試算上の区分	屋根・屋上	外壁	内部仕上	電気設備	機械設備	健全度（100点満点）	総合評価（1000点満点）	試算上の区分（最終）
1	1951	大井小学校	北棟	001	校舎	RC	3	3,780	1972	S47	53	旧	済	済	H9	20.1	長寿命	C	B	B	A	A	82	666.7	長寿命
2	1951	大井小学校	南棟	005	校舎	RC	3	2,081	1983	S58	42	新	不要	不要		-	長寿命	B	B	B	A	A	85	756.7	長寿命
3	1951	大井小学校	屋内運動場	008	体育館	S	2	1,316	1998	H10	27	新	不要	不要		-	長寿命	C	C	C	B	B	54	556.7	長寿命
4	1952	相和小学校	校舎棟	001	校舎	RC	3	2,282	1981	S56	44	新	不要	不要		-	長寿命	B	B	B	A	A	85	753.3	長寿命
5	1952	相和小学校	屋内運動場	006	体育館	S	2	699	1981	S56	44	新	不要	不要		-	長寿命	A	B	B	B	C	67	718.3	長寿命
6	1953	上大井小学校	南棟	001-1、001-2	校舎	RC	2	1,286	1978	S53	47	旧	済	未実施	H10	24.6	長寿命	B	B	B	A	A	85	746.7	長寿命
7	1953	上大井小学校	北棟	002-1、002-2、010、011	校舎	RC	3	3,672	1978	S53	47	旧	済	済	H10	21.9	長寿命	C	B	B	A	A	82	676.7	長寿命
8	1953	上大井小学校	屋内運動場	008-1	体育館	S	2	925	1978	S53	47	旧	済	済	H10	17.2	長寿命	C	C	D	C	C	31	421.7	改築
9	4541	湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	校舎	RC	3	3,304	1967	S42	58	新	済	済	H8	23.1	長寿命	B	B	B	A	A	85	730.0	長寿命
10	4541	湘光中学校	食堂棟	003	校舎	RC	3	1,728	1985	S60	40	新	不要	不要		-	長寿命	C	B	B	A	A	82	688.3	長寿命
11	4541	湘光中学校	南棟	004-1、004-2	校舎	RC	3	2,519	1968	S43	57	旧	済	済	H8	21.8	長寿命	C	A	B	A	A	88	710.0	長寿命
12	4541	湘光中学校	屋内運動場	005	体育館	RC	2	1,034	1968	S43	57	旧	済	済	H8	21.8	長寿命	C	C	B	A	C	58	530.0	改築
13	7711	相和幼稚園	園舎	002	園舎	W	1	508	1997	H9	28	新	不要	不要		-	長寿命	C	B	B	B	A	79	662.5	改築
14	7712	大井幼稚園	園舎	002	園舎	RC	2	1,292	2003	H15	22	新	不要	不要		-	長寿命	B	B	B	B	A	82	765.0	長寿命
15	7713	大井第二幼稚園	園舎	001	園舎	RC	2	1,138	1974	S49	51	旧	済	未実施	H8	28.6	長寿命	B	C	B	A	A	78	670.0	改築
16	k250	学校給食センター	学校給食センター	004	給食センター	S	2	1,591	2008	H20	17	新	不要	不要		-	長寿命	C	B	A	A	A	90	751.7	長寿命

３）今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）

文部科学省の「解説書」付属エクセルソフトにより、構造躯体の健全性の判定結果による試算上の区分の「長寿命化」可否に基づき、長寿命化改修周期を 40 年として算定した今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）は、試算期間 40 年間の総額で約 201.6 億円、年平均は約 5.0 億円となります。今後 40 年間の総額は、過去５年間（令和２年度～令和６年度）平均の施設関連経費約 1.9 億円と比較して約 2.7 倍となり、年平均で約 3.1 億円の増額が見込まれる試算となります。

今後の維持・更新コスト（従来型）との比較では、今後 40 年間での試算総額は約 206.2 億円、年平均約 5.2 億円に対して、今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）の総額は、約 4.6 億円、年平均約 0.1 億円の低減となる試算になります。

特に、今後 20 年間では、今後の維持・更新コスト（従来型）が約 128.4 億円（年平均約 6.4 億円）に対して今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）は、約 85.3 億円（年平均約 4.3 億円）となり、約 43.1 億円（年平均約 2.2 億円）のコスト低減と試算されます。

本町の小中学校の校舎は、平成 25 年から令和４年までに長寿命化改修工事を終えて２回目の予防改修から改築を迎える時期となるため、本計画の試算期間 40 年間の総額では長寿命化改築への移行による削減効果が顕著に現れていない時期といえます。

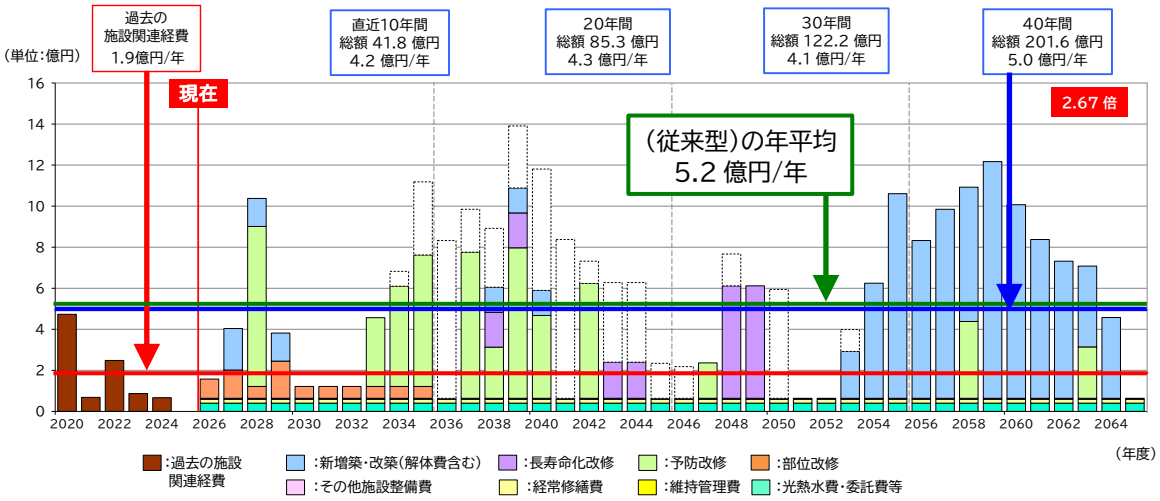

図４－５　今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）

なお、上記の今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）算定における改築や長寿命化改修等の設定単価を次表に示します。

表４－６　今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）算定の単価設定（１／２）

項　目	「長寿命化」判定の改築・改修等の周期及び単価
改築 （更新建替え）	建築年から80年目に改築を実施します。（工事期間３年間で費用を按分計上） （但し、すでに80年目を超過している建物は、基準年翌年から５年間均等按分により改築を実施します。） 長寿命化改修後の建物は、建築年から80年目に改築を実施する。（従来型の更新時期より20年延命する想定をします。） ・改築単価（校舎・園舎）　：39.6万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ・改築単価（屋内運動場）　：39.6万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ・改築単価（学校給食センター）　：100万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ※本町の前回（令和２年３月策定）計画における設定単価（33万円/㎡）に前回策定年（令和２年）からの建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。 ※学校給食センターの改築単価は、後述頁の改築単価を参照しています。
長寿命化改修 （原状回復及び機能向上）	建築年から40年目に長寿命化改修を実施します。（工事期間２年間で費用を按分計上） （但し、すでに40年目を超過している建物は、基準年翌年から10年間により長寿命化改修を実施します。） ・長寿命化改修単価（校舎・園舎）　：27.3万円/㎡・・・改築単価の68.9% ・長寿命化改修単価（屋内運動場）　：25.8万円/㎡・・・改築単価の65.1% ・長寿命化改修単価（学校給食センター）　：68.9万円/㎡・・・改築単価の68.9% ※長寿命化改修単価の設定は、長寿命化改良事業に係る改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。
予防改修 （中～大規模改修）	建築年から20年目、60年目に予防改修を実施します。（工事期間１年間で費用を計上） （但し、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しません。） ・予防改修単価（校舎・園舎）　：19.4万円/㎡・・・改築単価の49.0% ・予防改修単価（屋内運動場）　：16.7万円/㎡・・・改築単価の42.1% ・予防改修単価（学校給食センター）　：49.0万円/㎡・・・改築単価の49.0% ※予防改修（中・大規模改修）単価の設定は、改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。

項　目	「改築」判定の改築・改修等の周期及び単価
改築 （更新建替え）	建築年から60年目に改築を実施します。（工事期間３年間で費用を按分計上） （但し、すでに60年目を超過している建物は、基準年翌年から５年間均等按分により改築を実施します。） ・改築単価（校舎・園舎）　：39.6万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ・改築単価（屋内運動場）　：39.6万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ・改築単価（学校給食センター）　：100万円/㎡　（仮設校舎建設は含まない） ※本町の前回（令和２年３月策定）計画における設定単価（33万円/㎡）に前回策定年（令和２年）からの建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。
予防改修 （中～大規模改修）	建築年から30年目に予防改修を実施します。（工事期間１年間で費用を計上） （但し、改築、長寿命化改修の前後10年間に重なる場合は実施しません。） ・予防改修単価（校舎・園舎）　：19.4万円/㎡・・・改築単価の49.0% ・予防改修単価（屋内運動場）　：16.7万円/㎡・・・改築単価の42.1% ・予防改修単価（学校給食センター）　：49.0万円/㎡・・・改築単価の49.0% ※予防改修（中・大規模改修）単価の設定は、改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。
廃止 （解体・処分）	廃止する建物は、建築年から60年目に解体（工事期間１年間で設定）を実施します。 ・解体単価（校舎・園舎、屋内運動場、学校給食センター）：4.5万円/㎡ ※国土交通章大臣官房官庁営繕部監修図書：令和５年版建築物のライフサイクルコストにおけるモデル建物：小学校（校舎）の解体処分コストに建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。

表４－７　今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）算定の単価設定（２／２）

項　目	「長寿命化」・「改築」判定の改築・改修等の周期及び単価
部位改修 （部位修繕）	基準年翌年から10年以内に改修や改築の計画が無ければ、以下条件で部位改修を計上しています。 D評価がある建物は、基準年翌年から２年間で費用を按分計上し、部位改修を実施します。 C評価がある建物は、基準年翌年から10年間で費用を按分計上し、部位改修を実施します。 B評価がある建物は、点検結果により評価が落ちるまで部位改修は実施されません。 A評価がある建物は、基準年翌年から10年以内に長寿命化改修を実施する場合は、部位改修の相当額が差し引かれます。 ・部位改修単価（校舎・園舎／屋根・屋上）　：2.1万円/㎡・・・改築単価の5.3% ・部位改修単価（校舎・園舎／外壁・外部）　：5.8万円/㎡・・・改築単価の14.7% ・部位改修単価（校舎・園舎／内部仕上）　：8.4万円/㎡・・・改築単価の21.2% ・部位改修単価（校舎・園舎／電気設備）　：3.3万円/㎡・・・改築単価の8.2% ・部位改修単価（校舎・園舎／機械設備）　：7.7万円/㎡・・・改築単価の19.5% ・部位改修単価（屋内運動場／屋根・屋上）　：3.2万円/㎡・・・改築単価の8.0% ・部位改修単価（屋内運動場／外壁・外部）　：5.5万円/㎡・・・改築単価の13.8% ・部位改修単価（屋内運動場／内部仕上）　：7.8万円/㎡・・・改築単価の19.7% ・部位改修単価（屋内運動場／電気設備）　：3.9万円/㎡・・・改築単価の9.9% ・部位改修単価（屋内運動場／機械設備）　：5.4万円/㎡・・・改築単価の13.7% ・部位改修単価（学校給食センター／屋根・屋上）　：5.3万円/㎡・・・改築単価の5.3% ・部位改修単価（学校給食センター／外壁・外部）　：14.2万円/㎡・・・改築単価の14.7% ・部位改修単価（学校給食センター／内部仕上）　：21.2万円/㎡・・・改築単価の21.2% ・部位改修単価（学校給食センター／電気設備）　：8.2万円/㎡・・・改築単価の8.2% ・部位改修単価（学校給食センター／機械設備）　：19.5万円/㎡・・・改築単価の19.5% ※部位改修単価の設定は、改修比率算定表による単価構成比率を考慮しています。
廃止 （解体・処分）	廃止する建物は、建築年から60年目に解体（工事期間１年間で設定）を実施します。 ・解体単価（校舎・園舎、屋内運動場、学校給食センター）：4.5万円/㎡ ※国土交通章大臣官房官庁営繕部監修図書：令和５年版建築物のライフサイクルコストにおけるモデル建物：小学校（校舎）の解体処分コストに建設工事費デフレータ上昇率1.2を乗算した単価により算定しています。

【今後の維持・更新コスト（改築・長寿命化併用型）算定の設定】

前表の今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）算定の単価条件として、改築単価は、前回（令和２年３月策定）計画における設定単価（33 万円/㎡）に前回策定年（令和２年）からの建設工事費デフレータ上昇率 1.2 を乗算した単価により算定し、校舎又は園舎は 39.6 万円/㎡、屋内運動場は 39.6 万円/㎡、また、学校給食センターは他自治体における公表事例を調査し、参考とすることにより 100.0 万円/㎡と設定します。

また、解体・処分単価も国土交通章大臣官房官庁営繕部監修図書におけるモデル建物：小学校（校舎）の解体処分コストに建設工事費デフレータ上昇率 1.2 を乗算した単価を算定し、全建物用途共通として、4.5 万円/㎡と設定します。

また、長寿命化改修単価は、文科省の資料等により一般的に改築費の約６割といわれますが、本計画では「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」（文科省　６施施助 47 号　令和７年４月１日付）の「長寿命化改良事業に係る改修比率算定表（校舎・寄宿舎）、長寿命化改良事業に係る改修比率算定表（屋内運動場）（神奈川県）」による全面改修の改修比率（校舎・寄宿舎）68.9%、（屋内運動場）65.1%を考慮し、校舎又は園舎の改築単価 39.6 万円×68.9%＝27.3 万円／㎡、屋内運動場の改築単価 39.6 万円×65.1%＝25.8 万円／㎡、学校給食センターの改築単価 100.0 万円×68.9%＝68.9 万円／㎡と設定します。

さらに、予防改修（中規模改修）は、国の補助交付にあたる条件がないため、近年の建設工事資材価格や燃料費の高騰や人手不足や高齢化による人件費の上昇等も踏まえ、従来の大規模改造（老朽）の条件を考慮し、単価を設定します。大規模改造（老朽）は、「実施にあたっては、外部及び内部の両方を同時に全面的に改造するものを原則とする。全面的に改修するとは、内部又は外部のいずれかの施工割合がおおむね 70%以上であり、かつ、もう一方の施行割合がおおむね 50%以上であるもの」と定められています。ここで「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」（文科省　６施施助 47 号　令和７年４月１日付）の「改修比率算定表（校舎・寄宿舎）、改修比率算定表（屋内運動場）（神奈川県）」を参考とし、外部比率及び内部比率から条件に当たる合計比率の範囲から中央値を算定し、（校舎・寄宿舎）49.0%、（屋内運動場）42.1%を考慮します。

したがって、予防改修（中規模改修）単価（校舎・園舎）は、校舎又は園舎の改築単価 39.6 万円×49.0%＝19.4 万円／㎡、屋内運動場の改築単価 39.6 万円×42.1%＝16.7 万円／㎡、学校給食センターの改築単価 100.0 万円×49.0%＝49.0 万円／㎡と設定します。

また、部材修繕単価は、「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」（文科省　６施施助 47 号　令和７年４月１日付）の「改修比率算定表（校舎・寄宿舎）、改修比率算定表（屋内運動場）」を考慮し、改築単価に各部位・設備の単価構成比率を乗算し設定します。屋根・屋上の部位改修単価は、防水の単価構成比率を使用し、同様に、外壁・外部は、外装、建具（外部）を合算した単価構成比率、内部仕上は、内装、建具（内部）を合算した単価構成比率、電気設備は、電気設備の単価構成比率、機械設備は、機械設

備、昇降機（校舎）、空調設備（屋内運動場）を合算した単価構成比率を使用します。

表４－８　長寿命化改良事業に係る改修比率算定表（校舎・寄宿舎）（神奈川県）

工　種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成比率(%)	③改修比率①×②(%)
		（なし）	（一部分）	（半分）	（大部分）	（全面）		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.6	
	外装	0	25	50	75	100	4.9	
	内装	0	25	50	75	100	19.1	
	建具（外部）	0	25	50	75	100	7.0	
	建具（内部）	0	25	50	75	100	2.1	
電気設備		0	25	50	75	100	8.2	
機械設備		0	25	50	75	100	17.8	
昇降機		0	25	50	75	100	1.7	
長寿命化		100					5.5	
全面改修							68.9	

表４－９　長寿命化改良事業に係る改修比率算定表（屋内運動場）（神奈川県）

工　種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成比率(%)	③改修比率①×②(%)
		（なし）	（一部分）	（半分）	（大部分）	（全面）		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.7	
	外装	0	25	50	75	100	1.3	
	内装	0	25	50	75	100	17.9	
	建具（外部）	0	25	50	75	100	7.3	
	建具（内部）	0	25	50	75	100	1.8	
電気設備		0	25	50	75	100	9.9	
機械設備		0	25	50	75	100	3.1	
空調設備		0	25	50	75	100	10.6	
長寿命化		100					10.5	
全面改修							65.1	

引用：「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」（文科省６施施助 47 号 令和７年４月１日付）

表４－10　改修比率算定表（校舎・寄宿舎）（神奈川県）

工　種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成比率(%)	③改修比率①×②(%)
		（なし）	（一部分）	（半分）	（大部分）	（全面）		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.6	
	外装	0	25	50	75	100	4.9	
	内装	0	25	50	75	100	19.1	
	建具（外部）	0	25	50	75	100	7.0	
	建具（内部）	0	25	50	75	100	2.1	
電気設備		0	25	50	75	100	8.2	
機械設備		0	25	50	75	100	17.8	
昇降機		0	25	50	75	100	1.7	
全面改修							63.4	

表４－11　改修比率算定表（屋内運動場）（神奈川県）

工　種		①改修範囲の割合(%)					②単価構成比率(%)	③改修比率①×②(%)
		（なし）	（一部分）	（半分）	（大部分）	（全面）		
建築	防水	0	25	50	75	100	2.7	
	外装	0	25	50	75	100	1.3	
	内装	0	25	50	75	100	17.9	
	建具（外部）	0	25	50	75	100	7.3	
	建具（内部）	0	25	50	75	100	1.8	
電気設備		0	25	50	75	100	9.9	
機械設備		0	25	50	75	100	3.1	
空調設備		0	25	50	75	100	10.6	
全面改修							54.6	

引用：「学校施設環境改善交付金の配分基礎額の算定方法等について（通知）」（文科省６施施助 47 号
令和７年４月１日付）

（参考）学校給食センターの改築単価について

学校校給食センターの改修、改築にあたっては、その用途及び機能により、校舎や屋内運動場とは異なった施設整備が必要となります。具体的には、基本設計・機能として調理能力・設備、動線、ゾーニングの整備、衛生安全対策としてHACCP※対応、防虫・防鼠対応、災害対策、環境・エネルギー配慮として省エネ設備、廃棄物処理の整備等の検討、整備が必要となります。

そのため、設定する改修単価及び改築単価も校舎や屋内運動場と異なることが想定されることから、本計画では、他自治体における学校給食センターの新築・改築における公表事例を参考として改築単価を設定し、校舎や屋内運動場と同様に改修比率により改修単価を設定しています。

これらの事例結果として、概算工事事業費の平均を次表に示します。また、施設整備費と延床面積の関係は次図に示します。これにより、本町の学校給食センターの改築単価を 100 万円/㎡と設定しています。

※「HACCP」とは、Hazard Analysis and Critical Control Point（危害分析重要管理点）の略。食品の安全性を確保するための国際的な衛生管理手法で、日本では 2021 年 6 月から原則すべての食品事業者に導入が義務化されています。

■他の地方公共団体における学校給食センター改築事例

通番	計画策定年	調理能力（食）/日	延床面積（㎡）	概算工事事業費（千円）	工事事業費単価（万円/㎡）	構造/階層	新築/改築
1	令和４年３月	1,991	1,141	–	63.0	鉄骨造/２F	改築
2	令和６年３月	4,000	2,500	2,600,000	104.0	鉄骨造/２F	新築
3	令和７年３月	2,500	2,351	2,001,600	85.1	鉄骨造/２F	新築
4	令和６年３月	10,000	5,437	4,300,000	79.1	不明/２F	新築
5	令和６年４月	3,500	2,511	3,985,300	158.7	不明/２F	新築
7	令和３年１２月	4,000	2,600	2,080,000	80.0	不明	新築
8	記載なし	6,000	3,500	4,610,000	131.7	鉄骨造	新築
10	令和６年５月	6,000	4,011	4,805,375	119.8	不明	改築
	5000食以上　平均				110.2		
	5000食未満　平均				98.2		

■学校給食センターの施設整備費（改築単価）と延床面積の関係

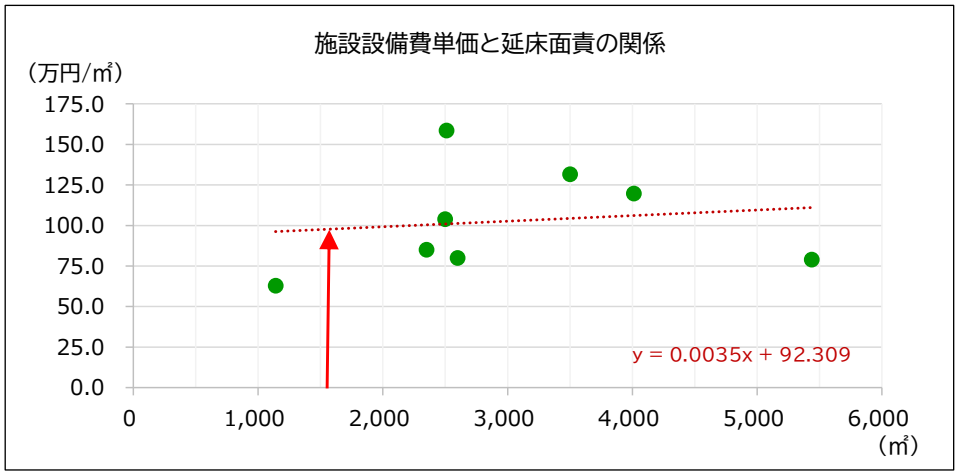

第5章　施設整備の水準等

5.1 改修･改築等の整備水準

１）学校施設整備指針の留意事項

文部科学省では、学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するため、学校施設の計画・設計におけるガイドラインである「学校施設整備指針」を幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校別に策定しており、各学校設置者に対して、学校施設を計画する際の「学校教育を進める上で必要な施設機能を確保するために，計画及び設計における留意事項」を示し、本指針に十分配慮するよう求めています。

直近の改訂（令和４年６月）では、１人１台端末環境のもと、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた新しい時代の学びを実現する学校施設の在り方、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ場所や一人一人の教育的ニーズに応える多様な学びの場にふさわしい環境づくりを目指した、これからの特別支援教育を支える学校施設の在り方についても配慮することが求められています。

次表に「小学校施設整備指針」と「中学校施設整備指針」の主要内容における視点の違いを例示します。

表５－１　「小学校施設整備指針」と「中学校施設整備指針」の主要な施設整備内容における視点の違い

項目	小学校施設整備の視点	中学校施設整備の視点
対象児童･生徒と教育内容	・６歳から12歳までの児童を対象とし、基礎的な学力や生活習慣の形成を重視	・12歳から15歳までの生徒を対象とし、より専門的な学習内容や進路指導を重視
施設の設計と機能	・多目的教室や特別支援学級の設置に重点を置き、児童の多様な学習活動に対応	・理科教室や技術教室など、専門教科に対応した教室の設置が重要。また、部活動のための施設も充実
防犯･安全対策	・児童の安全を最優先に考え、校舎内外の見通しを良くし、死角をなくす設計	・生徒の自主性を尊重しつつ、避難経路や防犯カメラの設置に配慮した安全対策を重視
地域との連携	・地域住民との交流や生涯学習の場としての活用を推進	・地域の防災拠点としての役割も果たすため、避難所機能の強化や地域連携を重視
ICT環境の整備	・ICTを活用した学習環境の整備に重点を置き、児童が日常的にICTを活用できるような環境の充実	・１人１台端末環境の整備を進め、個別最適な学びと協働的な学びを実現するためのICT環境を充実

また、次表に「小学校施設整備指針」、「中学校施設整備指針」、「幼稚園施設整備指針」の第１章総則の記載事項及び要点を示します。

表５－２　小学校施設整備指針「第１章 総則」の記載概要

節	表題	項目	重要とされる事項・要点
第1節	学校施設整備の基本的方針	１ 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備	・多様な学習内容・形態やICTを日常的に活用できる環境の整備 ・障害のある児童とない児童が共に学べる柔軟な計画 ・児童の主体的な活動を喚起し、学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間としての計画
		２ 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保	・日照、採光、通風、換気、室温、音の影響に配慮した良好な環境の確保 ・防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境の確保 ・児童がゆとりと潤いをもって学校生活を送れる快適な居場所の計画
		３ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備	・地域住民にとって身近な公共施設としての活用推進 ・他の文教施設や福祉施設との連携や、災害時の避難所としての役割をする整備 ・景観や町並みの形成に貢献できる施設としての計画
第2節	学校施設整備の課題への対応	１ 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備	・多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設整備 ・ICT 環境の充実 ・理科教育の充実のための施設整備 ・国際理解の推進のための施設整備 ・総合的な学習の推進のための施設整備 ・特別支援教育の推進のための施設整備 ・義務教育学校等における施設整備
		２ 安全でゆとりと潤いのある施設整備	・生活の場としての施設整備 ・健康に配慮した施設整備 ・地震、津波等の災害に対する安全性の確保 ・安全・防犯への対応 ・施設のバリアフリー対応 ・環境との共生 ・カウンセリングの充実のための施設整備
		３ 地域と連携した施設整備	・学校・家庭・地域の連携・協働 ・学校開放のための施設環境の整備 ・複合化への対応
第3節	学校施設整備の基本的留意事項	１ 未来思考の視点の必要性	・学校施設を新しい時代の学び舎として捉え直し、ICTの活用や多様な学びのスタイルに対応する柔軟な空間としての計画
		２ 総合的・長期的な視点の必要性	・中・長期的な学校施設整備方針・計画を策定し、地域の学校施設の役割や公共施設との連携
		３ 施設機能の設定	・学校規模や学習形態に応じた室構成や面積を決定し、障害のある児童のニーズへの対応
		４ 計画的な整備の実施	・各段階での計画期間を確保し、施設の状態や教育内容への適応状況の定期的な評価
		５ 長期間有効に使うための施設整備の実施	・日常点検、補修や定期的な維持修繕、長寿命化改修の積極的な取り入れが行いやすい計画
		６ 関係者の参画と理解・合意の形成	学校・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、協働を可能とする計画
		７ 地域の諸施設との有機的な連携	・地方公共団体の中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、施設間の相互利用・共同利用の推進
		８ 整備期間中の学習・生活環境の確保	・工事・整備期間中における事故防止策を講じ、児童の健康や安全及び学習や生活に配慮

引用：「小学校施設整備指針」（令和４年６月、文部科学省）より第１章総則のみを概要整理

表５－３　中学校施設整備指針「第１章 総則」の記載概要

節	表題	項目	重要とされる事項・要点
第1節	学校施設整備の基本的方針	１ 高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境の整備	・多様な学習内容・形態やICTを日常的に活用できる環境の整備 ・障害のある児童とない児童が共に学べる柔軟な計画 ・児童の主体的な活動を喚起し、学び・活動の変化に柔軟に対応できる空間としての計画
		２ 健康的かつ安全で豊かな施設環境の確保	・日照、採光、通風、換気、室温、音の影響に配慮した良好な環境の確保 ・防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境の確保 ・生徒がゆとりと潤いをもって学校生活を送れる快適な居場所の計画
		３ 地域の生涯学習やまちづくりの核としての施設の整備	・地域住民にとって身近な公共施設としての活用推進 ・他の文教施設や福祉施設との連携や、災害時の避難所としての役割をする整備 ・景観や町並みの形成に貢献できる施設としての計画
第2節	学校施設整備の課題への対応	１ 子供たちの主体的な活動を支援する施設整備	・多様な学習形態、弾力的な集団による活動を可能とする施設整備 ・ICT 環境の充実 ・理科教育の充実のための施設整備 ・国際理解の推進のための施設整備 ・総合的な学習の推進のための施設整備 ・特別支援教育の推進のための施設整備 ・義務教育学校等における施設整備 ・中高一貫教育校における施設整備
		２ 安全でゆとりと潤いのある施設整備	・生活の場としての施設整備 ・健康に配慮した施設整備 ・地震、津波等の災害に対する安全性の確保 ・安全・防犯への対応 ・施設のバリアフリー対応 ・環境との共生 ・カウンセリングの充実のための施設整備
		３ 地域と連携した施設整備	・学校・家庭・地域の連携・協働 ・学校開放のための施設環境の整備 ・複合化への対応
第3節	学校施設整備の基本的留意事項	１ 未来思考の視点の必要性	・学校施設を新しい時代の学び舎として捉え直し、ICTの活用や多様な学びのスタイルに対応する柔軟な空間としての計画
		２ 総合的・長期的な視点の必要性	・中・長期的な学校施設整備方針・計画を策定し、地域の学校施設の役割や公共施設との連携
		３ 施設機能の設定	・学校規模や学習形態に応じた室構成や面積を決定し、障害のある児童のニーズへの対応
		４ 計画的な整備の実施	・各段階での計画期間を確保し、施設の状態や教育内容への適応状況の定期的な評価
		５ 長期間有効に使うための施設整備の実施	・日常点検、補修や定期的な維持修繕、長寿命化改修の積極的な取り入れが行いやすい計画
		６ 関係者の参画と理解・合意の形成	学校・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有し、協働を可能とする計画
		７ 地域の諸施設との有機的な連携	・地方公共団体の中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合を図りつつ、施設間の相互利用・共同利用の推進
		８ 整備期間中の学習・生活環境の確保	・工事・整備期間中における事故防止策を講じ、児童の健康や安全及び学習や生活に配慮

引用：「中学校施設整備指針」（令和４年６月、文部科学省）より第１章総則のみを概要整理

表５－４　幼稚園施設整備指針「第１章 総則」の記載概要

節	表題	項目	重要とされる事項・要点
第1節	幼稚園施設整備の基本的方針	１ 柔軟な指導環境の整備	・幼児の主体的な生活を促進する家庭的な雰囲気の環境の整備 ・自然や人、ものとの触れ合いを通じて幼児の好奇心を満たす計画 ・障害のある幼児とない幼児が共に学べる環境の整備
		２ 健康で安全な施設環境の確保	・日照、採光、通風、換気、室温、音の影響に配慮した環境の確保 ・防災性、防犯性を備えた安心感のある施設環境の確保 ・地域の自然や文化を生かした快適で豊かな環境の確保
		３ 地域との連携や周辺環境との調和	・地域の幼児教育のセンターとしての役割 ・家庭や地域と連携し、周辺施設と有機的に連携の推進 ・まちづくりとの関係に配慮し、バリアフリー対策を図る計画
第2節	幼稚園施設整備の課題への対応	１ 幼児の主体的な活動を確保する施設整備	・自発的で創造的な活動を促す計画 ・多様な自然体験や生活体験が可能となる環境 ・人とのかかわりを促す工夫 ・多様な保育ニーズへの対応 ・ICT 環境の充実 ・特別支援教育の推進のための施設
		２ 安全でゆとりと潤いのある施設整備	・生活の場としての施設 ・健康に配慮した施設 ・地震、津波等の災害に対する安全性の確保 ・安全・防犯への対応 ・施設のバリアフリー対応 ・環境との共生 ・特色を生かした計画
		３ 家庭や地域と連携した施設整備	・幼稚園・家庭・地域の連携 ・「預かり保育」への対応 ・子育ての支援活動への対応 ・幼稚園開放のための施設環境 ・保育所と連携した施設計画 ・複合化への対応
第3節	幼稚園施設整備の基本的留意事項	１ 未来思考の視点の必要性	・新しい時代の幼稚園づくりのビジョン・目標の共有し、幼児教育の蓄積を生かした幼稚園施設全体を再評価を図る
		２ 総合的・長期的な視点の必要性	・中・長期的な学校施設整備方針・計画を策定し、地域の幼児数や保育ニーズの将来動向を考慮
		３ 適確で弾力的な施設機能の設定	・幼児期の特性に応じた施設機能の設定 ・教務、事務の内容や方法に応じた施設機能の設定
		４ 計画的な整備の実施	・企画から施工に至る各段階の連続性、整合性の留意 ・施設計画と園具、遊具等の導入計画との一体性
		５ 長期間有効に使うための施設整備の実施	・日常点検、補修や定期的な維持修繕、長寿命化改修の積極的な取り入れが行いやすい計画
		６ 関係者の参画と理解・合意の形成	・幼稚園・家庭・地域・関係機関等の関係者の参画により、施設づくりの目標を共有 ・設計者の能力や経験を評価し選定
		７ 地域の諸施設との有機的な連携	・地方公共団体の中・長期の行政計画、文教施設整備計画との整合と連携 ・公共施設等と複合化し教育環境を高機能化・多機能化
		８ 整備期間中の教育環境の確保	・工事・整備期間中における事故防止策を講じ、幼児の健康や教育環境に配慮

引用：「幼稚園施設整備指針」（令和４年６月、文部科学省）より第１章総則のみを概要整理

２）改修・改築等の整備検討項目

改修・改築等の実施にあたっては、躯体の経年劣化箇所の修復や設備の更新等により物理的な不具合を直して建物の耐久性を高めることに加え、省エネルギー化や学習環境の向上等、現在の社会的ニーズに対応するために基本的機能・性能の向上を図ります。

表５－５　学校施設（公共施設）に求められる基本的機能・性能

項目	機能・性能
安全性	・耐震性が確保されていること。 ・事故防止がされていること。 ・災害に備えていること。 ・防犯に備えていること。
機能性	・利便性が高いこと。 ・バリアフリーやユニバーサルデザインが考慮されていること。 ・快適性が高いこと。 ・情報化、GIGAスクール構想※に対応していること。
経済性	・耐用性や保全性に優れた部材、工法等が考慮されていること。 ・維持管理コスト（点検・保守費用等）が抑えられていること。 ・運用コスト（光熱水費用等）が抑えられていること。
社会性	・地域性が考慮されていること。 ・持続可能性が考慮されていること。
環境保全性	・省エネルギー化や環境負荷低減に備えていること。 ・景観や周囲の環境保全に備えていること。

※GIGA スクール構想とは、１人１台端末や高速大容量の通信ネットワーク等の学校 ICT 環境を整備・活用することによって、教育の質を向上させ、全ての子供たちの可能性を引き出す「個別最適な学び」と「協働的な学び」を実現することを目的とした国家的プロジェクトを指します。

学校施設について、建物の用途等により求められる機能及び性能の水準は異なりますが、改修・改築等に当たり配慮又は整備すべき基本的な項目を次表に示します。

表５－６　改修・改築等の整備項目

項目	概要
耐久性	・建物の使用年数に応じた躯体、仕上げ、設備等を選択します。 ・費用対効果が最適な部材・設備等を選択します。
可変性	・改修工事の際の工事費を抑制するため、用途変更や設備方式の変更、設備の追加、増築などを考慮した柔軟性の高い設計に配慮します。
更新性	・標準品や汎用品などの更新が容易な部材、設備等を選択します。 ・設備等の更新が容易な設計に配慮します。
メンテナンス性	・清掃、点検、消耗品の交換等の維持保全及び管理が効率的に実施できる設計に配慮します。
持続可能性	・高気密や高断熱、LED照明等、省エネルギー性能の高い設計に配慮します。 ・再生可能エネルギーの利用等、環境負荷低減に配慮した設計とします。 ・再生資材、再利用可能な資材等、環境負荷低減に配慮した資材使用を優先します。 ・バリアフリー、ユニバーサルデザイン、ICT環境等に配慮した設計とします。

３）部位・設備別の整備水準

整備水準の基本的な考え方として、耐久性の高い建材・工法を用いて建物の長寿命化を図るとともに、自然環境やランニングコストの低減に配慮した省エネルギー効果の高い設備機器を選定する等、省エネルギー化・環境負荷低減型の整備を目標とします。

学校施設における部位・設備別の整備水準事例を次表に示します。ただし、これらの整備水準は、標準的な整備項目を示すものであり、改修・改築等の仕様や範囲については各学校施設の老朽化状況や教育環境づくりに応じた整備を推進していきます。

くわえて、教育環境整備にあたっては、本町の学校施設の整備方針に基づく、多目的スペースや新世代型学習空間、少人数教室の設置等の授業形態にも配慮します。多目的スペースや普通教室、少人数教室の配置には、隣接教室との音の問題を回避できる空間造りを重要視し、学年ユニット型のスペースを快適で高水準な学習環境となる施設整備を検討していきます。

また近年、学校施設は、児童・生徒が支障なく安心して学校生活を送ることができるようにする必要があることはもとより、災害時の地域避難所としての必要性、また、集約化・多機能化の視点から地域のコミュニティの拠点としての役割も果たすことも求められてきていることから、校舎及び屋内運動場において、多機能トイレ、スロープ等による段差解消、エレベーターの整備等のバリアフリー化が必要とされています。

特に、公立小中学校等施設におけるバリアフリー化については、『学校施設におけるバリアフリー化の一層の推進について（通知）』（文部科学省 令和４年 12 月）により令和７年度末までの５年間に緊急かつ集中的に整備を行うための国の整備目標が定められ、その財政支援が強化され、着実かつ迅速な推進が要請されています。

さらに、令和２年度（2020 年度）より全面実施（中学校は令和３年度（2021 年度））となった新学習指導要領では、主体的・対話的で深い学びである「アクティブ・ラーニング」の実現に向けた授業改善が求められています。また、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、積極的にＩＣＴを活用することが想定されています。

今後の学習活動においては、図書・映像・インターネット等あらゆる媒体からの情報を日常的かつ同時に扱う必要も生じることから、従来の学校図書館、パソコン教室等のあり方を見直す必要があるほか、普通教室についても、対話的かつ多様な学習活動に対応できるよう整備することが求められています。そのため、子どもたちの個別化・個性化を重視した学習環境や主体的学習環境への展開を考慮した学校施設整備についても検討していきます。

表５－７　部位・設備別の整備水準事例

部位・設備			建設当初の標準仕様	長寿命化改修工事の整備水準（大規模改修）	省エネルギー・自然環境配慮型の改修	修繕水準（部位改修）
			低	＜ 整備レベル ＞	高	
■耐久性向上及び機能・性能向上を図るための改修等整備項目例						
外部	屋根・屋上		保護アスファルト防水	シート防水全面張替え（かぶせ工法）	・外断熱シート防水 ・外断熱保護防水 ・トップライト（自然採光） ・屋上緑化	・部分塗装 ・クラック補修 ・浮き部補修 ・部材交換
			シート防水	合成高分子シート防水全面張替え		
			スチール鋼板屋根	塗膜防水、全面塗装		
			スレート・瓦葺屋根	スレート・瓦葺替え		
	鉄筋コンクリート造躯体		耐震診断、耐力度調査	・躯体保護対策 ・健全度に応じた適切な改修		・ひび割れ補修、中性化抑制 ・断面修復、鉄筋腐食補修
	鉄骨構造躯体					錆補修
	外壁	RC造	モルタル下地外装薄塗材（リシン吹付）	・耐久性向上の塗装剤（耐水型被層塗材・複層塗材） ・外断熱	・外断熱 ・壁面緑化	・被層塗材 ・再塗装
		鉄骨造	外壁ボード塗装（被層薄塗材）	・ALC塗装 ・セメントボード葺替え		
	外部　開口部		・アルミサッシ ・スチールサッシ・スチール扉 ・シングルガラス	・落下防止対策、ガラス飛散対策 ・断熱サッシ（カバー・はつり工法） ・断熱ガラス（被層ガラス等） ・再塗装	・断熱サッシ（カバー・はつり工法） ・断熱ガラス（被層ガラス）	・シーリング打替え ・開閉調整 ・再塗装 ・部材交換
	給排水設備	給水	・ライニング鋼管 ・スチール製設備架台	・硬質塩化ビニル配管更新 ・設備架台の再塗装		・劣化部補修 ・設備架台の再塗装
内部	各室 教室 （廊下）	天井	化粧石膏ボード、直天井	軽量骨材吹付塗装	全面撤去・更新	劣化部補修、再塗装
		内装材	石膏ボード、木板貼り、クロス、モルタル、EP塗装	・内装の全面撤去・更新 ・内断熱	内装の全面撤去・更新（木質化）	劣化部補修、再塗装
		換気設備	自然換気	機械換気		部材交換
		間仕切壁	・スチール製パーテーション ・木製扉	・ オープンスペース・空間確保 ・鋼製パーテーション ・（可動）アルミ製パーテーション	・通風・断熱効率の改善	・劣化部補修 ・部材交換
		床	・フローリングブロック ・ビニル床シート、Pタイル ・ジムフローリング、畳	・床の全面撤去・更新 ・段差解消、スロープ設置、断熱シート	床の全面撤去・更新（木質化）	・劣化部補修、再塗装 ・部材交換
		建具	・木製建具 ・（軽量）鋼製建具	・部分撤去・更新 ・壁ホワイトボード		・劣化部補修 ・部材交換
	階段		防火戸（建設時の基準法）	・防火戸改修 ・階段床シート撤去・更新		劣化部補修
	トイレ	床	ウェット式（タイル仕上げ）	・ドライ式（抗菌シート） ・段差解消		劣化部補修、再塗装
		衛生器具	・和式便器 ・一般小便器 ・水栓	・洋式便器（洗浄機能付き便座） ・節水型小便器、自動水栓 ・ブースの更新	・節水小便器 ・自動水栓	部材交換
		照明設備	手動照明	自動照明	自動照明	部材交換
	情報・通信・ICT（GIGAスクール構想対応）		・特別教室（投影機） ・有線LAN	・ プロジェクター・投影機、大型スクリーン・ディスプレイ ・１人１台端末、W-iFi・高速大容量インターネットクラウド環境整備 ・ラーニングセンター		修理・部材交換
	バリアフリー ユニバーサルデザイン			・スロープ・手すり設置 ・案内板・カウンター設置 ・誘導ブロック設置 ・車椅子対応駐車場	・多目的トイレの設置 ・乗用エレベーターの設置	
	防災		・防火戸（建設時の基準法） ・非常用自家発電設備	・非常用自家発電設備 ・災害時飲料用受水槽FRP製		修理・部材交換
	アスベスト		アスベスト封じ込め	アスベスト撤去		
	防犯		・防犯センサ ・インターホン	・防犯センサ（防犯カメラ） ・モニター付インターホン		修理・部材交換
	電気設備	照明設備	蛍光灯、白熱電灯	LED照明	・LED照明（人感センサー、照度センサー付） ・太陽光発電	部材交換
	給排水設備	給水	受水槽方式	直結増圧給水方式	雨水・中水利用、浸透桝設置	
	空調設備	冷・暖房	ヒートポンプ式エアコン	・暖房既存仕様更新 ・24時間換気	ヒートポンプ式マルチエアコン	修理・部材交換

表５－８　（参考）公立小中学校等施設のバリアフリー化に関する整備目標

<table>
<tr><th colspan="2">対象となる設備</th><th></th><th>令和7年度末までの目標</th></tr>
<tr><td colspan="2">車椅子使用者用トイレ</td><td>校舎・屋内運動場</td><td>避難所に指定されている全ての学校に整備する</td></tr>
<tr><td rowspan="2">スロープ等による段差解消</td><td>門から建物の前まで</td><td>校舎・屋内運動場</td><td rowspan="2">全ての学校に整備する</td></tr>
<tr><td>昇降口・玄関等から教室等まで</td><td>校舎・屋内運動場</td></tr>
<tr><td colspan="2">エレベーター</td><td>校舎・屋内運動場</td><td>要配慮児童・生徒等が在籍する全ての学校に整備する</td></tr>
</table>

引用：「学校施設のバリアフリー化の推進」（文部科学省ポータルサイト）

表５－９　災害時の地域避難所として学校施設に必要な機能例

機能	概要
耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性	・学校施設としての基本的性能である耐震性・耐火性、バリアフリー、断熱性を向上させることにより、避難所機能を強化することが重要です。
情報通信	・救命避難時における災害情報の入手と校内への伝達のため、防災行政無線の受信設備、停電対応の校内放送等を整備しておくことが重要です。 ・市役所（災害対策本部）等との連絡のため、相互通信可能な無線設備等を整備しておくことが重要です。
備蓄倉庫	・災害に対し、想定される避難者数に応じた備蓄を安全な場所へ確保しておくことが重要です。
電気・ガス	・照明やその他の機器の電源の確保のために、可搬式の発電機等を備蓄しておくことが重要です。また、自立運転可能な太陽光発電設備を整備しておくことも望ましいとされます。 ・普段使用している熱源が使えなくなることを想定し、炊き出し等に必要な熱源をLPガスやカセットコンロ等により確保しておくことが重要です。
トイレ	・断水を想定し、マンホールトイレや簡易トイレ等、複数の対策を組み合わせ、必要なトイレ数を確保することが重要です。 ・プールの水を配管やポンプにより活用し、トイレやマンホールトイレに流せるようにしておくことも有効となります。

引用：「災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～」（平成26年３月、文部科学省）

４）主要な建築物以外の整備項目

本計画の主要な建築物以外の学校施設については、劣化状況等を踏まえ、次表に示す項目に基づき整備を推進していきます。

表５－10　グラウンド、屋外コート、学校水泳プールの整備項目

施　設	整備項目・仕様
グラウンド、屋外コート	・舗装（クレイ系、天然芝・人工芝、等） ・附帯施設（フェンス、ネット、外周壁・ブロック塀、等） ・附帯設備（照明、散水、排水、水はけ、等） ・熱中症対策設備（屋根・ひさし、木陰、等）
学校水泳プール	・附帯設備（トイレ、シャワー、更衣室、等） ・機械設備（排水口吸込事故防止、AED設置、等）

引用：「スポーツ施設のストック適正化 ガイドライン」（平成 30 年３月、スポーツ庁）

５）長寿命化改修の工事の進め方

長寿命化改修工事は、下図に示されるように対象施設の工事実施段階において、躯体の詳細調査、経済性、教育機能等の観点から、総合的に長寿命化又は改築等の整備方法を判断する必要があります。

一般的に、①構造耐力上の主要部分のコンクリート強度不足、②基礎の多くの部分における鉄筋の腐食、③地滑りやがけ崩れ、液状化、地盤沈下等による校地環境の安全性の欠如、これらに該当する建物は、安全面やその対策に多額の費用が掛かることから、長寿命化改修に適さないとされます。

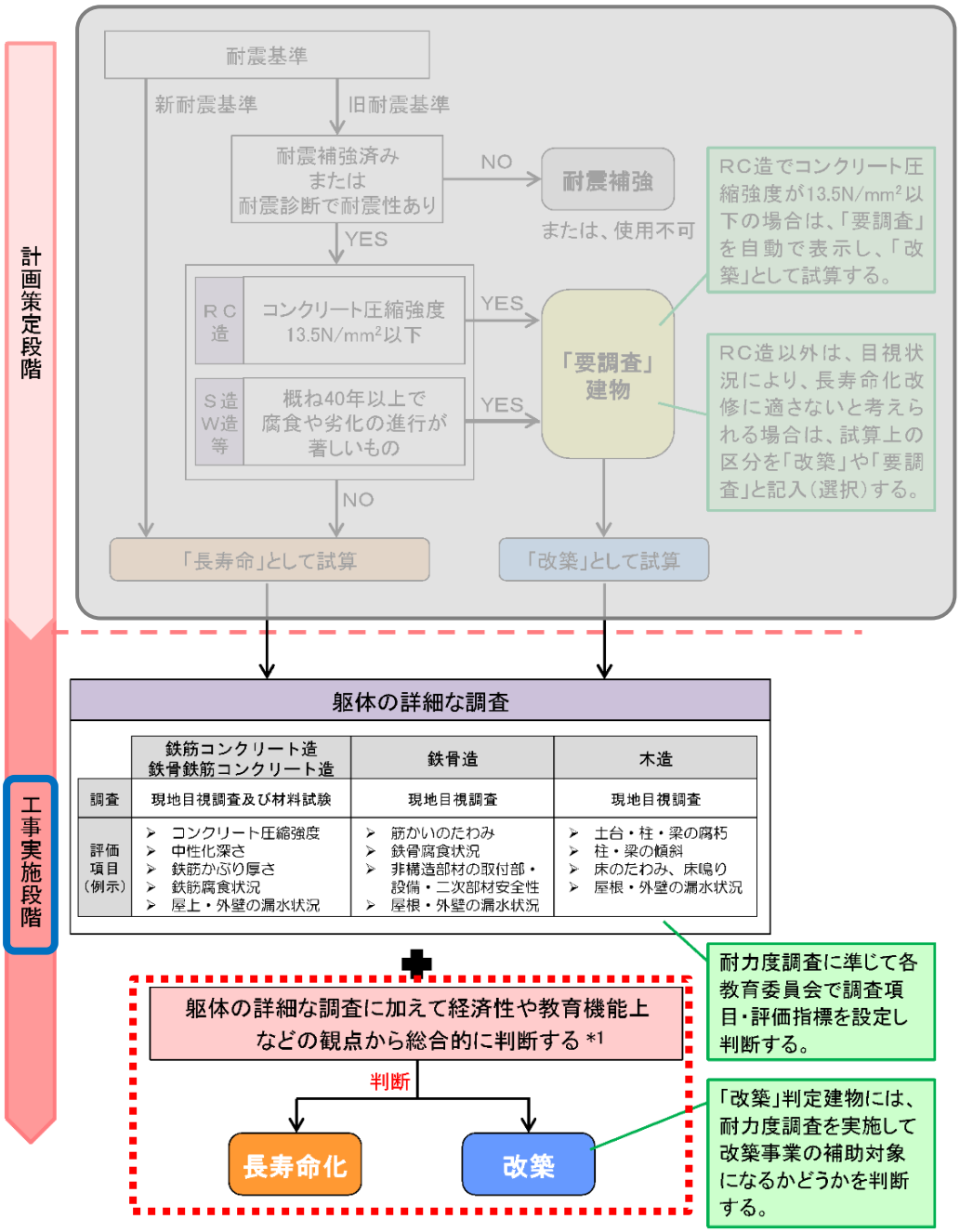

図５－１　長寿命化（工事実施段階）の判定フロー

引用：「学校施設の長寿命化計画の見直しに向けたコスト試算等に係る解説書」（令和５年３月、文部科学省）

（１）工事までの流れ

長寿命化改修工事は、おおよそ５～６年間の長期にわたり、調査から設計、工事を行います。基本的な大まかな流れを下図に示します。

図５－２　長寿命化改修の工事の進め方フロー

（２）整備内容の見直し・検討

学校施設の整備に対する改修等の工事に掛かる費用は、設計段階で整備内容を見直すことにより、性能を極端に落とさない方法で費用削減に努めることが可能であり、以下のような例が挙げられます。

- 屋根材は、補修と塗装により改善できる場合は、ふき替えない。
- 設備配管、配線、照明器具等を再利用する。
- 天井は、補修と塗装のみとする。
- 既存利用できる家具やロッカー等は、補修等により運用する。
- 調整程度で改善可能な建具は、取替えない。
- 工期分散により仮設校舎を使用しない。
- 使用材料を変更する。

また、建築上の制約条件の改定等の対応や学校施設を取り巻く社会環境の変化により、以下のような事項に対する考慮、検討が必要となってきます。

- 高さ制限や日影規制など、建築以後に改正された法規制等による既存学校施設の規模や配置等の検討
- 地域住民の協力や外部からの支援人材による社会に開かれた教育課程への対応
- 災害時の地域避難所、防災設備機能としての学校施設の充実
- 子どもの安全や防犯対策の強化
- 女性の就業率の上昇等による児童の放課後対策

5.2 維持保全･管理の手法等

１）予防保全型の維持管理による日常点検・定期点検の実施

学校施設をできる限り長く、安全で良好な状態で使用するため、従来のような不具合が生じた後に修繕・更新を行う「事後保全型」の維持管理から、不具合を未然に防ぎ、劣化や損傷が顕在化する前の段階から点検及び確認等を実施することで、施設を安全で良好な状態で維持し、突発的な不具合の防止を図る「予防保全型」の維持管理を推進することが重要です。

予防保全型の維持管理では、日常的、定期的な施設点検を継続的に実施することが重要となります。日常的、定期的な点検により、建物の劣化状況を把握し、故障や不具合の兆候を早期に発見することができるため、突発的な事故や故障が発生する可能性を低減できます。くわえて、園児・児童・生徒の安全かつ安心の確保とともに、緊急対応による修繕や改修・改築等に要する費用を縮減することが可能となります。

表５－11　予防保全型の維持管理における各種点検実施表

点検種別	準拠法令 点検･調査名	点検対象	点検内容	所管	調査者	周期
法定点検 または 定期点検	○建築基準法 ･第12条第1項点検	○公共建築物 ・３階以上（床面積100㎡超） ･対象床面積2,000㎡以上	敷地、建築構造、建築仕上げ、防火区画、建築設備等の損傷、腐食その他の劣化状況	教育施設課	専門業者	３年ごと
	○建築基準法 ･第12条第3項点検	○公共建築設備 ･換気、非常用照明 ○防火設備 ･防火扉･防火シャッター	排気･排煙設備、非常用照明装置、給排水衛生設備、昇降機について作動確認や劣化状況 （昇降機については、月１回の自主点検が必要）			１年ごと
	○学校保健安全法 ･第27条点検	○非構造部材	構造躯体以外の部位･設備（屋根･屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備等）の劣化状況			３年ごと
	○消防法 ･第17条総合点検	○消防用設備 ･消火設備、警報設備、避難設備	消火設備、警報設備、避難設備、非常用電源の作動確認や劣化状況の総合的な詳細点検	施設管理者	消防設備業者	１年ごと
	○消防法 ･第17条機器点検		消火設備、警報設備、避難設備、非常用電源の外観確認や作動確認			６ヵ月ごと
	○電気事業法 ･第39条点検	○受電設備 ･高圧受電設備	自家用電気工作物の受電･負荷設備について詳細な作動確認や測定の総合的な詳細点検	施設管理者	電気保安事業者	１年ごと
	○ 電気事業法 ･第42条点検		自家用電気工作物の受電･負荷設備について作動確認や測定			１ヵ月ごと
	○水道法 ･第34条点検	○貯水槽･簡易専用水道 ･有効貯水量10㎥超	水槽の清掃、外観検査、水質検査等	施設管理者	保安事業者	１年ごと
	○フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）	○業務用冷凍･空調機器 ･電動機の定格出力規模により異なる	フロン類の適正管理･設置、フロン類の漏洩防止（電動機の定格出力50kW以上）	施設管理者	専門業者	１年ごと
			フロン類の適正管理･設置、フロン類の漏洩防止（電動機の定格出力7.5～50kW未満）	学校施設課	専門業者	３年ごと
自主点検	･現地劣化状況調査	○学校教育系施設･関連公共建築物	構造躯体以外の部位･設備（屋根･屋上、外壁、内部仕上、電気設備、機械設備等）の劣化状況	学校施設課	専門業者	10年ごと
	･うるま市職員による補助的な点検		施設の不具合箇所の確認		市職員	適宜
	･学校関係者による日常的な点検		日常的な設備等の作動確認、不具合箇所の確認	施設管理者	教職員等	日常的

第6章　長寿命化の実施計画

6.1 学校施設の整備優先度

１）改修等の優先順位付け

改修とは建物の劣化又は陳腐化した状態から原状回復することに加え、機能・性能を向上させ改善する工事を行うことを指します。

学校施設の安全性と機能を維持し持続可能で健全な施設環境を利用するため、改修等を実施する際の優先順位の考え方を次表に示します。

表６－１　改修等の優先順位の考え方

劣化度	優先度	優先順位	内容
大	高	1	・主要構造部の障害や人身事故等の恐れ等の措置、安全性の確保に必要な改修等
		2	・劣化が進行することにより、周囲の部位・設備にも影響が及ぶ箇所の改修等 ・災害時の拠点、代替する施設機能が無い、社会的な要求が高い機能を有する等、その役割が重要である施設の改修等 ・本町の学校教育施設の整備方針に基づく学習環境の確保の為の改修等
	中	3	・部位・設備の修繕及び更新等周期に応じた時期がきている改修等 ・定期点検により機能不全・機能低下の兆候が確認された部位・設備の改修等
		4	・更新時期未満の他の部位・設備と抱き合わせで修繕・更新等を実施することで経済的な合理性が高い部位・設備の改修等 ・日常の使用や点検により、機能低下・機能不全の兆候が確認された部位・設備の改修等
低	低	5	・用途・機能として重要度が低く、代替可能である部位・設備の改修等

今後の学校施設の整備優先度について、前述の各施設の劣化状況調査結果及び健全度評価（P.61：表 3－15）に施設・建物用途の重要性（校舎・園舎 は、屋内運動場より使用頻度の観点で重要性が高いとする）を踏まえ、学校施設の優先度を１～6 区分として、次表に示します。

本町では優先度１及び２に該当する建物はありませんが、健全度の低い屋内運動場から優先的（10 年以内を想定）に長寿命化改修や改築等の対策を講じることを推進します。

なお、本章以下の学校施設の整備優先度及び長寿命化計画、整備計画は、長寿命化改修や改築において点検・診断の実施や施工計画の策定、工事等を効率的・効果的に行う観点から施設一体として実施することが想定されます。

表６－２　学校施設の整備優先度

学校施設の重要度に基づく重み付け（高→低）	健全度評価（低→高） Ⅰ（下限0点、25点未満）	Ⅱ（25点以上50点未満）	Ⅲ（50点以上75点未満）	Ⅳ（75点以上、上限100点）
Ⅰ 優先度高（校舎／園舎／学校給食センター）	優先度1	優先度2	優先度3	学校給食センター（90） 湘光中学校・南棟（88） 大井小学校・南棟（85） 相和小学校・校舎棟（85） 上大井小学校・南棟（85） 湘光中学校・北棟（85） 大井小学校・北棟（82） 上大井小学校・北棟（82） 湘光中学校・食堂棟（82） 大井幼稚園・園舎（82） 相和幼稚園・園舎（79） 大井第二幼稚園・園舎（78） 優先度4
Ⅱ 優先度中（屋内運動場）	優先度2	上大井小学校・屋内運動場（31） 優先度3	相和小学校・屋内運動場（67） 湘光中学校・屋内運動場（58） 大井小学校・屋内運動場（54） 優先度4	優先度5
Ⅲ 優先度低（その他）	優先度3	優先度4	優先度5	優先度6

※表中の（　）内数値は、健全度を示します。

表６－３　学校施設の整備優先度（評価集計）

学校施設の優先度別棟数	Ⅰ 25点未満	Ⅱ 25点以上50点未満	Ⅲ 50点以上75点未満	Ⅳ 75点以上	合計
Ⅰ 優先度高 （校舎／園舎／学校給食センター）	0 （優先度1）	0 （優先度2）	0 （優先度3）	12 （優先度4）	12
Ⅱ 優先度中 （屋内運動場／武道場）	0 （優先度2）	1 （優先度3）	3 （優先度4）	0 （優先度5）	4
Ⅲ 優先度低（その他）	0 （優先度3）	0 （優先度4）	0 （優先度5）	0 （優先度6）	0
合　計	0	1	3	12	16

6.2 学校施設の長期整備計画(案)

１）今後 35 年間の学校施設長期整備計画（案）

令和８年度（2026 年度）～令和 42 年度（2060 年度）までの今後 35 年間の学校施設長期整備計画（案）を次表に示します。

劣化状況調査結果の健全度等による整備優先度、学校施設別の修繕・改修等の実績、文部科学省の「解説書」付属エクセルソフトにより算定した今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）の結果を踏まえ、前述の改築、改修等周期（P.87：図４－3）に基づいた学校施設の改築、長寿命化改修、予防改修、部位改修の実施時期について、学校施設及び建物用途別に示します。

また、本計画は５年ごとの見直しを基本としており、今後の財政状況や社会情勢、町の優先施策に応じて、適宜、計画を見直し・修正される可能性もあることを留意する必要があります。

本町の学校施設の建物は、建築後 40～50 年を経過している建物が多くありながら、校舎の長寿命化改修は令和４年までに実施済みです。そのため、維持・更新コストを 40 年間トータルで見据えた場合、今後 10 年間は比較的にコスト低減となります。しかし、以降 10 年間単位での維持・更新コストは、予防改修及び改築時期が集中的に到来する時期を迎えることにより増大していくため、それらに伴う施設整備費の財源確保に備えておく必要があります。

早急な改修が求められる建物については、近年中の対応を想定しつつ、財政的かつ施行体制上の困難な状況も勘案し、整備優先度に基づき、施設整備コストを見据え、平準化を図りつつ施設整備計画を策定し、実行していきます。

表６－４　学校施設長期整備計画（案）

施設名	建物名	棟番号	長期整備計画　案（35年間）						
			第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
			令和8～12年度 2026～2030	令和13～17年度 2031～2035	令和18～22年度 2036～2040	令和23～27年度 2041～2045	令和28～32年度 2046～2050	令和33～37年度 2051～2055	令和38～42年度 2056～2060
大井小学校	北棟	001	部位改修（劣化度対応）		予防改修				改築
	南棟	005			予防改修				改築
	屋内運動場	008	部位改修（劣化度対応／空調設備）		長寿命化改修				予防改修
相和小学校	校舎棟	001				予防改修			
	屋内運動場	006	部位改修（劣化度対応／空調設備）			予防改修			
上大井小学校	南棟	001-1、001-2			予防改修				改築
	北棟	002-1、002-2、010、011	部位改修（劣化度対応）		予防改修				改築
	屋内運動場	008-1	部位改修（劣化度対応／空調設備）		改築				予防改修
湘光中学校	北棟	002-1、002-2、007、008	部位改修（LED化）	予防改修				改築	
	食堂棟	003	部位改修（LED化）	予防改修				改築	
	南棟	004-1、004-2	部位改修（LED化）	予防改修				改築	
	屋内運動場	005	改築				予防改修		
相和幼稚園	園舎	002	閉園						
大井幼稚園	園舎	002	部位改修（LED化）			長寿命化改修			
大井第二幼稚園	園舎	001	改築（認定こども園）	所管替え					
学校給食センター	学校給食センター	004	予防改修				長寿命化改修		

6.3 学校施設の整備計画(第2期以降の 10 年間)

１）今後 10 年間の学校施設整備計画（案）

令和８年度（2026 年度）～令和 17 年度（2035 年度）までの今後 10 年間の学校施設整備計画（案）を次表に示します。

劣化状況調査結果の健全度等による整備優先度、学校施設別の修繕・改修等の実績、文部科学省の「解説書」付属エクセルソフトにより算定した今後の維持・更新コスト（長寿命化・改築併用型）の結果を考慮した上で整備計画を示します。

表６－５　今後 10 年間の施設整備関連経費（項目別合計）

（単位:百万円）

費用項目			第2期					第3期				
			令和8年度（2026）	令和9年度（2027）	令和10年度（2028）	令和11年度（2029）	令和12年度（2030）	令和13年度（2031）	令和14年度（2032）	令和15年度（2033）	令和16年度（2034）	令和17年度（2035）
施設関連経費	施設整備費(増改築･改修等)		93.9	340.1	973.9	317.8	57.8	57.8	57.8	393.0	546.5	698.8
	経常修繕費		18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2	18.2
	その他施設関連経費		5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
	光熱水費		40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5	40.5
施設整備費（増改築・改修等）内訳	小学校	年間 計	93.9	93.9	57.8	181.3	57.8	57.8	57.8	57.8	57.8	57.8
		5年間 計	484.6					288.9				
		10年間 計	773.5									
	中学校	年間 計	0.0	174.2	136.5	136.5	0.0	0.0	0.0	335.2	488.7	641.0
		5年間 計	447.2					1,464.9				
		10年間 計	1,912.1									
	幼稚園	年間 計	0.0	72.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		5年間 計	72.0					0.0				
		10年間 計	72.0									
	給食センター	年間 計	0.0	0.0	779.6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
		5年間 計	779.6					0.0				
		10年間 計	779.6									
施設関連経費（小･中･幼･給セン）合計額		年間 計	157.7	403.9	1,037.7	381.6	121.6	121.6	121.6	456.8	610.3	762.6
		5年間 計	2,102.4					2,072.9				
		10年間 計	4,175.2									

今後 10 年間（計画期間の第２期以降）の学校施設の改築、長寿命化改修、予防改修、部位改修の計画時期（案）及び施設整備関連経費について、学校施設及び建物用途別に次表に示します。

表６－６　今後 10 年間の学校施設整備計画（案）及び施設整備関連経費（工事別）

（単位：百万円）

施設名	健全度	優先度（5区分）	建物用途	棟番号	第2期 令和8年度（2026） 工事種目	金額	令和9年度（2027） 工事種目	金額	令和10年度（2028） 工事種目	金額	令和11年度（2029） 工事種目	金額	令和12年度（2030） 工事種目	金額	第3期 令和13年度（2031） 工事種目	金額	令和14年度（2032） 工事種目	金額	令和15年度（2033） 工事種目	金額	令和16年度（2034） 工事種目	金額	令和17年度（2035） 工事種目	金額
大井小学校	81	4	北棟	001	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9	部位改修（劣化度対応）	7.9
	84	4	南棟	005																				
	53	4	屋内運動場	008	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応・空調設備）	77.0	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7	部位改修（劣化度対応）	21.7
相和小学校	84	4	校舎棟	001																				
	73	4	屋内運動場	006	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応・空調設備）	33.1	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8	部位改修（劣化度対応）	3.8
上大井小学校	84	4	南棟	001-1、001-2																				
	81	4	北棟	002-1、002-2、010、011	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7	部位改修（劣化度対応）	7.7
	30	3	屋内運動場	008-1	部位改修（劣化度対応）	52.7	部位改修（劣化度対応）	52.7	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応・空調設備）	55.5	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応）	16.7	部位改修（劣化度対応）	16.7
湘光中学校	84	4	北棟	002-1、002-2、007、008			部位改修（LED化）	16.5															予防改修	641.0
	81	4	食堂棟	003			部位改修（LED化）	8.6											予防改修	335.2				
	87	4	南棟	004-1、004-2			部位改修（LED化）	12.6													予防改修	488.7		
	59	4	屋内運動場	005			改築	136.5	改築	136.5	改築	136.5												
相和幼稚園	78	4	園舎	002	閉園																			
大井幼稚園	81	4	園舎	002			部位改修（LED化）	6.5																
大井第二幼稚園	77	4	園舎	001			改築（認定こども園）	65.5	所管替え															
学校給食センター	90	4	学校給食センター	004					予防改修	779.6														
施設整備費　小学校　年間　計					93.9		93.9		57.8		181.3		57.8		57.8		57.8		57.8		57.8		57.8	
施設整備費　小学校　5年間　計					484.6										288.9									
施設整備費　小学校　10年間　計					773.5																			
施設整備費　中学校　年間　計					0.0		174.2		136.5		136.5		0.0		0.0		0.0		335.2		488.7		641.0	
施設整備費　中学校　5年間　計					447.2										1,464.9									
施設整備費　中学校　10年間　計					1,912.1																			
施設整備費　幼稚園　年間　計					0.0		72.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
施設整備費　幼稚園　5年間　計					72.0										0.0									
施設整備費　幼稚園　10年間　計					72.0																			
施設整備費　給食センター　年間　計					0.0		0.0		779.6		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
施設整備費　給食センター　5年間　計					779.6										0.0									
施設整備費　給食センター　10年間　計					779.6																			
施設整備費（増改築・改修等）					93.9		340.1		973.9		317.8		57.8		57.8		57.8		393.0		546.5		698.8	
経常修繕費					18.2		18.2		18.2		18.2		18.2		18.2		18.2		18.2		18.2		18.2	
その他施設関連経費					5.1		5.1		5.1		5.1		5.1		5.1		5.1		5.1		5.1		5.1	
光熱水費					40.5		40.5		40.5		40.5		40.5		40.5		40.5		40.5		40.5		40.5	
施設関連経費（小・中・幼・給センン）総額　年間　計					157.7		403.9		1,037.7		381.6		121.6		121.6		121.6		456.8		610.3		762.6	
施設関連経費（小・中・幼・給センン）総額　5年間　計					2,102.4										2,072.9									
施設関連経費（小・中・幼・給センン）総額　10年間　計					4,175.2																			

6.4 長寿命化計画の縮減効果と財源確保

１）長寿命化計画の維持・更新コストの見通し

文部科学省の「解説書」付属エクセルソフトにより試算された「従来型」の今後の維持・更新コストは、試算期間 40 年間で約 206.2 億円、年平均約 5.2 億円と算定されました。一方、長寿命化改修周期により算定した「長寿命化・改築併用型」の今後の維持・更新コストは、試算期間 40 年間の総額で約 201.6 億円、年平均は約 5.0 億円となり、「従来型」と比較して 40 年間の総額では約 4.8 億円、年平均約 0.1 億円のコスト低減と試算されます。

「長寿命化・改築併用型」は、過去５年間（令和２年度～令和６年度）平均の施設関連経費約 1.9 億円と比較して約 2.7 倍となり、年平均で約 3.1 億円の増加が試算されます。長寿命化改修を図るとしても、今後も多大な施設関連整備費用が掛かると試算されます。

今後の維持・更新コスト「長寿命化・改築併用型」を 10 年単位で見ていくと、第２期～第３期に当たる令和８年度（2026 年度）～令和 17 年度（2035 年度）の直近 10 年間では、２回目の予防改修及び一部施設の改築時期に当たり、総額は約 41.8 億円、年平均は約 4.2 億円となり、また、第７期～第８期に当たる令和 33 年度（2051 年度）～令和 42 年度（2060 年度）の 10 年間では、改築時期の施設が増加し、総額は約 79.4 億円、年平均は約 7.9 億円が試算されることから過去５年間（令和２年度～令和６年度）の約 4.2 倍の施設関連整備費用が見込まれることになります。

また、近年の建設工事資材価格・燃料費の高騰や人手不足・高齢化による人件費の上昇等による社会経済情勢の影響により、施設関連整備については、今後も維持・更新コストが増大していくことも考慮する必要があります。将来的な町の財政状況等を鑑みると、今後も過去と同様に予算を見込めるとは限らず、これら施設関連整備に関わる財源確保が大きな課題となっていきます。

そのため、今後は、長寿命化や予防保全を推進していく上で、部位別改修の抱き合わせ工事や一括発注、包括的民間委託等の効率的・効果的な工事手法の検討や工夫により、維持管理コストの低減及び平準化に努めていきます。さらに、将来的に本計画の見直しを行っていく過程において園児・児童・生徒数の推移に注視しつつ、町民へ情報開示やご意見を伺いながら、学校施設の減築や適正規模・適正配置等についても併せて検討していく必要があります。

２）国庫補助金制度の活用

国では「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」等に基づき、公立学校施設の整備に関する補助事業を定め、学校施設の改造、改修、改築を支援しています。施設整備の実施段階においては、国庫補助金制度を最大限に活用し、財政支出の縮減を図ります。

３）財政負担の軽減及び平準化のための事業検討

（１）PFI 方式の導入効果

大井町総合管理計画の基本方針の１つ「公民連携の推進」では、PFI／PPP 手法の導入により、施設の整備、更新、管理運営において、民間事業者の資金やノウハウを活用し、より効果的・効率的なサービスの提供が挙げられています。

PFI 方式の導入には、公共サービスや性能水準を確保した上で、従来手法で公共が実施するよりも民間で実施する方が事業コストを低減できる等の条件がありますが、導入可能である場合は、以下の効果が考えられます。

①総事業コストの縮減（財政負担の軽減）
②PFI 事業コストの事業期間中での割賦支払いが可能（財政支出の平準化）
③包括発注により、事業立案における事務業務等の低減（職員の業務負担の軽減）

（２）PFI 方式の導入事例

公立学校の施設整備において PFI 方式が導入可能な範囲は限定されますが、下記のような事例は、事業コストの縮減及び平準化の効果が高く、民間事業者の参入も見込みやすいため、導入可能性が高いと考えられます。

①工事後に維持管理が伴うエレベーター、エアコンの改修・更新を複数校一括で整備する等の事業
②複数校をまとめて整備可能な場合の大規模改造、長寿命化改修整備及び改築事業
③学校施設の改築時期に合わせて、他の公共施設と複合化する整備かつ他の公共施設の用途が民間企業による運営が可能である場合の新規整備事業

今後は、学校施設においても PFI 方式の導入可能な条件等と効果を勘案しながら、施設整備の一手法として検討することも重要と言えます。

（参考）PFI 手法の導入事例について

内閣府から公表されている「PPP/PFI 推進アクションプラン（令和元年改定版）」（令和元年６月 21 日 民間資金等活用事業推進会議決定）を踏まえ、文部科学省は、地方公共団体において多様な PPP/PFI 手法等が導入されることを促進するため、文教施設分野における先導的な PPP/PFI 事業等の事例を調査・分析し、PPP/PFI 手法等の導入促進に効果的な事例を公表しています。

■小中学校の空調設備整備事業の活用事例

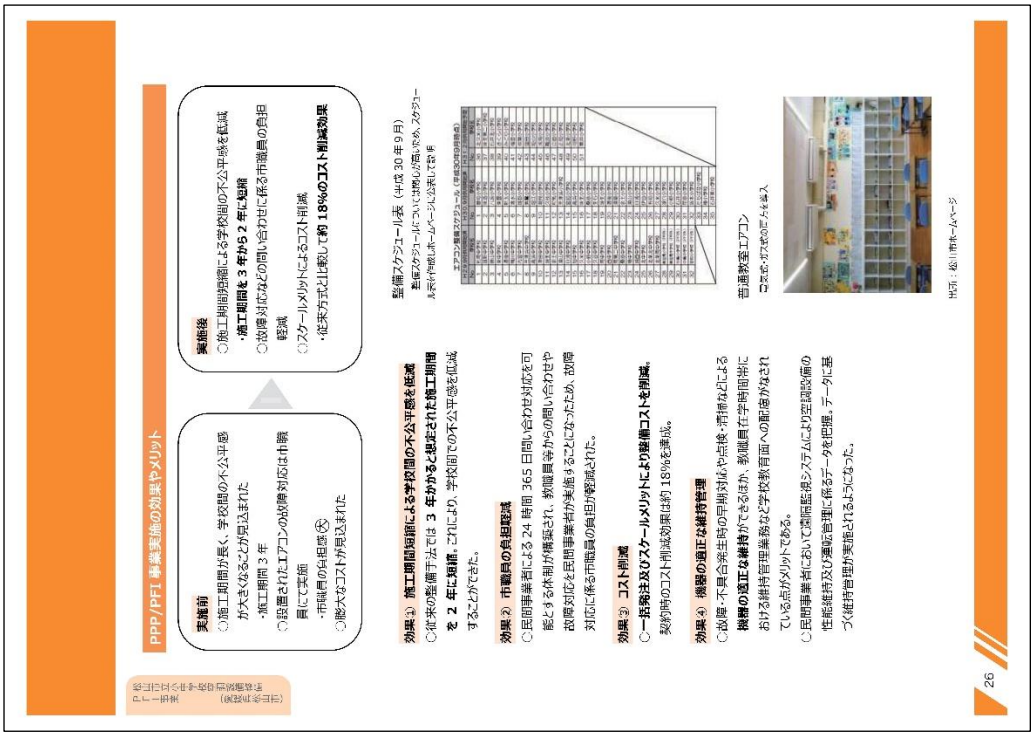

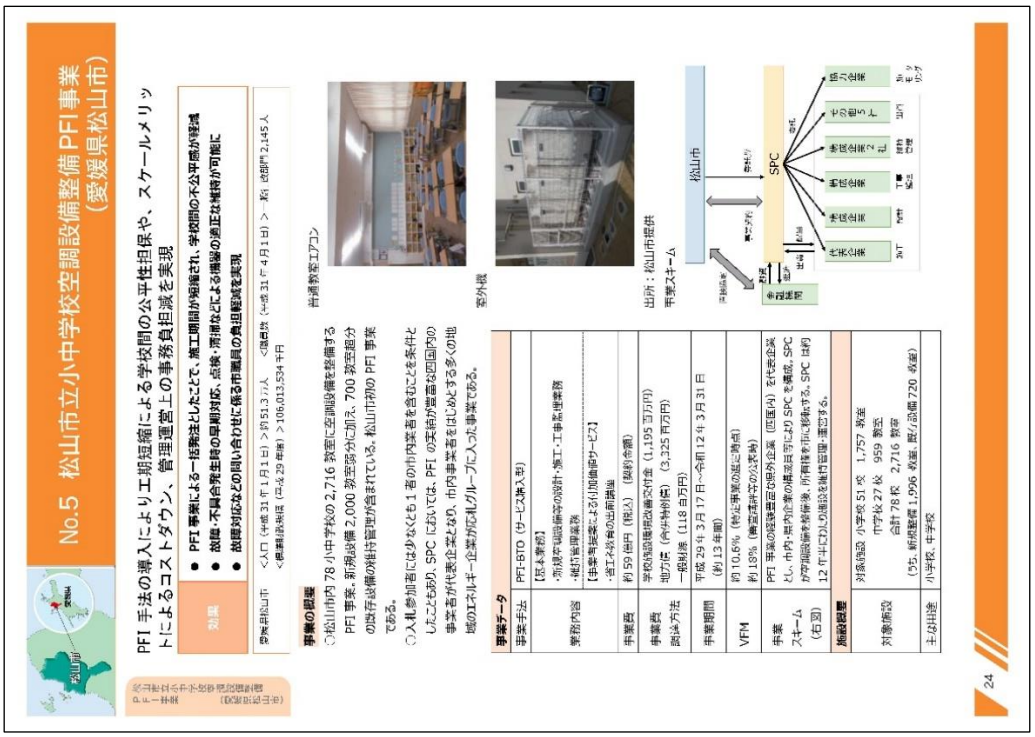

引用：「文教施設における多様な PPP／PFI 事業等の事例集　維持管理等のみを行う先導的な PPP／PFI 事業編」（令和２年３月　文部科学省　文教施設における多様な PPP／PFI 事業等の調査研究　協議会）

第7章　長寿命化計画の継続的運用方針

7.1 推進体制の整備

１）　推進体制の構築と連携

計画を継続的に実施するために、教育総務課を中心に関係部署と連携し、全庁的な推進体制の整備に取り組んでいきます。

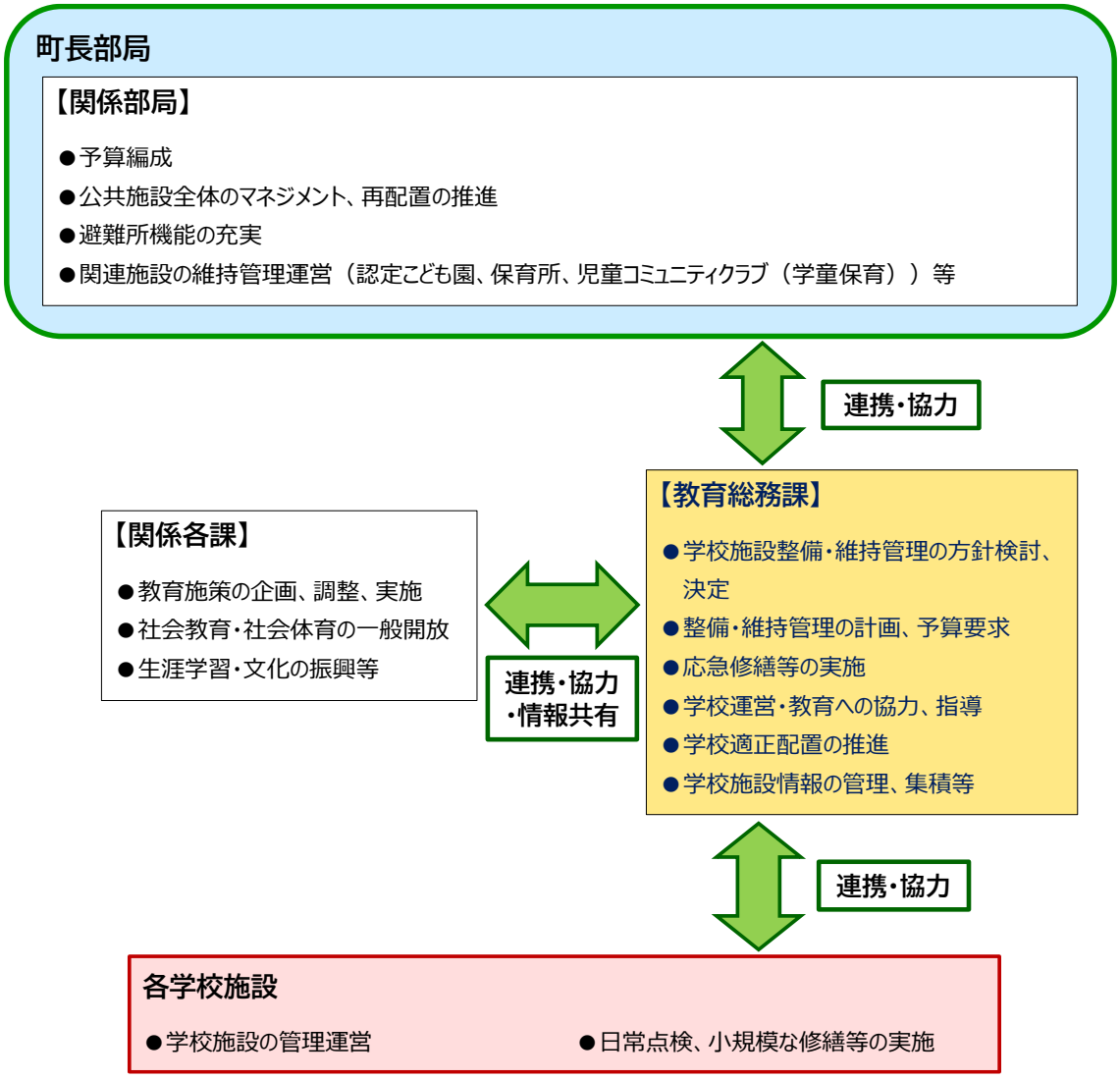

図７－１　推進体制における担当部署との連携イメージ

7.2 情報基盤の整備と活用

１）　学校施設情報の共有化の仕組みの構築

学校施設の劣化状況の点検・評価結果は、今後の維持管理の基礎資料となる重要な情報であり、記録し、保管していく必要があります。また、点検・評価後に修繕や改修等を行った場合の履歴についても、同様に管理していくことにより、効果的・効率的な維持管理が可能

となります。その際、関係各課でこれら各情報を相互に反映（随時更新）できる一元的な管理を行うため、施設情報を共有化する仕組みの構築が求められます。そのため、学校施設の基本情報、光熱水費等の維持管理費や劣化状況調査結果、修繕や改修履歴のデータベース化や施設管理システム等の活用も検討しつつ、一元的な管理による学校施設情報の共有化や継続的な運用及び維持管理を推進していきます。

7.3 フォローアップの実施方針

1）PDCA サイクルによるフォローアップ

計画の進捗状況を把握・評価し、状況に応じて適切に改善を行います。そのため、PDCA サイクルの考え方に基づいて計画の推進に取り組みます。特に、計画の見直し時は、長寿命化の実施状況、施設の劣化度を評価、検証し、改善に向けての検討等、チェック機能とフォローアップに基づく取り組みを推進していきます。

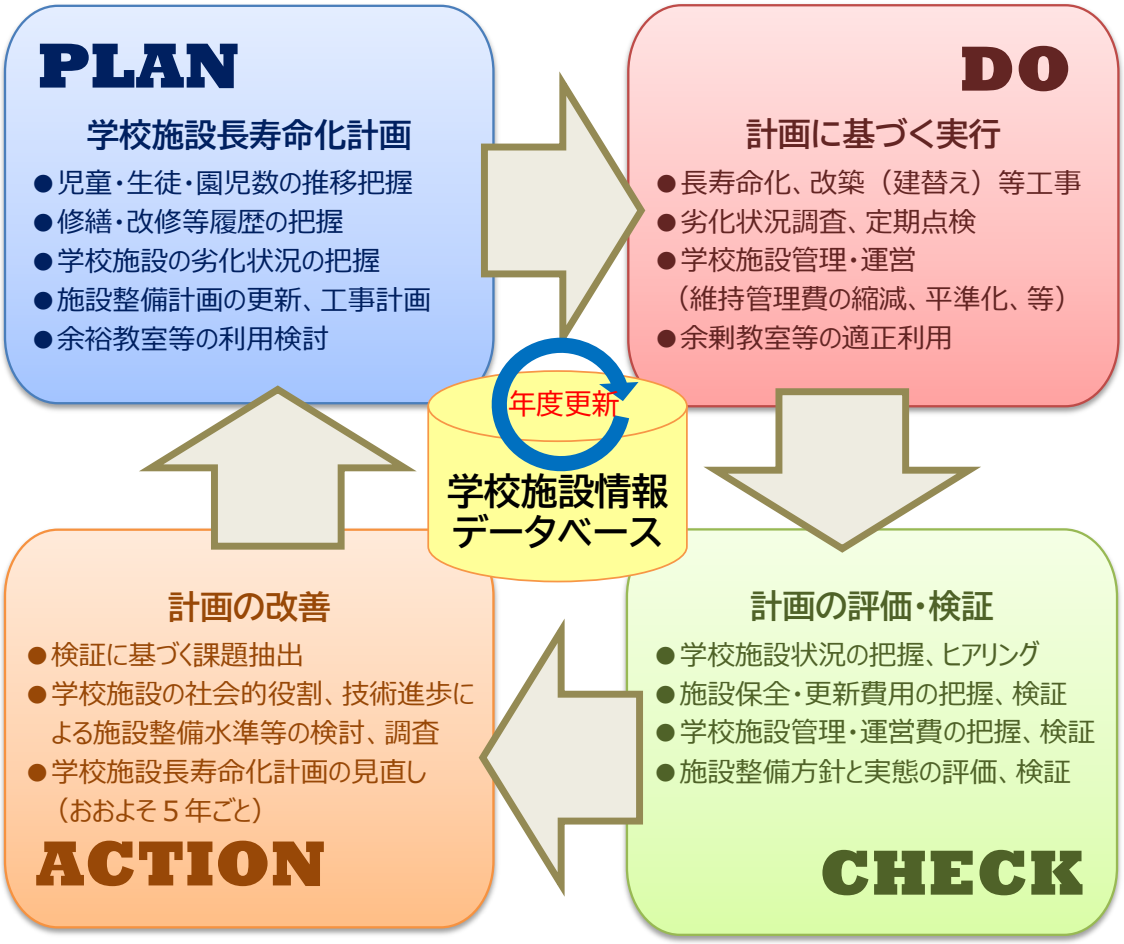

図７－２　PDCA サイクルによるフォローアップの実施方針

大井町学校施設長寿命化計画（案）

令和8年 3月 改定

大井町教育委員会 教育総務課

〒258-8501
神奈川県足柄上郡大井町金子 1995
電話番号 ：0465-85-5015
FAX ：0465-82-3295